第三部　勞働施設及對策

概說……四九七
第一篇　雇主の施設及對策……四九八
第一章　工・鑛・交通業資本家の施設及對策……四九八
第一節　慰撫的對策……四九八
第二節　協調的對策……五〇四
第三節　對抗的對策……五〇八
第二章　官公業當局の施設及對策……五一三
第一節　慰撫的對策……五一三
第二節　協調的對策……五一四
第三章　農業地主の對策……五一四
第一節　慰撫的協調的對策……五一五
第二節　對抗的對策……五一六
第二篇　社會政策的施設……五一八
第一章　一般勞働者に對する施設……五一八
第一節　一般的施設及方針……五一八
第二節　工場・鑛山監督方針……五二三
第三節　對勞働災害及勞働衞生施設……五二五
第四節　保險施設……五三一
第五節　勞働者教育施設……五三七
第二章　農民に對する施設……五四一
第一節　政府の施設……五四三
第二節　府縣の施設……五五七
第三節　農會……五六〇
第三章　中間階級者に對する施設……五七〇
第四章　婦人勞働者及職業婦人に對する施設……五七一
第五章　少年勞働者に對する施設……五七三
第六章　商業使用人に對する施設……五七三
第七章　海外移民に對する施設……五七三
第三篇　勞働者運動對策……五七六
第一章　工・鑛・交通業勞働者運動對策……五七六
第一節　勞働爭議對策……五七六
第二節　勞働運動對策……五七九
第二章　農民運動對策（小作爭議對策）……五八〇
第三章　社會立法協會……五八一

第三部　(勞働施設及對策)統計表

第一表　工場扶助給與統計（昭和八年）
其一　工場種別扶助件數
其二　扶助金額及休業扶助料支給日數
第二表　勞働者災害扶助統計（昭和八年）
第三表　鑛夫扶助統計（昭和八年）
第四表　官業員共濟組合統計（昭和七年）
第五表　共濟團體統計
第六表　簡易保險統計
其一　事業成績累年表
其二　保險契約狀況（昭和八年）
其三　事業各月狀況（昭和九年）
其四　簡易保險積立金貸付狀況
第七表　郵便年金各月狀況（昭和九年）
第八表　健康保險統計
其一　被保險者數累年表
其二　被保險者數月表（昭和九年）
其三　保險給付成績（昭和八年）

概　說

上來、第一部においては「非常時」情勢下における我が勞働者および農民の狀態が依然として暗澹たる事實を述べ、第二部においてはこの勞働者および農民の運動が同じ情勢の下に辿りつゝある動向を述べた。そこでは勞働運動に對する年來の國家主義的或ひはファッシズム的事態の影響が、その蠱惑的な姿を消したが漸く內在的になり、地味になり、かくして深刻化したと見られた。第三部においては、かゝる勞働者・農民の狀態と運動とに對する資本家地主の政策、云ひかへれば前者との接觸面における資本家地主の陣營を見ようといふのであるが、こゝでも非常時的姿態はいよいよ明瞭を加へてゐる。

前年度版において我々は、非常時それ自體がおのづから一個の勞働政策を遂行しつゝあり、非常時なる標語の高唱がおのづから勞働統制の强化を齎しつゝある、と述べたが、この事態はそのまゝ進展しつゝありと見られる。官營事業においては、このことはますます明白で、例へば勞働組合の操縱においてその意圖は充分に伸べられつゝある。

總じて資本家の對策は、個々の資本家がそれぞれの工場職場において遂行する個々の政策から、轉じて資本家階級としての意識的な集團的・統制的な、したがつてまた公然たる對策として表明されんとする傾向に進んで來てゐるのだが、本年度において國際日本の問題として日程に上つたソシアル・ダンピング問題の如きに際しては、我が資本家は全く支配階級として、露骨にもこの問題を自己にとつて極めて有利に、極めて自由に、解決したのである。資本の形態が獨占化され統制化が進むに從つて、勞資間の問題も公然たる姿において表明され、その解決もまた甚だ露骨に勞資相互間の力關係のもとに公然と遂行されんとするのを見るのである。

かゝる根本的な問題を別として、本年度においては軍需インフレーションの進展に伴ひ、例へば臨時工問題、解雇手當問題、等々が漸く當面の課題として登場し來つた。これに對しては、第三者たる政府當局もこれが對策を强要されるものゝ如くであつたが、本年中においては未だ何ら具體化の運びには至らなかつた。

政府當局の對策は依然として農村對策が中心であつたのである。蓋し軍需インフレーションによつて都市勞働者の蒙りつゝある影響は、表面上なほ明るい方向を指してをり、その暗き裏面はなほ社會の意識にまで浮び上らなかつたからである。そして農村の實狀からすれば、それもまた當然であると云へたのである。

主要なる救農對策として擧げられるのは、米穀對策、蠶繭對策、および一般的な時局匡救策である。しかし乍ら、米穀制統法の補强工作は、あたかも各地の凶作と鉢合はせして、たゞに貧農をより以上の不利の狀態に陷れたばかりでなく、謂ゆる「飯米飢饉」の激化をさえ齎らした。その工作は、むしろ大地主および中間商人のための「補强」に終つたかの觀がある。蠶絲對策としてとられた一二の立法も、主として製絲業者救濟に役立つたにとゞまり、養蠶農家救濟應急策として投げ出された三百萬圓の如き、依然たる繭安に呻吟したこの種農民を救ふに幾何の力たり得たであらうか。時局匡救策と

しての農村工業化は本年度農村對策の一標語であつた。しかしながら、この運動のもつ理論上の諸問題を別としても、現實の問題として農村工業化運動は未だ「標語」以上多くを出づることはできなかつた。最後に、土地問題をめぐつて激化し深化する小作爭議に至つては、殆んど對策の進められたものがない。

とは云へ、政府當局が窮乏農村に對して異常の關心をもち、幾多の救農施設を行ひ、また行はんとせることは事實である。たゞ事態の進展する速さと深さとは、これらの施設對策をもつて彌縫するにはあまりにも大であり、勢ひ人々をして政策の貧困を嘆ぜざるを得ざらしめたのである。

第一篇　雇主の施設及び對策

第一章　工・鑛・交通業資本家の施設及び對策

資本家雇主の勞働者に對する施設および對策を、慰撫的對策、協調的對策、および對抗的對策の三節に分つて述べる。

第一節　慰撫的對策

一　共濟組合

共濟組合は、健康保險法の實施以來職工の多くは同保險法による給付を受くる結果、强ひて共濟組合を組織するの必要なきため既に設定せられたものと雖も成立當初の目的の大半を失ひ解散するものも多く、或は爾後組合會費の徴集を廢止し現有資金のみをもつて職工の慰安教化其他の福利施設に支出しつゝあるものもある。昭和八年工場監督年報には長崎、新潟、三重、愛知、靜岡、長野、岡山、山口、香川、愛媛、大分の諸縣における狀況の詳細が報告せられてゐる。

帝國統計年鑑に據るに、友愛組合なる名稱のもとに包括せられる共濟團體の數は昭和八年末現在三、五八八、このうち共濟を主とする組合は一、九八六を占む。組合數、組合員數ともに前年より增加してゐる。

	昭和八年末	昭和七年末	昭和六年末
友愛組合數	三、五八八	三、三四〇	三、三九四
共濟を主とするもの	一、九八六	一、七九九	一、九〇七
修養を主とするもの	三六三	三四六	三八一
その他	一、三九九	一、一九五	一、一〇六
組合員總數	五六九、八二〇	五五九、八三四	四八六、一六〇

〔備考〕――第五十三回帝國統計年鑑による。

右のうち「共濟を主とする組合」を地方別にその多數を擁する順序に見れば次の如くである(昭和八年末現在)。この年度においても各地方により著しき增減のあることが注目される。

北海道	一七四	千葉	一〇六		
東京	一五三	福島	一〇三		
大阪	一三七	神奈川	九〇		

〔備考〕――同上帝國統計年鑑及び前年度本年鑑參照。

二　扶助給與

工場における扶助給與　工場における扶助については未だ昭和九年の狀況が發表せられてゐない。昭和八年中民營工場における業務上の死傷病者に對し扶助したる件數は一五、八八一件にしてその扶助金額は八二〇、〇三二圓である。これをその前年分に比較するに、件數について六、三七二件、金額において九三、四〇六圓、夫々增加を示してをり、一件平均額は著減してゐる。いま最近四年間の趨勢を見るに次の如くである。

	件數	金額	一件平均
昭和五年	一三、九一五	八九二、六五二円	六四・一五〇円
同六年	八、〇六七	八七一、二七一	一〇八・〇〇四
同七年	九、五〇九	七二六、六二六	七六・四一五
同八年	一五、八八一	八二〇、〇三二	五一・六三六

〔備考〕――工場法又は鑛業法による扶助給與は昭和元年末限りその大部分は健康保險給付にとつて代られた。從つて昭和二年以後における扶助給與の狀況は、鑛山、工場、いづれにおいても、在來の趨勢と著るしく異り、扶助件數扶助金額ともに甚しく減少してゐる。

鑛山における扶助給與　鑛山鑛夫における扶助は昭和二年以來、扶助人員、扶助金額ともに減少しつゝあつたが、昭和八年度において逆に增加を示し、九年度においては扶助人員が減少して、扶助金額が增加してゐる。即ち九年中鑛夫勞役扶助規則によつて扶助を受けたる總人員は一二、〇〇一人、扶助料總額一、五九六、五四七圓、之を前年に比較すれば人員において一、二一八人（九・二％）の減少、金額において一九八、八二五圓（一四・二％）の增加である。右扶助人員及び金額を扶助種別に內譯して前年と比較すれば次の如くである。

扶助種別人員

	昭和八年 負傷	昭和八年 疾病	昭和八年 計	昭和九年 負傷	昭和九年 疾病	昭和九年 計
死亡者	八〇九人	一六人	八二五人	四、五六四人	七二人	四、六三五人
障害扶助料を受けたるもの	三、九六二	一〇七	四、〇六九	一三	一	一三
打切扶助料を受けたるもの	八	一四	一五	二〇	一九八	一九八
三十日以上の休業扶助料を受けたる者	二〇	—	二〇	八、一〇〇	六、二五九	六、二九九
その他の者	八、〇四三	五七	八、一〇〇	一二、八七九	四〇	一二、八七九
計	一三、〇三八	一八一	一三、二一九	一三、〇〇一	三三	一三、〇〇一

扶助種別扶助金額

	昭和八年 負傷	昭和八年 疾病	昭和八年 計
療養費	一二五、二六四円	三九〇円	一二五、六五四円
休業扶助料	一三九、八六二	九八九	一四〇、八五一
障害扶助料	六二九、〇九二	三三、三三〇	六五一、四二二
遺族扶助料	四六五、一一〇	五、九六九	四七一、〇七九
葬祭料	五、五七四	—	五、五七四

打切扶助料	一三、〇〇三	一、一五〇		一三、一五三
計	一、三六六、九〇四	三〇、八一八	一、三九七、七三三	

昭和九年

	負傷	疾病	計
療養費	一三四、八四〇円	四九二円	一三五、三三二円
休業扶助料	一四八、六四二	五〇六	一四九、一四八
障害扶助料	七一八、六七八	一九、三一八	七三七、九九六
遺族扶助料	五二四、四九三	五、二〇五	五二九、六九八
葬祭料	三一、七〇三	三〇	三一、七三三
打切扶助料	一三、六四〇	—	一三、六四〇
計	一、五七〇、三九六	三五、五五一	一、五九六、五四七（増一九、八二五）

三　歸鄉旅費の支給

工場法施行令第二十七條により歸鄉旅費の支給を受けたる職工數は昭和八年において一萬二千六十八人（前年一六、五二一人）にして、その金額は三萬七百十六圓（前年四〇、四五六圓）である。これらを前年の分と比較するに、人員において四、四五三人、支給金額については九、七四〇圓、いづれも減少を示してゐる。

次に、これが支給狀況を業務別に見るに、染織工場首位を占め、職工數においては九七％、支給金額については九二％に當つてゐる。なかんつく多きは製絲、紡績及び織物等の各業でその殆んどすべてが女子である。

歸鄉旅費を受けたる職工數

	業務上の傷病者	女子	未成年者	計	歸鄉旅費額
昭和四年	一九一	一〇、七四七	三二	一一、二四九	三七、六二八円
同　五年	六九	一一、五三六	六八〇	一三、二八五	四四、二七四
同　六年	八二	一一、七六九	一、二八四	一三、一三四	三三、三六〇
同　七年	四六	一五、〇七九	一、三九六	一六、五二一	四〇、四五六
同　八年	六一	一〇、九八五	一、〇二三	一三、〇六八	三〇、七一六

四　福利慰安施設

勞働者に對する福利慰安施設は漸次ながらも進められつゝあると見られてゐる。昭和八年の工場監督年報の報告するところを見るに、「勞働者の福利增進に關する施設は、時勢の進運と工場法施行官憲及び各地方工業主福利團體との協力指導とに依り益々當業者の理解を深め、漸次之が普及を見ると共に既設施設の改善を示せるは累年本年報の報ずる處なり。凡そ福利施設の普及改善は産業能率の增進と不可分の關係にあるものなるが故に、工業主も能ふ限り之が改善發達に努力をなし、監督官憲も奬勵して居る所なるも、數年來の財界不況は工業主をして福利施設の如きを深く顧るの暇なからしめ之が發達に支障を來し居れる處なるも本年に入り稍産業回復の曙光を見るや福利施設も漸次改善の傾向にあり」と云ふ。

しかし福利慰安施設が事實上どの程度勞働者の福祉に貢獻しつゝあるかを知ることは困難な問題である。この種の施設は行はざるに優ることむろんとは云へ、それが低賃銀の補償たる意味をもつとすれば種々の問題をふくむと思はれる。昭和八年末から九年を通して

謂ゆるソシアル・ダンピング問題が登場するや、資本家筋は我國の福利施設が高度であり諸外國に多くその比を見ざるものだといふ點から、日本の低賃銀はその外觀よりも大いに割引して考慮さるべきだと主張した。しかるに、事實においては、日本工業倶樂部の調査（前年度本年鑑參照）が自ら明かにしてゐるやうに、いはゆる福利施設費なるものは微々たるものに過ぎぬ。それは我が低賃銀を補償するには遠く足りないものと見られるのである。若しそれ、福利施設の存在そのものが、我國勞働者の賃銀の上昇を押へる一槓杆となつてゐるとするならば、この種施設の存在そのものが尚ほ吟味さるべき多くの問題をもつと言はざるを得ないのである。工場・鑛山等における福利慰安施設は、本來的にいへば、かゝる集團的共同作業に必然に伴ふ諸種の弊害・苦痛・不便を排除し、作業場生活そのものを積極的に明朗化すべき性質のものであつて、從つてこの種の施設費は、事業主が勞働者に給付する賃銀部分とは初めから無關係のものである筈であらう。この種の施設の高度化は固より喜ぶべきであるが、それをもつて賃銀の低位を補償しうる性質のものではない。ソシアル・ダンピングを辯護した資本家筋の議論にはこの點に關する混同がなかつたとは云へない。

福利慰安施設に關する調査は最近社會局において引つゞき行はれつゝある。本年鑑前年度版にはその一つとして「工場鑛山の福利施設調査、第二、經濟施設」を紹介したが、こゝにはそれにつゞく「工場鑛山の福利施設調査、第三、慰安、娯樂、保健、倶樂部施設及委員組織」から、その要領を紹介してみる。（詳細については上掲書參照）

慰安施設の近狀

一、映畫觀劇　工場鑛山における慰安娯樂施設として、最も著しい普及を示してゐるのは、映畫會の開催である、本調査の結果においても、施設工場千百四十七（調査工場に對する施設工場の割合五〇%）、鑛山においては施設鑛山九十六（八二%）を數へ、將來益々盛ならんとする傾向にある。これらのうちには、工場鑛山において映寫機フヰルム等を備へるもの、あるひは、府縣その他の團體と連絡して、資料の供給を仰ぐもの、フヰルムライブラリーに加入して、定期的に映寫會を催すもの又は附近常設活動寫眞館と特約して、隨時觀覽せしむるもの等ある。その他觀劇會、浪花節、義太夫、講談、落語、手品、ニワカ、歌劇、手踊、ダンス、音樂會等の演藝的な催しもの、又は、勞務者有志のかくし藝、素人餘興大會、その他盆踊等の舞踊會を催して無味なる生活に情操の活躍を促さんとするもの等相當に多い。經費は少數の例外を除く外、いづれも事業主の負擔に屬するものであり、工場における事業主の負擔總額は百二十萬五百八十六圓六十七錢、一工場當り平均約六百圓、鑛山における事業主の負擔總額は、九萬九千五百三十五圓六十二錢、一鑛山當り平均は、八百五十圓に該當してゐる。

二、遠足運動會　遠足及び運動會は、大低一年に一回乃至二回春秋において行はれてゐる。運動會の會場としては、構内運動場の外郊外グラウンド、その他附近景勝の地等が選定されてゐる。遠足旅行は、日歸りの遠足、汐干狩、茸狩、登山等の催しが主なるものであるが、その他伊勢參宮旅行を行はしむるもの、二三泊

の遊覽旅行を催すもの、又は夏期附近の海岸に遠足をかねて海水浴を行はしむるもの等尠くない。經費は主として、事業主の分擔に屬するものであるが、勞務者有志が、旅行會を組織して一ヶ月十錢乃至五十錢の積立を行つて、その資に充つるといふものも見出される。本調査の結果による遠足會の施設は、工場においては、百六十(七%)、鑛山においては三十四(三〇%)を數へ、運動會については、工場における五百六十九(二五%)、鑛山における五十九(五〇%)を數へてゐる。これらに對する事業主の負擔額は、工場における總額百二十二萬七千三百十一圓八十八錢、一工場當り平均八百圓を算し、鑛山においては總額四萬五千百二十五圓三十錢、一鑛山當り總平均四百四十六圓を示してゐる、

三、祝祭　工場鑛山における祝祭として主なるものは、創立記念祭、氏神祭禮、鑛山における山神祭、工場内守護神の祭禮、稻荷祭、四大節祝祭、孟蘭盆會、節句、蛭子講、招魂祭、花祭、蛹祭、蠶祭等である。大低の場合祝典祭禮の式後において、茶菓、酒肴料を供して、自由行動をとらしめ、或は、慰安會、娯樂會、演藝會を催して、平日の勞を犒らはむとするものが多い。本調査の結果による祝祭儀の施設は、實施工場千三百三十一(六〇%)、鑛山においては九十九(八五%)を數へてゐる。多くの場合、經費は事業主の負擔に屬するものであり、工場における施設延數二千三のうち千九百二十八(九六%)、鑛山においては、百八十一のうち百七十(九四%)が、事業主のみの負擔に屬してゐる。而して工場における最近一ヶ年間の負擔總額は、九十五萬五千九百八十四圓十六錢、一工場當り平均七百十九圓、鑛山においては六萬二千二百八十六圓三十八錢、一鑛山當り平均六百三十圓に該當してゐる。

四、其他の慰安施設　其他の慰安施設として主なるものは、所謂慰安會の開催であつて、一年一回乃至二回茶菓、酒肴料を供して各種の演藝會、映寫會、園遊會、花見會等を行ひ、一日を行樂、休養せしむるといふもの等である。本調査の結果による施設工場數は、六百五十(二八%)、鑛山においては、四十三(三六%)を算してゐる。經費は殆ど大部分が事業主の負擔に屬するものであり、工場における事業主の負擔總額は五十五萬七千九百三十四圓八十二錢、一工場當り平均八百六十圓、鑛山においては一萬八千八百十一圓四十八錢、一鑛山當り平均は四百三十圓に該當してゐる。

五、運動娯樂施設　(一)施設工場鑛山數　室内及び戸外スポーツ娯樂施設のある工場數は調査工場二千二百六十七工場中千四百十一工場で六十二パーセントに當る。之を業態別に見るに絶對數においては製糸工場の五百四十四件が最も多く、次に紡績工場の二百十四件、機械器具工場の百五十八件、化學工場の百三十五件等の順序である。又パーセンテーヂにおいては官設工場の九十三パーセント、紡績工場の八十九パーセント、製糸工場の六十四パーセント、染織雜工場の五十パーセント等の順位である。鑛山について見るに調査鑛山百十七中、施設件數九十四で八十パーセントに當り、鑛山種別にみれば石炭山七十三件、金屬山二十件である。

(二)施設工場鑛山における勞働者數　之を工場について云へ

ば、男工二十八萬千七百六十一人、女工四十一萬六千六百十三人、合計六十九萬八千三百七十四人である。勿論この全部がスポーツに參加してゐるわけではなく、その何分一かの者がこの施設を利用してゐるのである。このうち約二十萬人は紡績工場、十七萬人は製糸工場、十萬人は官設工場、七萬人は機械器具工場の勞働者である。鑛山について云へば男工十二萬七千三百六十七人、女工一萬二千百九十九人、合計十三萬九千五百六十六人である。

(三)施設の種類　(イ)室内運動娯樂施設　室内運動娯樂施設として工場鑛山において行はれてゐるもの十餘種につき調査したのであるが、先づ工場について云へば最も盛んに行はれてゐるものはピンポンであつて千八十二件に上り、調査工場數の約五割に當る。次に將棋の七百三十七件、圍碁の七百三十五件、劍道三百五十七件、撞球二百五十一件、トランプ百八十五件、柔道百七十五件、麻雀百五十件、銃劍術百二十一件の順序を示し、百件以下のものとしては强健術、樂器、蓄音器、ラヂオ、闘球盤、謠曲、演藝、輪投、デツキゴルフ、室内バスケツトボール等がある。鑛山についてみるに最も多いのは圍碁の八十件、その次が劍道七十八件、將棋七十七件、銃劍術五十五件、ピンポン五十四件、柔道五十二件、撞球四十一件、にしてその他、ラヂオ、蓄音器、麻雀、謠曲、演藝、强健術等の施設が少數ある。　(ロ)戸外運動娯樂施設　戸外運動の施設については野球、庭球等十幾種に亘つて調査したのであるが、工場にありては庭球が最も多く九百四十三件、野球が九百二十三件で各々調査工場數の約四割に當り戸外運動の大部分を占めてゐるのである。その他のものについては角力二百九十六件、バスケツトボール二百八十一件、バレーボール二百七十九件體操器具二百三十五件、大弓二百二十一件、蹴球百六十二件、デツドボール百四十五件であつて、百件以下のものにはブール、陸上競技、水泳(プール施設なく行ふもの)、スキー、ボート、登山、スケート、キヤンプ等がある。鑛山においては工場と同じく野球、庭球が主たるもので、野球八十三件、庭球八十件、次いで角力五十八件、大弓四十五件、體操器具二十四件、陸上競技十八件、バレーボール十七件、プール十六件、スキー十五件等で、その他のものについては工場とほゞ同種類の施設である。只鑛山について注意をひくのは、角力、大弓等一般には割合に普及してゐない競技が相當多數行はれてゐることである。又工場についてはその例を見なかつたが、鑛山においては射撃二件を存する。

(四)施設費用　運動娯樂施設に關する費用の負擔者は事業主なる場合あり、勞働者なる場合あり、或は兩者共同負擔の場合もあるが多くは事業主の出費によるものである。事業主負擔件數を見るに工場においては千百七件(七七%)、勞働者負擔件數三百二十三件(二二%)であつて、七割七分まで事業主負擔である。右の數においては事業主及び勞働者共同負擔の場合は別々に之を統計に入れたのである。鑛山について見るに事業主負擔件數は七十二件、勞働者負擔件數は二十一件である。費用負擔額を見ると工場にありては事業主負擔額は、室内運動娯樂施設に一ヶ年總額十二萬四千三百四十四圓十七錢、戸外運動娯樂施設に十九萬五千七百八十五圓四十六錢、合計三十二萬百二十九圓六十三錢である。即ち事業主はこれら運動娯樂の施設費として一ヶ年に約三十二萬圓も出

資してゐることになる。然し之は所謂經常費のみではないのであつて、臨時に例へばピアノを買入れるとか、テニスコートを新設するとか、ピンポンの道具を揃えるとかに要する出費等全部を含んでゐる。次に勞働者負擔額をみるに室内運動娯樂施設には一ケ年一人平均五十二錢、戸外運動娯樂施設には七十三錢である。この他多種スポーツの同好者達がクラブ等を組織し、互に出費してゐる向もありこれら勞働者の負擔額はもつと多額になるであらうが、その數は明確に顯れて來ない。鑛山にありては事業主負擔額は室内運動娯樂施設の一ケ年總額、三萬五千四十三圓三十二錢、戸外運動娯樂施設の五萬八千六百四十三圓二十錢、合計九萬三千六百八十六圓五十二錢である。勞働者負擔額は室内運動娯樂施設につき一ケ年一人平均八十四錢。戸外運動娯樂施設につき七十九錢である。

第二節　協調的對策

資本家雇主の勞働者對策は大勢として對抗的態度に赴く。社會情勢の鋭化が協調的對策をして益々無效ならしむるがためである。從來、協調的對策としては工場委員會若くは勞働委員會と呼ばれる制度がとられて來たが、この制度も勞資抗爭の激化する現狀では、事實上はこれを採る資本家の對抗策に轉化してゐる。從つて本質的には之を純粹な協調的制度として見ることを得ないのであるが、その最近の狀況は次に述べるが如くである。次に、最近において注目せられるのは、右翼的改良主義的組合の方策として、資本家と團體協約を取結ばんとする運動が顯著になつて來たことである。團體協約をもつて協調的なるものと見得るや否やは多少議論の餘地もあらうが、これを雇主資本家の立場から見れば一個の産業平和的方策であり、雇主として勞働者側との協調を容認せるものと見ることは必しも失當ではあるまい。殊に、團體協約を運動方針に取り入れてゐる組合が主として右翼組合であることは、最近におけるこの種協約が資本家側から見て新らしき協調的對策と見て意味深いものであらう。

勞働委員會　我國における勞働委員會の現況を社會局の調査（「勞働時報」昭和九年一月號參照）に基づきその概要を見るに、勞働委員會の數は昭和八年七月末現在において凡そ一九六件、關係勞働者の總數は約三二五、九六七人（男二九六、一六五人、女二九、八〇二人）である。

勞働委員會の種類　これは種々に區別せられ得るが、社會局調によれば（イ）勞働者の待遇改善に關する一般的事項につき協議する目的をもつて特に設けられ、而も（ロ）勞働側委員が從業員の公選によつて選出せらるゝもの（以上一般的なる勞働委員會）と、（ハ）勞働者側委員が從業員の公選によらず事業主の指名によつて定められ又は役付職工が當然委員となるもの、又は（ニ）協調團體の役員會にして勞働委員會の作用をなすもの、或は（ホ）委員會における協議事項が或る特殊の事項にのみ局限せらるるもの（以上特異なる勞働委員會）とに分たれてゐる。前者は勞働委員會として典型的なものであつて、總數一九六件中一四七件はこの種類に屬し、後者は五九件である。

府縣別數　東京における三五件最も多く、大阪の二一件これに

亞ぎ、北海道の一八件、兵庫の一二件、京都の一〇件、神奈川の九件等の順序であつて、これらの地方はいづれも工場鑛山の數多く勞働運動の比較的旺盛なることは注目に値する。

實施年次別　昭和以前のもの一一八件、昭和時代に入りて新設せられたるもの七八件である。而して右一一八件の大部分は大正八年以降のものであつて、前に述べたるが如く當時旺んに委員會の設立を見たのと、また大正十二年に當局が地方專賣局に對して工場懇談會の設置を提示したる筈の原因に基くものである。最近においては特に昭和五年以來その增加著しく、昨年の如きは七月末までにすでに一九件を算してゐる。

業態別　左表の如く機械器具製造工業の六四件最も多く、飲食物製造工業（主として專賣局における事業）の三三件これにつぎ、染色工業（主として紡績業）の二七件、鑛業の二四件の順序である、

業態別委員會別

	一般的なる委員會 官公營	一般的なる委員會 私營	特異なる委員會	計
機械器具製造工業	六	四七	二	六四
化學工業		一五	六	二一
染色工業	一	一二	一五	二七
飲食物製造工業	二六	四	三	三三
雜工業		一三	一	一三
鑛業		四	二〇	二四
瓦斯電氣事業				
運輸業	七			七
通信業				
土木建築業				
其の他				
計	四〇	九七	五九	一九六

關係勞働者數別　關係勞働者の多寡によつてその數を見るに、左表に示す如く千人以上の勞働者を擁するものが最多數を占め五〇件に上つてゐる、

關係勞働者數

	一般的なる委員會 官公營	一般的なる委員會 私營	特異なる委員會	計
百人未滿	一	一八	七	二六
百人以上三百人未滿	二	二七	一九	四八
三百人以上五百人未滿	九	一三	六	二七
五百人以上千人未滿	九	一一	一五	四五
千人以上	一九	一九	三	五〇
計	四〇	九七	五九	一九六

勞働委員會設立率　官營民營の工場數に對する委員會の數を使用勞働者數別工場數について見るに左の如し。

勞働者數別		工場數	委員會數
五十人未滿	官營	二三	一
	民營	二三、五一五	八
五十人以上百人未滿	官營	六〇	
	民營	二三、五一五	一七

百人以上五百人未滿	官營	六四	一二	
	民營	二、二四	五四	
五百人以上千人未滿	官營	三三	九	
	民營	二六四	二九	
千人以上	官營	二一	一九	
	民營	一五五	二四	

〔備考〕―本表は工場法適用工場のみについての調査である。

設立事情別委員會數　設立の事情は場合々々によつて多種多樣である。それを四種に分ては左記の如くであるが、「勞資協調のため事業主の發意に因るもの」が大多數を示めてゐることは注目に價する。しかし、委員會の成立には各種の動機が相錯綜してゐるのが事實であり、調査報告者も「便宜上これを區分して調査して見たに過ぎない」と述べてゐる。

	一般的なる委員會	特異なる委員會	計
官公營	一	一三	四
私營	三七	二五	九九
計	三七	三七	九三

一、勞働爭議の影響に因るもの
二、勞資協調のため事業主の發意に因るもの
三、勞働組合忌避の爲めにするもの
四、其の他

計	四〇	九五	六一	一九六

勞働委員會の會議樣式　これは議事制と懇談制とに大別することが出來るが、議事制を原則とする場合でも議案の性質によつてはこれに關し單に懇談的に意見を交換して票決しない場合がある。したがつて、これは明確に區別することは困難であるが、いづれを原則とするかによつてこれを調査すると、次の表に示すが如く總數一九六件の內議事制を採用するものは一二六件あり、懇談制とするものは七〇件である。而して懇談制を採るものは二、三を除いては概ね委員會としての活動が比較的微溫的である。

態別		一般的なる委員會 官公營	一般的なる委員會 私營	特異なる委員會	計
樣式	議事制	三三	六〇	三三	一二六
	懇談制	七	三七	二六	七〇
議事	全會一致とするもの	―	九	三	一二
	多數決によるもの	三三	五一	三〇	一二四
開會度數	隨時とするもの	一	九	九	一九
	度數を定むるもの	三九	八八	五〇	一七七

活動狀況　昭和七年中における開會狀況は左表の通りであつて、同年以前に設置せられたるものであつて開會しなかつたものは僅かに二三件で、他は悉く會議を開いて相當の成績を擧てゐる。

活動狀況		一般的なる委員會 官公營	一般的なる委員會 私營	特異なる委員會	計
開會の有無	有	三四	七六	四六	一五六
	無	六	八	九	二三
	昭和七年以前に設置せるもの	―	一三	四	一七
	昭和八年に設置せるもの	四〇	九七	五九	一九六
計		六〇	八〇	一四	一五四

勞働條件に關する協議件數

勞働協約　その現況を社會局勞働部の調査とするところによつて見るに（「勞働時報」昭和八年五月號參照）、勞働組合を一方の當事者とする謂ゆる近代的勞働協約の數は昭和八年三月末現在において大體七十、協約の被適用勞働者數は約十二萬人で、我國組織勞働者數の約三分の一を占めてゐる。尤も右の數字は勞働協約の意義を極めて嚴格に解し、使用者側において勞働組合を積極的に認めて、これと團體交渉によつて書面により勞働協約を取交はしてゐるやうな謂はゞ典型的なるものゝみを集計したものであつて、勞働協約といふ文字を極めて廣義に解し、普通の勞働爭議の場合においてその爭議の解決策として使用者側と爭議團との間に取極めた勞働條件に關する將來の規範的協定の如きをも包含することゝすれば、我國における勞働協約の實數はむろん遙に多きを加ふる。

締結年次別　に現存の勞働協約を見れば、大正年代に結ばれたるもの五十四であるが殊に昭和六、七の兩年において著しく增加してゐる。

府縣別　に見れば、兵庫の十六を最多とし、東京の十、神奈川の九、大阪の八、等これにつぎ、大體勞働組合の發達の著しい地方に多い。

業態別　に見れば機械器具工業の十七最も多く雜工業の十五、運輸交通業の十二、化學工業の八等がこれについでゐる。

協約當事者　について見れば事業主側が個人若くは會社なる場合五十五（事業主數六十五）、團體なる場合十三で、勞働者側は勿論、勞働組合及びこれに類する勞働者團體（團體數七十）であるが、この中には數人の事業主が相倚つて一個の勞働者團體と同一內容を有する協約を締結せるもの、又數個の勞働者團體が共同して同一事業主團體と協約を締結せる事例なども存在してゐる。

協定事項　勞働協約の內容である協定事項は多種多樣であるが、大體勞働賃銀及勞働時間のみに限る場合と、この外、勞働者の雇傭、解雇、退職手當、就業規則等に至るまで一切の勞働條件についてあまねく協定する場合とがある。しかして勞働協約締結工場には謂ゆるクローズド・ショップ制を實施してゐるものが多い。東京製綱株式會社における事例はその適例である。

實施成績　これについては、これが創始後未だ年淺きをもつて、いま直ちにこれを云爲することは出來ないとして、社會局調査のいふところは次の如くである。「大體の傾向としては、事業主側における理解及び誠意と、組合幹部の指導監督とは、これが運用機關たる產業委員會、あるひは勞働委員會などの活用と相俟つて、一般組合員も漸次勞働協約に對し理解を有するに至り、今日においてはほぼ協約實施の目的を達成し、產業平和に貢獻するところもまたすくなくないやうである。すなはち、一般に事業主側においても組合を信賴して、勞働條件の協定はもちろん、ある場合においては產業上の協力をも求め、また組合側においても不良組合員に對しては自ら責任を負ひて工場內の秩序維持に努め、組合員もまた協約によりて一種の身分の保障をえて業務に精勵し、作業能率の增進を圖らんとするをもつて、協約締結後事業の發展勞資の協調上、一層の成績を示しておるのもすくなくない。從來勞働爭議の頻發に惱みたるものが團體交渉乃至勞働協約の實施以來、

爭議がその跡を絶ち、または爭議が起つても單に紛議の程度でおさまり、同盟罷業などの鬪爭的手段に出づることのすくなくなつたのは、たしかに協約活用の效果といひうる。殊に事業の不振なる場合などに際しては、事業主側はある程度までその經營狀況を披瀝して勞働組合の協力を求め、從業員の解雇または賃銀の値下などの了解を求むるをもつて、組合側においても事情やむをえざるものあるを認むればよくこれを諒承し、もつて勞働爭議などの不祥事を見ずして、圓滿解決し、いつたん景氣回復すれば、兩者の協定のもとに、平和裡に賃銀の値上を圖つて舊に復せしむるが如きはまことに勞働協約の妙味の存するところであらう」と。

第三節　對抗的對策

資本家雇主の勞働者に對する對抗的對策としては、一方においては、各個の雇主が直接に勞働者乃至勞働組合に對抗して採る諸對策があり、それは工場職場内において不斷に講ぜられつゝある種類のものである。他方において、資本家の對抗策としては、各個獨立ではなく、資本家團體の結合をもつて廣く勞働者の運動に抗せんとするものがある。

工場職場内における資本家雇主の勞働者に對する態度については既に前年度版に述べたところであるが、この種の對策は全く多種多樣で、概して勞働者の傾向に應じて雇主の態度も自ら異つてゐる。しかし、一般的に云ふと、組合切崩しや組合回避の態度が最も目立つてゐる。その手段としては、高壓的には暴力團の使用、懷柔的には修養團・スポーツ奬勵・等をもつて組合員の關心を他方に誘ひ、或ひは御用組合の活動により、或ひは組合外の從業員を好遇することなどによつて、勞働者の組合加入を阻止せんとする方策が採られて來た。そして昭和八年から九年にかけて特に注目されたのは、非常時的情勢の昂揚を利用して、工場勞働者を一個の愛國的團體（青年團、工場防護團の如き）として組織せんとする運動の登場し來つたことであらう。尤も、工場防護團の如きは個々の資本家の對策と云ふより次に述べる資本家の團體的行動に近いものであるが、昭和九年度においては可成りの熱意をもつて進められたことは事實である。これを資本家の對勞働者對抗策と目しうるや否やについては多少の議論の存するところではあらうが、ともかく、大阪府においてもその組織數十七萬と稱せられた。

かゝる資本家雇主の工場職場内における組織活動に加ふるに、最近の對抗策としては、前に述べたやうな資本家團體の結合をもつてするものがこの數年來顯著に赴きつゝあることは蔽へない事實である。その最も代表的なものは「全國産業團體聯合會」の活動であらう。かゝる資本家の團體的結成運動そのものは大體昭和六年頃までに一巡し終り、それが積極的な活動に入らんとする矢先、他方に五・一五以來のファッシズム的諸運動が財閥否定の空氣を一擧に醸成したゝめ、一應その出鼻をくぢかれた觀があつたが、昭和八年以來、これらの團體は再び活動を開始し、昭和九年においてソシアル・ダンピング問題がわが産業および勞働界の日程にのぼせられるや、全産聯を先頭に、資本家筋は活潑なる運動を進めたのである。

次に昭和九年における全産聯の活動の一端を示してみる。

全國産業團體聯合會の活動　資本家團體として最も活動せるもの

は昭和六年二月勞働組合法案の反對を契機として成立した謂ゆる全産聯（全國産業團體聯合會）であるが、現在は關東、關西、中部、西部、北部の各地方別産聯を有し、勞資關係の一切の問題は一應こゝに集中せられる形をとつてゐる。本年もまた可成りの活動を示したが、その主なるものは次の如くである。

官營團體保險に對する反對運動　遞信省簡易保險局が主體となる官營團體生保の實施は、既に全産聯が主體となり商工當局より創立の認可を受けた民營のこの種保險の實施に對し、殊更にその萠芽を摘みその發展を阻害するものであるとし、早くより商工當局と共同戰線を張り、これが反對運動を開始すべく協議中であつたが、本年一月十二日、とりあへず左の如き反對陳情書を大藏、商工、遞信の各大臣、次官、關係局課長ならびに法制局長官、部長、參事官宛てそれ〴〵提出、極力官營團體保險の實施延期方につき當局の考慮を求め、反對運動を捲き起した。

【陳情書】

今般遞信省簡易保險局に於て新たに團體定期保險を實施する爲今期議會に之に關する法律案を提出する計畫を有せらるゝ哉に傳聞候處、團體定期保險に關しては豫てより本會に於て公益的見地の下に之を創始致し度有之、曩に本會直接關係者發起となり、目本團體生命保險株式會社創立認可申請中の處、客年十二月十一日商工大臣より認可の御指令相受け、本年三月十一日までに會社を創立し、四月の初より開業の豫定を以て諸般準備中に御座候。惟ふに主務官廳が從來幾多本保險の計畫ありたるに不拘、獨り本會計畫のものに對してのみ認可の御詮議有之候所以のものは、本保險の公益的性質に鑑み、本會の如き團體が之に關與するを最も適切と認められたることゝ、本保險が本邦に於て創始せらるゝものに就ては之が助成を圖り、無用の競爭に因りその發達を阻害せらるゝこと無之を期する爲、當分の間他に之を認許せられざる御方針に出でたるものと推察罷り在り、發起人一同はこの趣旨を體し營利の觀念を離れ奉公の趣旨を以て鋭意事業經營に當らんと覺悟致し居る次第に御座候。然るに本會の計畫に相並びて遞信省において全く同一性質の保險を官營せられんとするは、本會計畫の事業未だその緒に着かざるに絶大なる國家權力を以てその萠芽を摘むに異ならず、御提案の理由の那邊に在るや諒解に苦しむのみならず主務官廳の御方針とも背馳する樣にも存ぜられ、本會計畫の會社事業の前途に一大脅威を受くるものとして深憂罷在る次第に御座候。御當局の說明に依れば遞信省御計畫のものと本會計畫のものとは其の分野を異にし、何等民業壓迫の懸念なしと主張せらるゝやに仄聞候得共、

一、被保險者

本會加入の團體は別に示す如く工業、鑛業、商業、海陸運輸業等萬般の産業に亘り、その關係者會員は全國の事業會社の大部分を網羅するのみならず、目本團體生命保險株式會社の業務範圍は別段本會關係者に局限せられ居る譯合には無之、最初より之と同時に廣く官公者、學校其の他の公私團體の職員、勞務者の方面にも保險の利益を均霑せしめんとしつゝあり。

二、被保險團體

日本團體生命保險株式會社の對象とする被保險團體は、差當

りは五十名以上に限定しあるも、右は本事業が本邦においては未經驗なるに鑑み、保險經營の安全を期する爲の用意に過ぎず、一兩年の經驗を積みたる後はこの制限を二、三十名まで低下する見込みなり。

三、保險金額

日本團體生命保險株式會社案によれば、一被保險者に付金五百圓以上金三千圓以下を保險金の原則とするも、六ケ月又は十二ケ月の報酬額を以て計算する場合は右制限に依らざることを得るものにして、實際上は遞信省案に依る保險金の制限と大差なかるべし。

四、癈疾給付

遞信省案による保險には癈疾給付の約款あるを特色の一として説明せらるゝも、日本團體生命保險株式會社においても一兩年後には遞信省案よりも一層廣汎なる範圍の癈疾給付を附屬約款とする見込を以て調査中にして、最初より之を加へざりしは保險の基礎の確實を圖らむが爲め簡より煩に易より難に漸次進まむとする趣旨に外ならず。

叙上の如く本會計畫の事業は遞信省計畫案とはその主要なる點において全く同一の營業範圍を進まむとするものにして、若しその並立を見むか直に熾烈なる競爭を誘致するは必然にして、その結果相互に宣傳、募集その他の經費に冗費嵩み却て被保險者の利益を減殺し、本保險の社會性を阻害する結果と相成るべしと憂慮する次第に御座候。由來官營事業は民營を以てすること不適當なる場合に始めて之に依るべく、民業を以て克く經營し得るものは可及的之を民營に委すべきを條理と存じ候。況むや本事業が民間において公益的方針の下に經營せらるゝ場合には遙に官營のものに比し大衆に有利なるは、今次遞信省案の保險料が本會計畫案の保險料より著しく割高なる事實に徴し明かなる所にして、本事業は當然之を民業に委するを至當とすべく强て之と並立して官營のものを計畫すべき理由なきものと信じ候。上述の事情御諒察の上遞信省の御計畫は當分之を御延期相成、若し本會計畫の事業が社會大衆の要望に應ずるに不適當とする事情生じたる場合に始めて官營の御計畫を進捗せしむることゝし、濫りに民業を壓迫せらるゝこと無之樣篤と御賢慮相仰度此段陳情候也。

ソシアル・ダンピング問題に對する活動

ソシアル・ダンピング問題が昭和九年度國際勞働會議における議題外の議題になるであらうとの豫想のもとに、勞資双方および政府當局は、會議出席代表を先頭に戰術を練つたが、全産聯は我が資本家階級を代表してソシアル・ダンピング否定の猛運動を起した。そしてそれは、國際勞働會議の經緯などに顧みても、可なり有效であつたやうである。いま全産聯が各代表の出發を前に發表した本題に對する聲明をかゝぐれば左の如し。

【ソシアル・ダンピング問題に對する産業者側の立場】（全國産業團體聯合會）

一、緒　言

最近海外一部の邦國間において、日貨の低廉なる事實に對し、これを目して劣惡なる勞働條件に因る不正競爭（いはゆるソシアル・ダンピング）なりとし、來るべき國際勞働總會において、これ

を理由として我國の勞働時間制條約未批准を問題とするに至るべしとの情報あり。加之、我國一部の識者間に於ても、此の際多少にして該條約を批准し、以て國際感情の緩和に資すべしの條件を附との說を爲す者あり。惟ふに本邦の商品が海外諸國に比し著しく低廉なるは、勞働條件が劣惡なる爲に非ずして、その眞因は實に我邦人口の我國情、産業及勞資關係の特異性に存し、さらにわが國わが産業が最近經濟界の不況に順應して、鋭意經營の合理化、資本および勞働の統制、設備および作業方法の工夫改善を行ひ、もつて極力生産費の低下を計りたる苦心努力の結果にほかならず。現下海外一部に唱へらるゝソシアル・ダンピング說は、如上の實情を認識せざるか、あるひは自國産業の缺陷を蔽はんがために、强いて辭柄を構へんとする意圖と觀るべく、一部論者の說くが如く假りに條約を批准することありとするも、到底斯る非難を除去し難かるべし。元來時間制並に週休制の如き問題の取扱は、氣候、風土等の自然的條件、並に國民性、宗教、社會、慣習等の異るに應じて、東西自ら揆を一にする能はざる而已ならず、我邦としては未だ國内法規すら完備せざる隣邦支那を控ふるあり、さらに歐洲においても未だ國際條約を批准せざる邦國少からざる現狀なるをもつてこの際特に該條約の批准を云々するが如きは吾人の賛同することを能はざるところにして、須らく國内問題とし別途にこれが解決をはかるべきものと信ず。吾等多年各經營内において、生産管理の實際に當れる經驗に鑑み、玆に聊か我邦産業及び勞資關係の特質と經營方法の改善及び技術進歩の實情を闡明し、以て所謂劣惡勞働條件說に應ふ所あらんとす。

二、我國、産業及び勞資關係の特異性。

（一）國民生活の特質　我邦は國土狹少にして人口過剰、産業資源豐かならざるに拘はらず、移民の自由は極端に阻止せられ、海外發民の可能性乏しきを以て、勢ひ勞力の過剰を來たさざるを得ず、しかも工業に對し勞働者を供給しある農業は實に我邦人口の過半數を占め猫額大の土地を耕作せるを以て國民の生産力は極めて低し、これ我が國民の賃銀水準が歐米に比し低廉なるゆゑんなり。然し乍ら、幸にして日本人の衣食その他萬般の生活樣式及び生活必需は氣候、風土、習慣上著しく歐米のそれと異るものあるを以て、賃銀水準が低位なるに拘らず、國民の生活標準は實質上彼に比し何等遜色あるなし。他方國民教育及び文化は輓近急速の進展を見、ひとり都會地のみならず、地方農村に至る迄、教育、修養、及び娯樂の機關發達し、國民は安價に近代文化を享受しつゝあり。（二）企業組織及び形態の特質　我邦産業を論ずるに當りては小企業の存在を度外視すべからず。殊に我主要輸出品の重要部分は小規模乃至家内工業の生産に係り、これら家内工業的小企業においては僅少の資本を以て一家族の者のみにより、或はそれに數人の親類緣者その他の雇人を加へ、家庭を作業場として獨立企業に從事するものにして、是等は一片の雇傭關係を以て律することを得ず、かかる小企業は市況の變遷に應じ事業の範圍を伸縮し易く、從つて民衆に生業を與へ農村の過剰人口を吸收して失業緩和の機能を發揮するの效果あると共に一方近代的機械工業の弊を矯め、所謂工業の分散として將來益々發展の可能性あり。しかしてこの種の企業從業者は概ね戸主或は傭主の家族主義的保護

の下に生活の安易を得つゝあり。(三)勞資關係の特質　日本人は古來義理人情を重んずる國民にして、個人主義に立脚する權利義務の思想は、近代西歐文明の傳來と共に移殖せられたるに過ぎず。權利義務の觀念よりも義理人情を重しとするこの國民性が、家族主義の精神となりて、我産業界をも支配せることは顯著なる事實にして、歐米の如き個人主義に基く勞働商品主義の觀念は日本の國民性と相容れざるものなり。我國企業内に發達せる幾多の福利施設は、まことに叙上の精神の端的なる顯現にして、いづれも法令に拘らず事業主が獨自に行ふ所なり。(四)勞働者の特質　日本産業の强味は歐米に比類なき勞働者を有することを度外視して考ふることを得ず。由來日本人は競爭心に富み、凡有艱苦缺乏に對し不撓不屈の精神を有する國民なることは公知の事實にして、たとひ體力においては外國人に一歩を讓ると雖も、獨りこの心魂氣魄存するが故に明治維新以來僅々半世紀間に歐米先進國に伍して劣らざる今日の産業を建設し得たるものなり。殊に日本の勞働者は先天的に手工に秀で、專ら技術を樂しむいはゆる名人氣質を多分に具ふることは特筆に値する所にして、機械、技術、作業方面の工夫改善、能率の增進乃至發明等はかかる勞働者の特質に負ふ所決して尠からず。

三、産業組織並びに經營方法の改善と技術の進歩。

大戰以後の世界的經濟不況、關東大震災、續いて金融恐慌殊に昭和五年一月における金の輸出解禁以來二ヶ年餘に亘る不況に因り引續き十數年の久しき期間において日本産業は多大の困難と莫大の犧牲とを拂ひ鋭意機械設備、技術の改善その他經營の合理化に努力したるが、今や漸くその效果顯はれ、能率の增進と生産費の低下において驚異的發展を見るに至れることは縷説を要せざるところなるべし。

四、結　論

これを要するに世界不況に因り各國民の購買力が著しく減退せる今日、低廉なる物資を供給して普ねく消費大衆の需に應ずるは人類の幸福を增進し、世界文化の向上に資する所以にして、毫も非難せらるべき理由なし。しかのみならず一國産業の發展は延いて原料生産國の産業を開發することとなり相互に有無相通じ國際通商の本義に合するものといふべし。さらに前述の如く本邦の勞働費の低廉なる主因が人口の過剩と資源の乏しきとにある以上、この問題の解決策は繫つて各國間における通商及び移民の自由を確立するにあり。この根本問題を解決せずして、徒らに通商障壁を設くるが如き、日本を驅りて勞働條件を低下せしめ、遂には日本民衆の生活程度の低下を餘儀なくせしむるに至るべく、かくの如きは世界の進歩と國際平和の促進に逆行するものなり。各國にして眞に社會正義と國際平和とを念はば不當の言を放ちて濫りに他國の商品を誹謗することなく、須く先づ自國産業の缺陷を是正する方策を講ずると共に、國際間における移民の自由と資源の公平なる分配とを考慮し、謬れる通商障壁の撤去に努むべきなり。

勞働爭議調停法改正法案に對する態度　九年十二月二十日開催された全産聯常任委員會は、來る通常議會に内務省社會局より提案することに決定せる勞働爭議調停法改正案に對する態度につき協議、左の通りその意見を決定、後藤内務大臣宛にその趣旨を

建議するところがあつた。

一、公益事業以外の事業に強制調停をなすことには反對である。

二、調停委員會には現在は爭議當事者が調停委員となつてゐるが、從來の諸經驗に徴し同委員は中立の第三者のみを以て組織する事に改正するのを適當と認める。而して爭議當事者代表は單なるオブザーバーたるに止めるを適當とする。

三、爭議手段の制限としては調停期間中は爭議手段を停止することゝする。

四、公益事業に屬する産業において爭議を起す場合には少くとも爭議に入る二十四時間前にこれを通告すること。

五、更に付帶問題として人命に危險を及ぼす惧れある電氣、水道、瓦斯等の諸事業及び重大なる事態を惹起する惧れある熔鑛爐、炭鑛、排水等に關する作業においては特に別個に爭議制限の方法を考慮すること。

第二章　官公業當局の施設及び對策

官公業當局の雇主としての勞働者に對する對策も、前記資本家雇主のそれと大同小異である。從來その唯一の從業員慰撫策たりし「從業員待遇改善」の金看板も、依然たる不況と政府の財政窮乏の重壓の下において今や愈々影が薄い。

官公業當局が對抗策として執るところは概ね高等政策的であり、それによる勞働組合乃至は勞働大衆の操縱が主たる眼目であるから、局面的には捕捉し難い狀態にあるが、最近における國家主義的思潮の瀰漫は、一般には官公業當局の勞働對策をして大いに安易らしめたと思はれる、例へば、本年度において海軍勞働聯盟の綱領改變の裏にひそむ當局の政策、遞信管内勞働大衆の分裂と再編成とにあらはれた當局の裏面活動等は、この間の消息を物語つてゐる。非常時國策自體が同時に勞働政策をも遂行しつゝあることを茲に吾々は見得るのである。これは官業に見られた本年度の一特徴であつた。他方において、前年版にも指摘した如く、東京市電の如き年々經營難を加重しつつある公營事業が、勞働者の抗爭を押し切つてつねに高壓的に馘首賃下を強要し得るのも、この種事業の私營と異る重大な一特徴で、必要の場合に官公業が示し得る強大な強制力の一面を露出したものであり、注目さるべき點であらう。

第一節　慰撫的對策

一　共濟組合

官營事業從業者(勞働者以外の從業員もある)は概ね共濟組合加入者である。昭和七年末においては、印刷局、警察、土木事業從業員、專賣局、造幣局、陸軍、海軍、林野現業員、製鐵所、遞信部内職員、國有鐵道の各組合の組合員總數は五六四、七二三人、これを前年に比較すれば、一六、四四一人の增加を示してゐる。これを組合の收支狀態とともに表示すれば次の如し。(内譯は第三部統計第三表參照)

	組合員數	收入總額	支出總額
昭和七年	五六四、七二三	四四、九六六、八九六	二〇、三〇六、〇五五

	昭和八年	昭和七年
療養及施療	一三、九七二円	一四八、八四七円
休業扶助料	八一、七〇一	一三一、八四九
障害扶助料	八三、六七九	一三〇、九七五
遺族扶助料	五四、七一四	一〇〇、三五七
葬祭料	二、七八九	二七二
打切扶助料	—	—
計	三六二、六一四	五一、三〇二

〔備考〕――昭和八年は療養費のみ。

二　扶助給與

昭和八年の官營工場における扶助件數は一三、三九一件、その扶助金額は三六二、六一四圓、これを前年度に比較すれば、件數においては二十件增加せるも、金額においては一四九、六八七圓の減少を示してゐる。

官營工場においては工場法規による扶助以外に年金制扶助を行ふものであるが、その狀況を見るに、この扶助を受けつゝあるのは四四八件にして、このうち當年において新規に年金扶助の支給を受くるに至れるもの四十五件、前年に比し六件を增加し、前年より繼續して年金扶助を受けつゝあるものは四〇三件である。尙ほ當年中における年金扶助總額は八七、〇四四圓にして、前年より二千四百四十七圓の增加となつてゐる。

いま官營工場における扶助件數及び金額の累年趨勢を見るに左の如くである。

	件數	金額
昭和四年	三三、三二件	五九二、五七四円
昭和五年	三三、二九三	五八五、〇八一
昭和六年	一五、五二一	五〇四、一三八
昭和七年	一三、三七一	五一三、三〇八
昭和八年	一三、三九一	三六二、六一四

次に扶助料を內譯すれば次の如し。

第三章　農業地主の對策

農業恐慌の深化は地主、小作人間の對立の激化をもたらした。最

官公業當局の協調的對策も、大體資本家業主のそれと同樣のことが該當する。外觀においては官營事業の方が民營のそれよりも協調的なるかに見えるものが多い。だがその本質については、本章の冒頭に述べる如く官營事業が複雜なる機構のなかにあるだけに捕捉し難いものがある。尙ほ本年中においては特に指摘すべきほどの變化を見なかつた。第一章第二節に述べられた工場委員會の制度は、民營工場におけるよりはむしろ官營工場において發達を見てゐることと同節の記述においても窮はれるところである。（同節工場委員會の項參照）

第二節　協調的對策

近の小作爭議に於ける小作權すなはち土地關係の爭議の激增は之を證明する。而かも小作人の組合運動は一般的には依然低調にあると云はれる。かゝる情勢は必然に地主を驅つて頗る攻擊的たらしめるに至つたのである。かくて以前の慰撫協調的な對策は殆ど姿を消し、對抗的な對策が頗く前景に押し出されて來た。地主組合運動の尖鋭化が之である。すなはち地主組合は小作爭議に當つて訴訟手段、土地會社の設立、請負小作制度の採用等の對抗手段をとることにより小作人に對して積極的に自己の利益を主張するに至つたのである。

かくの如く農業地主の對策としては一般的に慰撫協調的なそれから對抗的な對策へと推移して來たとは云へ、勿論慰撫的、溫情的或は協調的な對策が皆無となつたといふのではない。否、地主、小作人間の對立の激化は益々この種對策の必要を痛感せしめるに至つたとも云へやう。協調組合の地理的分布すなはち爭議の最も尠い地方と共に、千葉、兵庫、新潟等々の爭議地に多數の協調組合の存在をみると云ふ事實は之を物語るものであらう。

第一節　慰撫的協調的對策

農業恐慌の深化の必然的歸結としての地主、小作人の對立の尖鋭化が今日の如く切迫してゐる時に際してこの種對策として記錄さるべきものは殆どない。勿論この對立の激化につれて慰撫的な溫情的な或ひは協調的な對策への思慕は却つて益々つのるであらう。而してこれが實現せらるゝものも皆無ではないであらう。例へば農事品評會の奬勵、農事協會の設立。篤農家、優良農事組合の表彰等々。だが之等は極めて狹い範圍のもので全國的なものではない。この種對策は深く農業機構にその根底をもつ地主、小作人間の尖鋭化せる對立を到底緩和すべき手段たり得るものではない。

茲にはこの種對策の一種として協調組合の活動を農林省調により摘錄する事とする。

協調組合の運動に就いて注目すべきものは協調組合內部にある小作委員會制度と產業組合的事業とである。

茲に小作委員會制度と云ふのは地主側小作人側又は之に加ふるに自作人其の他の者の中から一定比率を以て選出した代表者を以て組織した一種の委員會であつて、一定區域內の小作條件の維持改善に關する事項、其の他農村社會生活に關する事項を公平に且合理的に協議議決して、地主小作人間の利害の融和感情の融和を圖ることを目的としたものを謂ふのである。本委員會の中には其れ自體が獨立した機關として組織され、其の機能を發揮する場合もあるが寧ろ例外に屬し多くは協調組合を母體として其の內部の一機關として設立されるのが一般である。

更に此の內容に就いて觀るに、右委員會の組織に付ては其の母體である協調組合が地主と小作人とのみから構成されて居る場合には、其の委員會は地主側委員及小作人側委員のみから成るのを普通とし、稀に地方の德望家或は自作農を加へることがある。之に反して母體である組合が一定區城內の地主、小作人其の他の農業者全部を以て組織されてゐる場合は其の委員會は小作人側委員、地主側委員及其の他の者の中から選出された委員から成るのを普通として居る。其の人數は少いのは八名、多い場合は四十八名に達するものもあるが、二十名前後のものを普通として居る。

委員會の決議又は執行する事項に付ては、委員會自體の性質に依つて自ら異るけれども、之を概言すれば、(一)小作に關する事項、(二)農業經濟、農村生活の改善に關する事項、(三)農業の技術的改善にする事項、(四)其の他に關する事項であつて之を詳述すれば次の如くである。

(一)小作に關する事項

地主小作人間の紛議の調停、小作料の改定、凶作の場合に於ける檢見及小作料の減免率の決定、小作契約事項の決定、小作料の納付方法の改善、奬勵米補給米の決定等。

(二)農業經濟、農村生活の改善に關する事項

低利資金、土地購入資金の融通方法、農具の共同利用方法の決定、農産物の共同販賣、肥料及生活必需品の共同購入、不慮の災害其の他の相互扶助、備荒貯蓄、組合員の懇談會の開催等。

(三)農業の技術的改善に關する事項

共同苗代の設置、講習講話會の開催、農事視察、病蟲害の共同驅除豫防、採種圃の設置、農具灌漑排水設備の改善、品評會共進會の開催等。

(四)其の他に關する事項

經費の負擔豫算の決定等。

小作委員會の設立の動機に就いては大正七、八年以前概して小作爭議の未だ問題とされなかつた時代に於ては、農業の不振及農業の發達繁榮を目的としたものが多かつたけれども、其の後に設立されたものは直接間接に小作爭議を設立の動機として居り、小作爭議の既に發生した地方に於ては爭議の結果小作條件に關し協定した事項を兩當事者間で遵守し、將來再び爭議を起さしめない爲に、又爭議の未だ發生しない地方では地主小作人兩者の互讓に依つて不合理な小作關係を改善し爭議の發生を未然に防止する爲に本小作委員會を設立する樣になつた。今現存小作委員會の設立に就いて觀るに、大正六年迄に設立されたものは僅か十五に過ぎなかつたが、大正十四年迄には七百二十、昭和九年末には千七十四の多きに上る狀態である。而して之が分布區域は一道二府三十五縣であつて、其の特に多い地方は群馬縣で、之に次ぐは埼玉兵庫、新潟、德島、香川、岐阜の諸縣である。

小作委員會の成績に付ては未だ地主小作人の自覺充分でない地方に於て外部の奬勵に依つて、他動的に且急激に設立されたものに付ては成績の良好でないものもあるけれども、爭議の結果其の受くる所の損失を地主小作人共に充分に理解し熟慮の結果自發的に設立されたものに付ては其の成績の相當見るべきものがある。

次に協調組合にして産業組合事業を行ふものは現在其の數百三十四に及び、其の內産業組合法に依れるもの四十七、任意申合組合なるもの八十七であつて、一府十六縣に分布し其の特に多き地方は兵庫、福島、三重、京都、群馬、愛媛の諸府縣である。(農務時報第七十七號所載「地主小作人組合の概要」に據る。)

第二節　對抗的對策

地主組合の運動は近代的小作爭議の未だ發生しない以前卽ち明治の末期、大正の初期に於ては、穀物檢査の施行に關聯して地主組合多數設立され、此等組合の多くは自ら進んで小作人の保護、

農業發達の助成等溫情的施設を行つて居たが、小作人が小作條件の維持改善を主張し小作爭議が全國的に發生するに及んでからは此の種の運動は殆ど行はれず、且此等組合の大部分は有名無實となつたが、之に代つて新に設立された組合及殘存組合は主として小作人に對抗して、自己の利益を擁護せんとする運動を行ふに至つた。而して其の運動の範圍は小作爭議の深刻化と共に擴大せられたが、其の主なるのは經濟運動及政治運動である。

地主組合の行ふ經濟運動の主なもるものは小作爭議に關する運動であつて、小作人組合が指導者統制の下に一致結束して小作料の不納同盟、共同保管、共同賣却、共同耕作等各種の手段を採るに對し地主組合も亦連絡提携して其の對抗手段を採るに至つた。

其の一は訴訟手段であつて、小作料を滯納せる場合は之が支拂催告をなし、尙應じない場合には小作料請求、土地返還の訴訟を提起し土地立入禁止或は債權確保の目的を以て立毛其の他動產差押の手段に訴ふるものが相當存する。

其の二は對抗的地主組合たる性質を有する土地會社の設立であつて、本會社は一定の地域內の地主を以て組織せられ、其の出資者たる地主は永小作權の設定、賃貸、所有權の移轉等の形式に依り其の小作地の管理を會社に委ね、會社は地主に代つて從來の小作人に其の土地を小作せしめ小作料の取立、小作地の管理其の他を行ひ、其の代償として地主より手數料を徵收し、會社を經營せんとするものである。

會社の目的に付ては會社側は地主が一團となり地主小作人間の融和親善を圖り、以て兩者永遠の福利を增進せんとするにあると謂つて居るものもあるが、必ずしもさうではなく會社設立の動機、行動等より推測すれば最近小作爭議益々紛糾するに至り、地主が年々繰返される小作料減額交涉等に付て個別的交涉を爲すことの不利益と煩瑣とを除去し、小作人組合に對抗して積極的に地主の利益を擁護せんとするにあるものゝ樣である。

此の種の會社卽ち小作關係事業の經營を主たる目的とする會社は近年增加しつゝあつたが最近多少減少し、現存土地會社で大正六年迄に設立せられたものは僅に十會社に過ぎなかつたが、大正十四年迄には二十八會社昭和九年末には九十六會社に及んでゐる。其の分布區域は一道二府二十三縣であつて、其の時に多い地方は奈良縣で之に次ぐのは岡山、愛知、神奈川、和歌山、香川の諸縣である。

其の三は請負小作制度の採用であつて、最近土地會社其の他の地主が小作地を返還せしめ、從來の小作制度を改め、請負小作として從來の小作人其の他の者に耕作其の他の作業を請負はしむる手段に出づるものもあり、其の面積は最近多少減少したが尙相當の範圍に及んで居る。現在其の多い地方は佐賀、大阪、奈良、島根、鳥取、愛知、岐阜等である。

以上の外公租公課の滯納の申合せを爲し又小作料の取立債權を辯護士其の他の者に讓渡し第三者をして之を取立てさせ或は官廳への陳情等を行ふものもある。

地主組合の行ふ政治運動は大日本農政協會(舊大日本地主協會)を中心として行はれ、農林省農務局が大正十五年十月「小作法制定上規定すべき事項に關する要綱」を、昭和二年一月に「舊慣永代

小作整理要綱及小作法中永小作關係に關し規定すべき事項要綱」を、更に昭和五年三月「小作法草案」を發表するや、農政協會は之が審議研究を爲し其の修正案を作成して公表し當局に陳情し全國地主大會を開催して其の修正貫徹運動に努め、又前述の如く昭和五年十一月には大日本農政協會が中心となり關東六縣農村振興會東北十縣農政團體及月曜會を以て農政團體聯合會を組織し、爾來屢幹部代表者の協議會を開催し、小作法案に對しては修正意見を發表し、小作調停法に對しては其の改正を叫び、自作農創設維持に對しては其の徹底を主張し之が意見の發表、當局への陳述等の方法に依つて其の趣旨の貫徹運動に努めた。尙昭和七年には關係官廳に對し、農產物の價格維持、農業保險及米穀專賣の實施、農村負擔の輕減、稅制整理、町村合併、農村金融の圓滑、舊債整理等の陳情をなす等種々運動する所があつたが其の中心勢力を爲す大日本農政協會は昭和八年末を以て解散するに至つた。(農務時報第七十七號所載「地主小作人組合の概要」に據る)

第二篇　社會政策的施設

前篇においては使用人としての資本家並びに官公業當局の勞働施設及び對策を記述したのであるが、本篇はこれら勞働者および雇主に對して第三者の地位にある官公廳並に公共團體の勞働者および農民に對する施設卽ち謂ゆる社會政策的施設を述べんとするものである。(但し所謂社會事業行政乃至施設については「第四部社會事業」參照)

第一章　一般勞働者に對する施設

第一節　一般的施設及び方針

昭和九年度において無產者階級を對象とする社會政策的施設としては差したる新味あるものを見ない。その力點は依然農村若くは農民に對する方面に集中せられたといつてよからう。卽ち前年度から引つゞき行はれてゐる救農諸對策がそれである。(之については第二章「農民に對する施設」參照)これに對して、都市勞働者の階級はいはゆるインフレ景氣の餘慶を豪つたかの外觀のもとにあつたゝめ先づ忘れられた形であつた。臨時工の問題の如きも、まだインフレーションが向上的・永續的であると見られてゐる限り、本年までは まだ表面化しなかつた。たゞソシアル・ダンピング問題が日程に上ると共に、我が劣惡なる勞働條件に對する關心は漸く政府當局を動かすに至り、內務省は產業平和の確立、勞働條件改善、殊に中小工業・家內工業における勞働狀態に對する對策を攻究し出した。とはいへ、未だ具體的な對策を得るには至らなかつたが、全國工場課長會議等が中小工業の勞働統制を主要問題として協議した如きは、注目に價する。たゞ政府の中小工業政策が勞働者階級に對して如何なる意味をもち影響をもつかに至つては俄かに斷じ難い。

尙ほ、政府はその十大政綱のうち特に國民生活の向上安定をかゝげたが、その具體化の一歩として社會局は「國民生活の安定」にかゝる政策原案を制定した。この他、この方面における政府の對策と

してかゝぐべきものは、社會保險の擴張として「國民保險」の創設に着手したことであらう。すでに社會局としてはその原案を制定し具體化を進めてゐることは注目せられるところである。

一　社會政策的施設に對する政府の施設方針

上記政府の「國民生活の安定」に關する原案要綱は、まだ單なる原案に止まつたとは云へ、政府の社會政策方針の具體的內容を窺うに足るものであるから、こゝに揭げてみよう。尙ほ、政府の大體の方針は別項かゝげるところの地方長官會議或ひは警察部長會議等における內相の訓示等に見出されるであらう。

【國民生活安定に關する原案要綱】（社會局案）

第一　失業防止及び救濟施設の擴充

一、公營職業紹介所の增設を圖ると同時にその內容を改善し同機關の運營に一段の努力を拂ふこと。

一、失業救濟事業の內容を改善しその徹底を期すること。

一、職業輔導及び授產施設の擴充を圖り國家はこれらの施設に對して國庫補助または低利資金の融通をなすこと。

一、日傭勞働者の共濟施設に對し國家は適當なる保護助成の途を講ずること。

一、解雇手當及び失業手當制度の確立を期すること。

一、失業緩和の一方策として移植民の保護奬勵をなすこと。

第二　疾病豫防及び救護施設の普及

一、職業健康保險制度を創設し、俸給生活者並びにその家族の疾病の場合における生活不安を除去するとともに國民健康保險制度をも創設し、農民並びに中小商工業者など雇傭關係にあらざる國民の健康保險制度を確立すること。

一、貧困者に對する醫療救護事業並びに中產階級以下の者に對する輕費診療事業及び公醫制度の確立を期し醫療機關の普及徹底を圖ること。

第三　その他の防貧救貧施設の擴充

一、各種の社會事業團體、敎化團體、保護事業團體の連絡、協調を圖り、これら團體の指導、監督、助成に一段と努力すること

一、方面委員制度の內容を改善すると同時にこれが擴大强化を圖り國民生活安定の有力なる觸角とすること。

一、公益質屋の增設、不良住宅の改善にも努力すること。

第四　勞資關係及び勞働者保護施設の擴充

一、產業平和の確立を期するため勞資の圓滿なる協調を促進するため各地に勞資の懇談會、座談會を開催すること。しかしその懇談會、座談會にして眞に勞資協調の目的に副ひ有意義なるものに對しては國家は若干ながら補助をなすこと。

一、勞資間の無益なる鬪爭を避けるため懸案の勞働爭議調停法改正案を來議會に提出すること。

一、家內工業、中小工業の合理的發達を期するためこれらの事業にある種の統制を加へること。

一、その他の勞働立法及び勞働者保護施設の改善、整備を期すること。

第五　人口、食糧問題の解決

人口問題調査會の敏活なる活動を促し人口現象に關する基礎的

調査を完了すると同時にこれと密接なる關係にある食糧問題の解決をも期すること。

二　勞働關係法規

本年中公布された勞働關係法規は附錄（「社會問題關係法規」）に載錄したるをもつて重複をさけてこゝに掲げない。

第六十五議會に提出されて否決乃至審議未了に終つた主要なる法案は左の如し。

▲治安維持法改正法律案（政府提出）▲出版物納付法案（同上）▲漁船保險法案（衆議院提出）▲借地借家調停法中改正法律案（同上）▲小作法調停法中改正法律案（同上）▲傷痍軍人及戰公傷病死者等の鐵道船舶等乘車船優遇に關する法律案（同上）▲漁業法中改正法律案（衆議院議員提出）▲小作法案（同上）

三　各省事業及び官制

1　勞働關係施設に對する各省歲出豫算額

各省歲出豫算中勞働施設に關係あるものを掲ぐれば次の如くである。（尤も右の諸項目中には勞働施設に對しては單に間接の關係をもつに止まるものをも含む。たゞ參考の便宜上併せ掲ぐるに止まる）

▲行政及び一般的施設に關するもの（單位千圓）

	昭和九年度	昭和八年度
社會局（內・經）	四〇八、〇〇〇	四二、〇〇〇
鑛山監督局（商・經）	四八〇、〇〇〇	四七六、〇〇〇
國際勞働機關帝國事務所（內・經）	一三六、〇〇〇	一〇六、〇〇〇
▲失業に關するもの		
職業紹介事務局（內・經）	一八七、〇〇〇	一九一、〇〇〇
船員職業紹介事業補助（遞・臨）	九四、〇〇〇	九四、〇〇〇
職業紹介所費補助（內・經）	三〇九、〇〇〇	二六七、〇〇〇
失業防止委員會（內・臨）	二〇、〇〇〇	二九、〇〇〇
都市失業應急事業費補助（內・臨）	——	一、五八八、〇〇〇
船員授職事業補助（遞・臨）	三九一、〇〇〇	三五六、〇〇〇
▲勞働衞生に關するもの		
工場災害豫防並工場及鑛業衞生調査奬勵費（內・臨）	三三、〇〇〇	三三、〇〇〇
健康保險國庫負擔金（內・經）	三、〇七三、〇〇〇	二、六四五、〇〇〇
地方改善費（內・臨）	五七四、〇〇〇	五七三、〇〇〇
醫療救護費（內・臨）	一、五〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇
地方改善應急施設費（內・臨）	一、〇〇〇、〇〇〇	一、八〇〇、〇〇〇
▲移植民に關するもの		
移民保護奬勵費（外・臨）	四三〇、〇〇〇	三八〇、〇〇〇
移植民保護奬勵費（拓・臨）	四、八九二、〇〇〇	四、六二五、〇〇〇
北海道植民費（內・臨）	二、四二六、〇〇〇	二、五四六、〇〇〇
海外拓植事業指導奬勵費（拓・臨）	四七六、〇〇〇	四三四、〇〇〇
滿洲移住地及產業調査費（拓・臨）	五〇、〇〇〇	五六、〇〇〇
滿洲試驗移民費（拓・臨）	四八一、〇〇〇	三三五、〇〇〇
▲教育教化に關するもの		
普通教育費（文・經）	五〇、七五〇、〇〇〇	九〇、六七九、〇〇〇
實業教育費（文・經）	六四一、〇〇〇	六五七、〇〇〇

社會教育奬勵費（文・經）	五七、〇〇〇	五三、〇〇〇
成人教育施設費（文・經）	三七、〇〇〇	三七、〇〇〇
海員養成補助（遞・臨）	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇
在外教育費補助（文・經）	—	三二、〇〇〇
勞務者教育施設費（文・經）	五〇、〇〇〇	四九、〇〇〇
實業教育費補助（文・經）	一八、〇〇〇	一八、〇〇〇
思想指導施設費（文・經）	二八〇、〇〇〇	二四六、〇〇〇
國民更生運動奬勵費（內・臨）	五〇、〇〇〇	九、〇〇〇
▲商工業關係のもの		
產業奬勵費（商・臨）	三、七四二、〇〇〇	四、六三八、〇〇〇
▲農村關係のもの		
產業奬勵費（農・臨）	一五、五〇九、〇〇〇	一八、〇八二、〇〇〇
農村振興費（農・臨）	四、三三五、〇〇〇	四、四五四、〇〇〇
農村經濟更生施設費（農・臨）	三三、五五一、〇〇〇	六、八九〇、〇〇〇
農業土木費（農・臨）	二四、五一四、〇〇〇	四八、四一六、〇〇〇

〔備考〕—八年度は現計、九年度は豫算である。尙ほ、括弧內の內は內務省、大は大藏省、他もこれに準ず。また經は經常費、臨は臨時費である。

2 社會局部課事務分掌一覽

▲庶務課　分掌事項左の如し。

一、機密に關する事項。二、人事に關する事項。三、長官の官印及局印の管守に關する事項。四、文書の接受及發送に關する事項。五、文書の編纂及保管に關する事項。六、經費及諸收入の豫算決算及會計に關する事項。七、營繕に關する事項。八、他の部課に屬せざる事項。

▲勞働部　各課の分掌事項左の如し。

勞政課　一、團體勞働法制に關する事項。二、勞働爭議調停に關する事項。三、勞働運動の調査に關する事項。四、他課の主管に屬せざる勞働に關する事項。

勞務課　一、國際勞働に關する事項。二、勞働者の扶助に關する事項。三、勞働者災害扶助責任保險に關する事項。

監督課　一、工場法の施行に關する事項。但し職工の扶助に關する事項を除く。二、工業勞働者最低年齡法の施行に關する事項。三、鑛夫に關する事項。但し鑛夫の扶助に關する事項を除く。四、その他勞働者保護に關する事項。

▲保險部　各課の分掌事項左の如し。

規畫課　一、社會保險の調査に關する事項。但し失業保險に關する事項を除く。二、保險統計に關する事項。三、健康保險の業務改善に關する事項。四、健康保險審査會に關する事項。五、他課の主管に屬せざる社會保險に關する事項。

監査課　一、保險官署の事業監督に關する事項。二、健康保險組合に關する事項。

經理課　一、健康保險特別會計に關する事項、二、保險官署の經理監督に關する事項。

醫療課　一、醫療に關する事項。二、醫療事務の監督に關する事項。三、保健施設に關する事項。

▲社會部　各課の分掌事項左の如し。

保護課　一、罹災救助窮民救助その他賑恤救濟に關する事項。

二、軍事救護に關する事項。三、感化院に關する事項。四、兒童保護に關する事項。五、他課に屬せざる社會事業に關する事項。六、罹災救護殘務に關する事項。

福利課　一、住宅供給改善に關する事項。二、公設の浴場質屋及び簡易食堂宿泊所その他福利增進に關する事項。三、社會教化事業に關する事項。

職業課　一、職業紹介その他失業の救濟及び防止に關する事項。二、失業保險の調査に關する事項。

第二節　工場・鑛山監督方針

工場並に鑛山に對する當局の監督方針を見ることによつてその對工鑛業勞働者政策の一面を窺ひ得るであらう。今その一資料として工場監督主任官事務打合會議並に鑛山監督局長會議の狀況を左に摘錄する。前者におけるソシアル・ダンピング問題に對する態度などは、本年において注目さるべき部分に屬する。

工場監督主任官事務打合會議　五日三十、三十一日の二日間に亘り內務省第一會議室において開催。全國各廳府縣の工場監督主任官其の他の監督官吏並に關係各官廳職員が參加し、社會局からは長官、勞働部長以下各係官が出席した。社會局長官の訓示、指示事項等は次の如くである。

【社會局長官訓示】（要旨）「今や我國は內に外に幾多重大問題に當面して居りまするが、殊に近年海外市場に著しき躍進を爲しつゝある我國工業の現勢並に之に對し諸外國の執り又は執らんとしつゝある防衛策に稽へて其の將來に備へることは最も重要なる問題であること多言を須ひません。此の點に付、勞働保護の直接の擔當者たる吾々が、差當り深き考察を拂はねばならぬのは我國商品の世界進出を以て所謂「ソシアル・ダンピング」なりとする國際的論議に對する對策の問題であります。勿論對外問題と致しましては猶論者の蒙を啓く餘地十分存すると考へまするが、飜つて純粹に國內のみの問題として考へましたときには、未だ未だ勞働者保護の適正化を圖らなければならぬ點が少くないと考ふるのであります。例へば大工場等に於て尙法規違反の事實が其の跡を絕たないのみならず、我國輸出の工業の主要なる部分を占むる中小工業の如き、又地方農村に於ける家內工業の如き其の勞働狀態は尙篤と考慮せねばならぬ多くの問題があるのであります。成程當面には產業界も好轉して居り勞資の間にも相反擊するが如き風潮なく誠に平穩無事の如くではありますが、一朝不況到來の場合果して能く堅實なる守成が行はれ得るや否やに思ひ至りますと、實に憂慮に堪へないものがあります。現に工場法適用工場中に在つても保護職工の就業時間の違反が相當存するのみならず、法の適用なきものに至つては盲目的過長勞働も行はれて居り、而も最低限度の生活にすら事を缺ぐ賃銀が拂はるゝに過ぎざる事例も相當ある等誠に遺憾に堪へない次第であります。固より當業者と雖も事を好んで舊慣に泥んでゐる譯ではないのでありまするから、適當なる指導を得て自助的統制を行ふことが出來ますれば、經營の堅實化を圖ると共に勞働條件をも改善し得ると思ひます。而も此の指導斡旋こそは正しく吾々の任務でありまして、現に諸君の御努力に依り法の適用なき事業に於てすら當業者を自覺せしめ、企

家業の負擔を左迄大ならしめずして勞働時間を短縮した事例も二三あるのであります。從ひまして適用工場に付法規違反の絶無を期することは勿論法の適用なき事業に於ける勞働狀態改善の爲にも一段の御努力を切望して止まぬ次第であります。

次に勞働者災害扶助法も諸君の御努力に依り既に二年の齡を重ね益々圓滑に實施されて居ります。本法の適用事業は複雜多岐でありますが、之等の諸事業に於ける災害防止及衞生の改善に關しても尙當局は之が擴充を圖らなければならぬと考へて諸君の御協力を仰いで居りますが、今回先づ土石採取場安全及衞生規則成り此の六月一日より施行せらるゝ運びとなりました。其他に目下土木建築工事の安全規則に付きましても立案を急いで居る次第でありますから、諸君に於かれても平素實際に就き直接當業者を指導誘掖すると共に當局に對して十二分の御協力を御願ひ致します。

以上の如く勞働者保護法規も其の內容、適用範圍に於て時勢を追ふて充實擴張され諸君が日常事務を遂行せられるに當つては御苦心の多かるべきことを御察し致しますと共に深く之を多とする次第でありますが、私は諸君が至正至公而も公に奉ずる燃ゆるが如き確固たる信念を以て身を挺し事に當らるゞならば現行法の運用を一段と適正ならしめ得るは勿論、進んで國家產業の基確を益々强固ならしめつゝ勞働者の福祉を大に增進し得ると信じて疑はぬものであります。何卒深く思を玆に致されて此の上共御奮鬪を望んで止みません。

尙健康保險法の施行に關しては從來より諸君の御協力御援助を煩し深く感謝する次第であります。御承知の通り過般帝國議會に於て同法改正案が成立致しましたが、本改正に依つて新に適用を受くるものは小規模工場が大部を占めて居るのでありまして、從來本法の適用ありたる工場とは諸般の事情著しく異るものがありますから、本法の施行に付從來以上更に一層の援助を與へられ、改正の趣旨目的を達成せしむる樣十分御協力あらんことを希望致す次第であります。」

尙ほ、各課關係の指示事項、諮問事項、協議事項、等をかゝぐし左の如くである。

【指示事項】

（監督課關係）

一、中小工業に於ける勞働條件の適正化促進に關する件。
二、就業時間の取締勵行に關する件。
三、檢察當局との事務連絡に關する件。
四、軍需品製造工場の監督に付き監督官との事務聯絡に關する件。
五、工場管理貯金の認可並取消制限に關する件。
六、危險有害作業に於ける作業心得に關する件。
七、人造絹糸工場に於ける危害豫防及衞生施設に關する件。
八、公害防止に關する件。
九、土石採取場安全及衞生規則の施行に關する件。
十、土木建築工事場に於ける危害豫防及衞生に關する件。

（保險部關係）

一、健康保險法の改正に關する件。
二、政府管掌健康保險の被保險者に對する保健施設に關する件。

（勞政課關係）

一、工場監督官吏と調停官吏との聯絡協調に關する件。

（勞務課關係）

一、勞働者災害扶助者責任保險契約に關する件。
二、保險料未納者整理に關する件。
三、工事終了屆に關する件。
四、保險金請求書の整備に關する件。
五、療養期間の長きに亘るものゝ取扱方に關する件。
六、休業八日未滿の者に對する死傷報告提出方の件。
七、療養の承認に關する件。
八、診療擔當者の變更に關する件。

【協議事項】

（監督課關係）

一、臨時職工の取扱に關する件。
二、工場醫に關する件。
三、工場危害豫防及衞生規則の運用に關する件。
四、就業時間及賃銀の調査報告統一に關する件。

【諮問事項】

（監督課關係）

一、汽罐取締令に關する件。
二、工場法適用範圍擴張に關する件。

（勞務課關係）

一、扶助法規適用事業範圍擴張に關する件。
二、勞働者災害扶助法第一條第二項の運用に關する件。

【注意事項】（略）

鑛山監督局長會議　五月十四日より商工省に開催せられたが、社會局主管事項に關しては、同月十九日、社會局において打合會を開催した。社會局長官より別項の如き挨拶があり、次で左記事項の協議を遂げた。

【協議事項】

一、保護鑛夫の坑内勞働及選炭作業に於ける深夜業禁止に關する件。
二、鑛山醫に職業的疾病の知識普及に關する件。
三、鑛山衞生に關する調査依頼の件。

【社會局長官挨拶】「……昭和三年公布せらました改正鑛夫勞役扶助規則は夫々必要なる猶豫期間を附して一般鑛夫の坑内勞働時間制限と女子及年少者の坑内勞働禁止及深夜業禁止に付規定致しましたが、其の中一般鑛夫の坑内勞働時間制限は既に去る昭和五年九月より實施せられ又多年の懸案でありました女子及年少者の入坑禁止及深夜業禁止は、夫々昨年九月より各位の多大なる御努力の結果施行せらるゝに至りましたことは國家の爲御同慶の至りに堪えないと共に深く各位の勞を謝する次第であります。

昨秋女子及年少者の坑内勞働禁止を實施するに當りまして、中小炭坑に於ける實情に鑑み之が例外許容の範圍を幾分擴張せざるを得なかつたことは各位の御承知の通りであります。斯くて改正省令公布以來逐年減少の一途を辿りつゝあつた保護坑内夫は現在に於て尚五千五百餘を數ふるのであります。之等の例外を許可せられたる炭坑に付きましては今後各位の御指導御斡旋に依りまし

て經營の合理化、採掘方法の改善等を實施し以て女子及年少者坑内夫を全廢し得る餘地あるものも相當あるやうに考へられるのでありまして此の點尙各位の一段の御努力あらんことを望む次第であります。既に御承知のことゝ思ひますが本年の第十八回國際勞働總會に於きましては女子の入坑禁止問題が議題に包含せられて居ります。我國商品の異狀なる世界的進出に對し各國の勞働條件に付兎角の論が喧しい折柄でもありまするので此の點に付いても或は相當の議論を見るのではないかと考へます。我國の勞働條件に對する國際的論難に付いては別に對策を講ずべき數々があることゝ勿論であり、從つて斯の如き關係からのみ一概に我國現下の實情を無視したる立法及び行政上の活動を爲し得ないのは多言を須ひませんが、之を別として純粹に國内のみの問題としても多數男子の失業問題を控えたる今日尙且つ極めて低賃銀なる女子をして坑内勞働に從事せしむるが如きは一日も早く是正するを必要と考へるものであります。

次に女子及年少者の深夜業禁止に就きましても現在尙約三千五百餘名の保護鑛夫が三交替制又は四交替制に依り深夜の選炭作業に從事して居ります。此の點については一部には既に男子を以て之に代らしめたる炭坑もあるのであります。深夜の選炭作業のみを男子に行はしむることが可能なりとせば深夜作業だけからは保護鑛夫を撤退せしめ得ることゝ爲り誠に悅びしいことゝ思ひますが炭坑に依りては必ずしも然く簡單には參らぬ向もあると存じます。此等の點に付いても尙各位が現下の實情に付篤と調査研究を遂げられ度いと思ふのであります。……」

第三節　對勞働災害及び勞働衛生施設

一　政　府

昭和九年中この種對策で取立てゝ見るほどの新規なものはない。主要なる法規の改正および法規施行狀態について述ぶれば左の如くである。

勞働者災害扶助扶施行令の改正　勞働者災害扶助法第一條第一項第五號は「前各號に掲ぐるものの外危險なる事業又は衞生上有害の虞ある事業にして勅令を以て指定するもの」と規定せられてあるが、昭和七年一月同法施行以來一回も該當事業として指定せられたものはなかつた。しかるに工場以外に於て行はれる船舶、（木造船舶を除く）の解體作業が著しく增加し、之に關する勞働災害も亦尠からざる事態に鑑み、左記の通り施行令中改正勅令が公布せられ、昭和九年一月十五日から施行せられることになつた。

【勅令第三百十四號。昭和八年十二月十三日公布】

勞働者災害扶助法施行令中左の通り改正す。

第二條の二　勞働者災害扶助法第一條第一項第五號の事業は工場以外に於て行ふ船舶（木造船舶を除く）の解體の事業とす。

附　則

本令は昭和九年一月十五日より之を施行す。

尙ほ、右改正の內容および主旨について、は社會局長官より地方長官宛發せられた左の通牒にこれを見ることができる。

「十二月十三日勅令第三百十四號を以て勞働者災害扶助法施行令

中改正勅令公布せられ、明年一月十五日より施行のことに決定相成候處、右は近時工場外に於ける船舶解體作業著しく增加し、之に關して災害を受くる勞働者尠からざるに工場法適用工場の職工の出張作業に於ける場合の外勞働者保護法規の適用無く、災害扶助に缺くる點あるに鑑み、工場外に於ける船舶（木造船舶を除く）の解體の事業に付ては勞働者災害扶助法を適用し、此種勞働者の保護を完うせむとするの趣旨に有之、作業の性質危險なるに依り規模の如何に不拘適用有之ものに付き、管内當業者に周知せしめ施行上遺憾無きを期せられ候樣致度此段及通牒候也。」

日本製鐵從業者に對する扶助特例の創設　從來製鐵所においては一般官業の例に倣ひ政府から給與金を受くる共濟組合が設置せられてをり、同組合においては勞働者の組合掛金と政府よりの給與金とを資源として組合員たる職工に對して退職手當金、廢疾手當金並に業務上の死傷病に關し、工場法上の障害扶助料及び遺族扶助料に相當する公傷病年金、公傷病一時金、遺族年金、遺族一時金等を支給して來てゐた。その業務上の死傷病に關する給與中、障害扶助料及び遺族扶助料は工場法施行令又は傭人扶助令の規定よりも其の給與の率が高いので、製鐵所でば傭人扶助令に例外を認め、共濟組合員たる職工には障害扶助料及遺族扶助料は支給しないことゝして來たのである。然るに今回製鐵所が民營となるに付ては、共濟組合をその儘存續せしめることは勞務管理上最も必要であるので、これが民營となつた曉も日本製鐵株式會社は官業の時における政府の給與金と同樣なる給與金を右共濟組合に支給し、また共濟組合も從前通りの給付を組合員に對し支給せしめようとするのであるが、製鐵所が民營となるときはその職工に對する業務上の傷病又は死亡に關する扶助は工場法法令の規定の適用を受けることゝなるので、これがためには傭人扶助令におけると同一趣旨の例外を工場法施行令の例外として新に規定するの必要が生じたわけである。そこで當局においては日本製鐵株式會社に對して右の例外を認め、現在の共濟組合をそのまゝ存續することを得せしめて、製鐵所が民營となつても勞働條件に變改を生ぜしめざらむことゝするのを職工保護上必要と認め、次掲の勅令を制定公布した。

【勅令第二號　昭和九年一月二十五日】

日本製鐵株式會社は會社從業者の組織する共濟組合が會社より給與金を受け組合員の業務上の負傷、疾病又は死亡に關し給付を爲す場合に於て、豫め内務大臣の許可を受けたるときは、共濟組合員又は其の遺族若くは組合員の死亡當時其の收入に依り生計を維持したる者に對し、工場法施行令に定むる扶助を爲すことを要せず。

前項の場合に於て共濟組合其の給付を爲さざるときは、日本製鐵株式會社は共濟組合の爲さざる給付の限度に於て給付を爲すことを要す。

第一項の許可は内務大臣同項の給與金及給付の程度が工場法施行行令の規定に照し適當なりと認めたる場合に於て日本製鐵株式會社の爲す事を要せざる扶助の種類を指定して之を爲すものとす。

内務大臣必要なりと認むるときは第一項の許可を取消すことを得。

第一項の許可又は前項の取消は内務大臣之を告示す。

附　則

内務省告示第四十八號

昭和九年勅令第二號に依り昭和九年二月一日、日本製鐵株式會社に對し、日本製鐵八幡共濟組合員たる同社從業者の死傷病に關し、工場法施行令第七條及第八條に定むる扶助を爲さざることを許可せり。

昭和九年二月三日　　内務大臣　男爵　山本達雄

工場危害豫防及衛生規則施行狀況　昭和八年工場監督年報の記するところを見るに「滿洲事變勃發以來軍需品製造工場の非常なる進展に伴ひ此の種製造工場の新設、增設、變更等相亞ぎ工業主中には動もすれず目前の利慾に汲々として勞働者の生命に至大の關係ある本則違反を敢行するもの漸く多き現狀なるに鑑み地方廳に於ては當業者に立法精神の周知徹底を計り進んで諸般の改善を督勵し以て法規の圓滿なる運用と實效を擧げるに一段の努力拂ひたり。而して法規に依る强制と並行して工業主を指導誘掖し其の自發的運動に俟つの適切且有效なるは勿論なるを以て毎年七月施行の全國安全週間其の他の好機を捉へて産業福利協會其の他各府縣の工場福利團體と聯絡協調して各種印刷物の配布、活動寫眞の映寫、講演會、展覽會の開催等により規則の周知徹底を計り安全運動を助成し、災害の防止、衛生の改善に努め自己の工場における設備改善を促したり。然れ共一般工業主も時代の進運に從ひ舊慣を捨てて立法精神の根底に理解を進め各種工業の健全なる發達は健全なる勞働者に俟つてこそ始めて所期の目的を達し得べき事に想倒し勞働者の危害防止及び衛生保持のため必要なる各種施設をなすは常識上工業主當然の義務なりとし既に進歩的工場に於ては本規則制定以前に此の種施設の緊要なるを痛感し進んで種々調査研究を重ね、猶豫期間中に屬する事項をも實施するに至れるもの尠からずと雖も上來屢々述べたる如く軍需品製造工場以外の中小工場に至りても危害豫防施設にして多額の經費を要するものは之を直ちに强制するは實情に副はざる嫌あるを以て漸次之が改善せしむる等督監官吏は工場の經營狀態を考慮し、多大の苦心を拂ひたり。」

工場附屬寄宿舍規則施行狀況　本年における工場法適用工場（民營）の勞働者百八十一萬一千六百七十人中、五十四萬六千八百十五人（總數の三割强）は工場附屬寄宿舍に起臥しつつあり、而かも寄宿職工の八割一分は女工である。いま當局の寄宿舍規則施行狀況について述べるところを見るに、「逐年經濟界の深刻なる不況に禍せられ、寄宿舍の改善今尙進捗せざるの傾向ありて職工の保健上より見て誠に遺憾の次第なるも經濟上相當大なる負擔を要する寄宿舍の改善を强ふるは實情に副はざる嫌あるを以て各府縣共寛嚴宜敷を制して鋭意之が改善に努めつつある結果事業主も覺醒し、從業員の安息所たる寄宿舍の改善は勞働者の保健衛生上に至大の關係あり延ては産業能率に及ぼす影響甚大なるに鑑み進んで改善せんとするの氣運を釀成し、特に本年に入り漸次理想の境に達せんとしつつありて本規則の猶豫期間滿了後の今日大體圓滿に實施せられつつあり。然れ共中小製糸、織物工場等の寄宿舍には採光、換氣の設備充分ならずして夏冬共に住居に不適當なるも

の、洗面所、階段、食堂等の不備ありて工場臨檢其の他機會ある毎に之が取急ぎ變更改善を命じ、斯る劣惡の狀態より一日も早く離脫せしむべく多大の苦心を拂ひたり。」(昭和八年工場督監年報)

二　府縣

各府縣におけるこの種の施設の主なるものは例年の如くいはゆる工場福利團體の活動による「安全週間」の催しであらう。

工場福利團體　これについては昭和八年工場監督年報が最近の狀況を次の如く述べてゐる。

「全國各地に創立せられたる工場協會、工業會、工場懇話會、鑛山聯合會等の工業主團體は監督官廳と協力一致して災害の防止及び衞生施設其の他各種の改善を促し以て工場法規の圓滿なる施行に寄與し爲めに當業者も亦進んで之に當るの氣運を助成したること大なるものあり。而も之等の團體は新法令の制定に當りては講演會講習會等の開催、印刷物の配布、隨時パンフレット會報を發行して之が周知徹底に努め或は映畫會、運動會等を開催して勞働者の知識體育の增進涵養を圖る等圓滿なる產業の發達に努力しつゝあり。本年第六回を迎へたる全國安全週間がよく所期の目的を達したるも亦之等團體の不斷の努力に俟つもの大なるものあり」。

第七回安全週間　安全週間は昭和三年より催し來つてをり、昭和九年は第七回に當る。中央においては產業福利協會、日本鑛山協會及び日本土木建築請負業者聯合會主催、內務省社會局及び商工省鑛山局後援の下に、地方においては主として府縣廳中心となり、工場協會又は工場懇話會等の事業主團體と協力して七月一日より　七日迄、一週間に亘つて擧行せられた。いまその成績を工場について見るに概要左の如くである。(詳細については產業福利協會「第七回全國安全週間報告」參照、尙ほ右は工場法適用工場における狀況である。)

(一)安全週間中における災害率

使用職工五十人以上の工場における安全週間中の災害率は、安全週間前の災害率に比して五分二厘の減少を示してゐる。之を昨年の第六回安全週間における二割〇分九厘の減少率に比較すれば如何にも減少率少なきかの如く見ゆれども、そは皮相なる觀察であつて實質上に於ては例年慣行し來りたる安全週間の效果として日常既に災害率の漸減し來れる結果、災害減少の餘地が次第に狹められたる爲めであつて、寧ろ好成績を擧げたものと見るべきであらう。換言すれば週間前の災害率と週間中の災害率とが同一率になつてこそ、始めて安全週間の極致と稱すべく、又目標も其處に存するのである。

次に本年度に於ける調査延人員を見るに、週間中七百二十七萬一千七百六十九人、週間前一億百六十九萬二千五百十八人にして週間中の人員が前年度(一千三十六萬一千四十六人)より減少したるは、海軍省關係工場が都合により中止せる等の原因に基くものと考へらる。

左に全國各府縣における民間工場及び官立工場の總括的災害率を掲げる。

災害率(萬分率)—官營及び民營の總計

	安全週間中	安全週間前	比較増減	前回週間中との比較
微傷	三・六二四	三・九六三	(−)〇・三三九	(+)一・一二四
軽傷	〇・九四二	〇・七八九	(+)〇・一五三	(+)〇・三四二
重傷	〇・一八七	〇・二四六	(−)〇・〇五九	(+)〇・〇三三
死亡	〇・〇〇三	〇・〇〇八	(−)〇・〇〇五	(+)〇・〇〇二
計	四・七五五	五・〇〇六	(−)〇・二五一	(+)一・四八九

調査延人員　七、二七一、七六九　一〇一、六九二、五一八

(二)工場における施設事項

工場における産業災害の豫防上「工場危害豫防及衛生規則」(内務省令第二十四號)に準據して、各種の施設又は修理改善を行ふことは法律的義務より云ふも社會道德上より觀るも事業主側において當然爲さゞるべからざる事柄である。參考として警視廳管下の使用職工五十名以上の工場に於ける安全週間中施設狀況統計表を示せば左の通りである。

第一　危害豫防施設

施設事項	
1、原動機又は動力傳導裝置の柵置又は被覆(工場危害豫防及衛生規則第二條)	六〇六
2、調帶綴金具の安全型(同第三條)	三五九
3、セットスクリウ、ボールトナット及楔類の安全裝置(同第四條)	二七九
4、ベルトシフター、安全裝置(同第五條)	二九四
5、調帶受ケ具(同第六條)	三三四
6、安全給油裝置又は安全注油道(同第七條)	二五八
7、原動機又は元軸急停止裝置又は急停止の信號(同第八條)	二一九
8、運轉開始又は停止の合圖信號(同第九條)	二八〇
9、機械の動力輪又は齒車の被覆又は柵圍(同第十條)	四五七
10、機械の危險なる運動部、勢輪カム聯運動部突出部等の柵圍被覆又は安全裝置(同前條)	三三七
11、鋸機鉋機ローラーカレンダーパンチプレスシーヤ及カッター等の安全裝置(同前條)	二二一
12、研磨機のガード(同前條)	二七八
13、織機のシヤトルガード(同前條)	二六
14、ゴム煉ロール應急停止裝置(同第十三條)	七三
15、其の他の機械急停止裝置(同第十二條)	一二八
16、作業場所に於ける墜落防止柵圍又は覆蓋(同第十五條)	一九八
17、持運び梯子の滑止(鈎又は脚の下部の靴等)(同第十六條)	二八五
18、危險箇所の標示(同第十八條)	五二二
19、其の他危害豫防施設	一三九
計	五、二八三

第二　火災及爆發等の豫防及避難施設

施設事項	
1、爆發性發火性又は引火性料品置場容器の危害豫防措置(第二十一條及二十六條)	二九五
2、油浸ボロの處理施設(同第二十二條)	四三三
3、避難出口避難通路及其の標識(同第二十三條及二十五條)	三九六

事項	
4、危險箇所に立入禁止標識（同第二十七條）	三七三
5、其の他防火消化設備	五八八
計	二、〇八五
第三　服裝及保護具の施設	
施設事項	
1、危害豫防の作業服又は帽子（同第十四條）	一八五
2、保護眼鏡（同第二十八條）	三三四
3、マスク又は呼吸器（同前條）	二四五
計	六五四
第四　衞生施設	
施設事項	
1、瓦斯蒸氣又は粉塵を發散する場所の排出又は密閉其の他の措置（同第二十六條）	二四九
2、食堂洗面裝置飲料水供給等（同第二十九條）	四七九
3、救急函及救急材料用具（同第三十二條）	五二一
5、其の他衞生施設	二三八
計	一、四六七
第五　健康增進施設	
施設事項	
1、運動場の廣袤（坪）	一五六、四三三
2、運動時間（有する工場）	二〇六
體野球　操	一三三
庭球	一七〇
3、運動種類　卓球	八二
柔劍道	四
遊戯	四〇
其他	一三
4、體育施設　指導者の數	五七
用具の設備（有する工場數）	
5、榮養食の實施（實施せる工場數）	
第六　其の他の一般的施設	
施設事項	
1、各種訓練（安全なる作業方法避難演習消防演習等）	三〇六
2、安全委員の設置	三三一
3、安全係、衞生係、等の設置	三五六
4、講演、訓話、活動寫眞會等の開催	二八
5、宣傳物の貼付又は配付（全國又は府縣に於て作成したるもの以外）	三〇八
6、安全週間記念物品の給與	五七
7、其の他	五七
計	一、六三一

(三)安全週間中に於ける生産能率

安全週間と生産能率との關係は未だ廣く各方面に研究題目として取上げらるゝに至らないが、第五回安全週間に際して石川縣に於て使用職工百人以上の工場における生産能率の調査を行ひたるを嚆矢として、本年度安全週間に際しては、山梨、福井、石川の三縣に於て之が研究をなした。勿論この研究調査は問題の性質上

頗る困難なるものがあるは想像に難くないが、安全週間の如き機會に廳府縣當局は工場側と相提携して、周到なる研究方法に基いて之を行つたならば、必ずや好き經濟研究の資料となるべく又生産事業に對する一大指針となり得るであらう。

左に福井縣に於ける安全週間能率調査表の一部を掲げて置く。

製糸工場（六工場）

	出勤職工數	缺勤職工數	生産數量 貫	運轉機械數 臺	休機械數 臺
平日一日平均	六三八	六三	一三、九三〇	二六七	九五
安全週間中一日平均	六四〇	六四	一三、二〇〇	二六八	九四
比較	（増）二	（増）二	（増）九、二八〇	（増）一	一
			（同）四一	（同）一	三

紡績工場（三工場）

平日一日平均	一、八四六	一五三	七、〇四〇貫	五三四臺	一臺
安全週間中一日平均	一、八五四	一四〇	六、五六四	五三四	一
比較	（増）八	（減）三	（減）四七六	—	—

撚糸工場（四工場）

平日一日平均	六五〇	三五	四〇〇、一九一貫	三〇三臺	一臺
安全週間中一日平均	六四九	三四	四〇三、三三六	三〇三	一
比較	（減）一	（減）一	（増）三、〇三五	—	—

第四節　保險施設

一般勞働者並に庶民階級に對する保險制度としては、現在、健康保險、簡易保險、郵便年金があり、また小兒保險も昭和六年十月一日より實施さるゝに至つた。また勞働者に對しては間接的作用をもつにすぎぬが、勞働者災害扶助責任保險法も昭和七年一月一日より實施されてゐる。國民健康保險も現に立案を得て着々實現へと進められつゝある。

一　簡易生命保險

事業成績　昭和九年中における成績を、前年並に前々年のそれと比較すれば大要左の如くである。

	新契約件數	年末現在 件數	年末現在 保險金額 円
昭和九年	三、一五〇、八八一	三、〇三六、六五一	二、九二九、九四四、〇九五
昭和八年	二、六〇五、〇七三	一九、八四一、三三三	二、六二五、六〇七、一一〇
昭和七年	二、八八三、三五六	一八、一六九、七〇〇	二、四一〇、八八六、一六八

昨年度においては新契約件數の減少を見たが、本年はこの點も可成りの增加を示してをり、年末現在の件數、金額いづれも增加してゐる。

小兒保險の成績　昭和六年十月一日實施せられて以來の成績を見るに大要左の如くである。

	新契約件數	年末現在 件數	年末現在 保險金額 円
昭和八年	六八八、九〇一	一、七六〇、〇二九	二三七、二六二、三三七
昭和七年	六三五、六二一	一、一三九、七一五	一五六、五三四、四〇六
昭和六年	五七三、二五三	五五八、二八一	八〇、三七八、五二七

二　郵便年金

事業成績　昭和九年中における成績を前年並に前々年のそれと比較すれば大要左の如くである。

	新契約件數	年末現在		
	件數	年金額	一件平均金額
昭和九年	四七、八二三	三〇六、六〇二	二五、四七三、六九一円	八三・一円
昭和八年	三三、三三一	二七一、二〇九	二一、三六八、四三九	七八・八
昭和七年	三五、九二〇	二四八、二九〇	一八、九一四、四二一	七六・一

（尙ほ郵便年金の各月狀況については第三部統計第六表參照）

三　健康保險

健康保險法は昭和九年末をもつて實施七ヶ年に達する。數年來の不況の影響を受けてその經營は必しも順調とは云へない。本年度の健康保險課長會議において、社會局長官は「先づ良好の成績をあげ着々所期の目的を達成しつつある」と述べる一方、「滿足し得ざる點尠からず」と語つてゐる。內務省社會局はすでに早く本保險法の改正擴張案を立案してゐたが、本年に至つて第六十五議會を通過し、昭和十年度より實施を見る運びとなつた。

以下、昭和九年度における施設並に實施成績の一般を述べるが、本年の報告を缺く部分については前年度までの趨勢を述べることゝする。

1　實施概要

本年中における施設及び對策において特筆すべきものは上述の健康保險法の改正であり、他には特に取上るほどの新味あるものは見當らない。

健康保險法の改正　第六十五議會を通過した內務省立案の改正法立案の骨子は、要するに本法適用範圍の擴張であり、勞働者十人未滿の家內工業的事業、土木建築業、海陸仲仕業および道路による貨物運送業、地方鐵道業、軌道業等がこの擴張範圍に入るわけである。今回の改正によつて新たに强制被保險者となる勞働者數は約廿九萬の見込みで、本法の實施は昭和十年一月一日よりである。改正法文は附錄にかゝげてあるをもつて、左に改正の要點をかゝげておく。

〔改正法要領〕

一、左の各號に該當する工場、事業場に使用せらるゝ者は健康保險の被保險者とすること、たゞし臨時に使用せらるゝ者にして勅令を以て指定するもの、一年の報酬千二百圓を超ゆる職員は除くこと（第十三條）。

（イ）工場法第一條（當時十人以上の職工を使用するもの）の規定により同法の適用を受くる工場

（ロ）鑛業法の適用を受くる事業場または工場

（ハ）左に掲ぐる事業にして（當時五人以上）の勞働者を使用するもの。

（1）物の製造、加工、選別包裝修理または解體の事業（2）鑛物の採掘または採取事業（3）電氣の傳導または動力の發生、若くは傳導の事業（4）その他陸上においてなす貨物又は旅客の運送の事

業にして勅令を以て指定するもの。

二、前項の工場、事業場または事業を除く外左の各號の一に該當する事業の事業主は主務大臣の認可を受けその事業及びこれに付屬する事業に使用せらるゝ者を包括して健康保險の被保險者となすことを得、前項の工場事業場または事業に付屬する事業につき亦同じ（第十四條）

（イ）前項の第三に規定する事業にして（常時五人未滿）の勞働者を使用するもの（ロ）土木事業または工作物の建設保存修理若しくは破壞の工事にして主務大臣の指定するもの（ハ）貨物積卸の事業（ニ）物品販賣業にして主務大臣の指定するもの。

三、第十三條の工場事業場または事業が同條の規定に該當せざるに至りたる時はその工場事業場または事業につき第十四條の認可ありたるものと看做すこと（第十六條）

四、本法は昭和十年一月一日より施行すること。

健康保險組合　昭和九年十二月末における健康保險組合は合計三四八組合で、前年末に比して五組合の增加である。これを業態別に示せば左の如くである。

	昭和九年十二月末	昭和八年同上
染織工業	一三	一三
機械器具工業	六七	六四
化學工業	三六	三六
飲食物工業	三	三
雜工業	三	三
特別工業	三	三
金屬鑛業	一九	一九
石炭工業	四九	四九
其他非金屬工業	一	一
金屬精錬工業	三	三
其他の事業	三	二
計	三四八	三四三

保健施設　保險施設に對する中央並に地方當局の對策は年を追ふて進められてゐるやうである。その施設は大體、衛生展覽會、體育講習會、被保險者陸上及び水上競技會、角力大會、衛生講演會等で、その具體的狀況については、各月の「健康保險時報」に報導せられてゐる。左に昭和八年度內に政府において實施したる保健施設狀況を揭げて置く。

種別	回數	聽講觀覽又は參加被保險者數
保健施設に關する講演會及活動寫眞映寫	一、四〇四	三八、一七四
衛生展覽會	三	四八、三一五
運動競技會	八八	四八、二六九
體育講習會	五三	三、四二一
十二指腸蟲再感染調査	一（內蟲卵保有者數）	一、七一七（檢査人員）
蛔蟲再感染調査	一（內蟲卵保有者數）	二八（檢査人員）
糞尿、喀痰、血液、ワツセルマン氏反應、ヒーケル氏反應血壓等の檢査		九、四七二
有毒工場健康診斷		二、二一〇
健康者表彰	七〇	四二、八〇五
		八、一七一
		五、九四七

營養改善運動	營養講習會	一五	二、九五七
	講演會及活動寫眞映寫	四	一五五、八九六
	印刷物配布	〃	五三、五九〇
	ポスター	〃	一、二四五、八二〇
	パンフレット	〃	七二、〇二〇
保健衞生に關する印刷物の配布	ポスター	四	一、三二七、九〇六
	パンフレット	〃	二、七三〇
	リーフレット	九	〃

健康保險課長會議　昭和九年六月十二、十三、十四、十五の四日間に亘り內務省大會議室において開催。社會局長官の訓示、指示事項、注意事項、協議事項等を摘記すれば左の如し。

【社會局長官訓示】「……健康保險事業はその關係するところ廣く且つその內容は直接勞働者の生活に密接なる關係を持ち且つこれが手續きはまこと複雜多岐でありますの關係からその圓滿なる施行は容易なことでないと思ひます。それにも拘らず今日までの實施經過を見まするに、先づ良好の成績をあげ着々所期の目的を達成しつゝあることは邦家のため御同慶に堪へない……然しながら今靜かに過去實施の跡を仔細に點檢致しますと未だ必ずしもこれを以て滿足し得ざる點が尠からずあるやうに思ふのであります。

曩に健康保險法改正案が立案され世に現はれました際においても何人もこれが趣旨については異存を唱へませんやうでしたけれども、これが運用に關しては事務の簡易化、趣味の普及徹底、給付の改善等に種々の要望が相當强く叫ばれたことは諸君の夙に御承知の事と思ひます。吾々その局に當つて居ります者はその責務が本來勞資相互の出捐による保險料を眞に被保險者の利益となるやうに運用することに在るに鑑みまして、特にこの際今一度の內容を檢討し苟くも非違なきは勿論處務を懇切叮嚀にし、又事の輕重を覈へて可及的に事務の簡捷を圖る等諸般の工夫改善を加へ以て本事業をして眞に被保險者並事業主の滿足感謝すべきものたらしめると、同時に、本制度が將來益々擴充整備せらるべき社會保險の先驅者としての使命を完うすることが出來るやう一段の努力を致さなければならぬと考へるのであります。社會局におきましても目下この趣旨の下に法令の改廢その他につき、鋭意調査研究を進めて居る次第でありますから實務に從事せらるゝ諸君においても御氣付の點があればこの機會に腹藏なく御申述を願ひたいと思ひます。

次に本事業の擴張發展につきましては曩に帝國議會に對し本法の改正案を提出致しましたところ、幸にその協贊を經御裁可を得ました。過日公布せられましたのでその內容につきましては既に御承知のことゝ存じます。改正法の實施は昭和十年度よりでありまして、今年はその施行準備を致すことになつて居りますが、今回新しく擴張になりました部分は從來勞働法規に關する經驗の極めて乏しい方面でありますからその圓滿なる施行は可なり困難であると思ふのであります。幸その實施までに相當日數がありますからその間に準備調査なり又は趣旨の普及徹底なりにつきまして格段の努力を拂ひ、その施行に萬遺漏なきを期せられたいのであります。その具體的方法につきましてはこの機會に充分御協議あらんことを希望致します。

終りに每回申します通り保險事業中療養の給付は申すまでもなくその中樞をなすものでありまして當局においても醫療組織並に

給付の改善につきましては特に意を用ひてゐるのでありますが、諸君におきましてもこの點に關し關係各方面の理解と誠意とを促し給付の適正を期せられんことを希望する次第であります。……」

【指示事項】

一、健康保險中改正法律の施行に關する件。
一、職員の執務に關する件。
一、實地視察に關する件。
一、健康保險組合事務擔當者の考査に關する件。
一、郵便官署における歳入金受入に關する件。
一、滯納處分執行に關する件。
一、事務費の經理に關する件
一、診療契約並診療協定に關する件。
一、保險醫の指導監督に關する件。
一、保險醫の處分手續に關する件。
一、勞働者災害扶助責任保險事務に關する件（勞働部）。
一、工場體育及工場食改善に關する件（勞働部）。

【注意事項】

一、保險經濟に關する件。
一、歳入の不納缺損處分に關する件。
一、支拂元受高轉換に關する件。
一、不正事件防止に關する件。
一、經理に關する諸報告の件。
一、保健施設の實施に關する件。

【協議事項】

一、健康保險事務取扱の簡捷改善に關する件。

2 實施成績

被保險者總數 昭和九年十二月末現在における被保險者數は前年に比し可成り增加してゐる。これを政府管掌と組合管掌とに分つて見ても、その何れにおいても增加を示してゐる。

	政府管掌	組合管掌	合計
強制被保險總數	一、四一五、一〇四		
工場法適用	一、三二九、五〇六		
鑛業法適用	八五、五九八		
任意包括被保險者數	六、〇八六		
任意繼續被保險者數	一六一		
昭和九年末合計	一、四三一、三五一	六六三、二五一	一、八五七、八二一
昭和八年末合計	一、一九四、五七〇		

次に健康保險法施行令第七條の共濟組合の組合員たる健康保險者の昭和九年末現在における數は左の如くであり、これは前年に比し減少を示してゐる。

	昭和九年末	昭和八年末	昭和七年末
強制被保險總數數	一五〇、二五〇	一六一、〇八五	一四八、四七五
內 工場法適用		一六〇、九二八	一四八、三三五
內 鑛業法適用		一五七	一五〇
任意包括被保險者數	一〇、四一四	一〇、五四八	九、八四一

〔備考〕——一、鑛業法適用事業場又は工場に使用せられる被保險者は、海軍共濟組合を除く他の共濟組合にはなし。二、任意包括被保險者については土木事業從事員、陸軍、遞信部內職員共濟組合を除く他の共濟組合にはなし。

業態別被保險者數　これを組合管掌（昭和九年）並に政府管掌（昭和九年の數字が發表されてゐないから昭和八年の數字をかゝぐる）について見れば次の如くである。

	被保險者數		
	政府管掌（八年）	組合管掌（九年）	
染織工場	五三〇、〇〇三	三二、三七二	
機械器具工場	二五三、四一六	一八三、三三六	
化學工場	二〇一、六一二	三七、九七六	
飲食物工場	四七、六二七	七、一三四	
雜工場	一六六、四七八	一二、八五〇	
特別工場	二〇、九六九	二、九八六	
金屬山	一九、九九一	二七、六〇六	
石炭山	四一、〇四二	一三九、八六四	
石油山	三、七八四	—	
其他の非金屬山	三、五六七	一、二七二	
金屬精錬工場	九四四	三、三二二	
其他鑛業法適用	一、〇〇六	—	
任意包括被保險者使用事業	四、三六五	—	
其他の事業	—	四一、二七九	
計	一、二九四、八〇四	七五七、九九七	

〔備考〕――本表は任意繼續被保險者數を含まず。

給付の件數並に費用　昭和八年度（九年度はまだ發表されてない）における給付の總件數は六、四九五、六九四件にして、これに要した

	件數	費用	件數	費用
	政府管掌		組合管掌	
傷病に關する給付	三、六一〇、八〇九件	一四、〇九二、四七二円	二、七七〇、五〇九件	一〇、九七五、九四四円
死亡に關する給付	八、八四七	三一六、六四〇	四、四二六	一九五、九〇四
分娩に關する給付	八一、〇〇六	八〇九、〇六五	二〇、〇九七	二四七、〇〇三
計	三、七〇〇、六六三	一五、二八一、〇七七	二、七九五、〇三三	一一、四一八、八五一

る總費用額は二六、六三六、九二一八圓である。昭和七年に比すれば、政府管掌、組合管掌、そのいづれも可成り增加を示してゐる。

尙ほ右件數並に費用額の被保險者一人當り平均を見るに、昭和八年の一人當り件數三・二六六、費用十三圓八十錢二厘となつてゐる。いまこれを組合管掌と政府管掌とに分つて前年度と比較すれば次の如し。

		昭和八年度	昭和七年度
政府管掌	一人平均件數	三・〇二四件	三・〇二四件
	一人平均費用	一三・四三六円	一三・七四二円
組合管掌	一人平均件數	三・九五七件	四・一六四件
	一人平均費用	一六・一六七円	一六・九一四円
平均	一人平均件數	三・三六六件	三・三〇〇件
	一人平均費用	一三・八〇三円	一三・八一五円

保險料率及び負擔割合　政府の管掌する保險の保險料は石炭鑛業に從事する被保險者に對しては報酬日額一圓につき八錢、このうち事業主が五錢、被保險者三錢の割合にこれを負擔し、その他の被保險者に對しては報酬日額一圓につき四錢の割合にして、事業主及び被保險者の負擔は折半である。

組合の管掌する保險の保險料率および保險料の負擔の割合を示せば左の如くである。

保險料率

	事業主負擔		計
總數（被保險者數以下同じ）	二分の一	二分の一を超ゆるもの	
一圓につき三錢以下	三九〇、〇九九人	三一六、四五六人	七〇六、二五五人
同　四錢以下	八〇、四六二	五六、二八四	一三六、七四六
同　五錢以下	二八八、〇五一	七二、四三三	三六〇、四八四
同　六錢以下	二〇、〇八六	六五、五〇九	八五、五九五
同　七錢以下	一、五〇〇	二三、七八五	二五、二八五
同　八錢以下	—	四七、五一二	四七、五一二
同　九錢以下	—	三九、三〇三	三九、三〇三
平均保險料率	三七・〇厘	一一、六三〇厘	一一、六三〇厘
		五〇・一	四二・九

健康保險事業收支　昭和八年度における政府管掌分の收入總額は一九、三〇八、八六四圓、支出總額一七、一三八、五三三圓、收支差額の剩餘金二、一七〇、三三一圓は積立金に繰入れられた。收支、剩餘、いづれも增加を示してゐる。その內譯左の如し。

〔收入の部〕

總數	一九、三〇八、八六四円	總數	一七、一三八、五三三円
健康保險收入	一七、六一三、一九四	俸給	五四六、三三八
保險料	一七、三一〇、三三三	事務費	一、一四三、〇八四
利子收入	一八三、一七三	保險給付費	一五、二八、〇七七
雜收入	五九、七〇〇	保健施設費	一八一、四七七
一般會計より繰入	一、六九六、六七〇	諸支出金	四三、六八九
國庫負擔金	一、六九六、六七〇	恩給負擔金	五、八六八

同じく組合管掌の分を見るに、收入總額一六、三〇八、八六四圓、支出總額一三、五五二、六三八圓、差額剩餘金三、二二八、七六〇圓にして、收支はいづれも前年より增加し、差額剩餘金だけが減少してゐる。內譯左の如し。

〔收入の部〕

總數	一六、七六一、三九八円
健康保險收入	一三、〇七六、二三八
保險料	一二、九三三、八九八
國庫負擔金	一、一三二、九三二
徵收金	一〇、四二一
繰越金	二、九三四、九三三
繰入金	八九、三三〇
財產收入	三五八、八三一
其の他	三三、〇九七

〔支出の部〕

總數	一三、五三二、六三八円
事務所費	六八二、〇三八
俸給及諸給	六〇〇、〇九七
其の他	八一、九四一
組合會費	二八、五一六
保險給付費	一一、三四七、三九二
保健施設費	三一四、〇九六
其の他	一、一八〇、五九六

第五節　勞働者教育施設

茲に勞働者教育施設として述べる範圍は、一般無產者を對象として行はれるものゝうち政府並に公共團體の經營設置せるものに限る。謂ゆる勞働學校は勞働者自身の教育運動と目すべきもの多きが故にこれを第二部第二節第五章中に記述した。

一　政府

謂ゆる勞働學校の活動が最近不振をつゞけてゐるに反して、この種政府關係の教育施設は可成り積極的に進められつゝある。少くとも、政府當局の意圖が積極的に轉じ來つたことは事實であらう。といつても、實質的には文部省の主催せる勞務者輔導學級の施設がその主なるものであり、しかもその實效に至つてはどれほどのものであるか、俄かに推定し難いが、恐らくは未だ大なる期待はかけられないであらう。そしてその勞働者教育の方針が、一方においては、單に教育の機會に惠まれざる勞働者階級の文化向上に資せんとするものであるとゝもに、他方には、これをもつて勞働者階級の急進的態度の伸長をはゞみ、これを協調的方向へと導かんとする教化運動の意圖あることは窺知されるところである。今、文部省の勞務者教育の昭和九年中における概況を見るに次の如くである。

文部省發行「昭和九年度勞務者教育實施概要」によるに、その今日に至るまでの概況を次の如く述べてゐる。「昭和七年第六十二臨時議會開かるゝや、勞務者教育施設費（五〇、〇〇〇圓）の成立を見るに及び、日本勞務者教育協會其の他の優良なる勞務者教育施設に對しては之が奬勵補助の途を講じ、もつてその健全なる發達を勸奬すると共に、他面從來の勞務者輔導學級に加ふるに、勞務者講座、勞務擔當者講習會、勞務者教育協議會を開催せり。昭和八年以降は大體において前年度を踏襲して、之を實施せしが、各地共概ね關係者の熱心なる考究と斡旋とにより、地方の要求に吻合せる適當なる施設を開き、且官公私各種の團體、關係會社工場等より之に協力便宜を與へたる結果、概ね堅實なる效果を擧げ、本施設に對する世世の要望益々普ねからんとする情勢にあり。本省主催の勞務者輔導學級、勞務者講座、勞務擔當者講習會に受講せるもの昭和九年度迄の累計　一三、九〇二名、勞務者教育協議會に出席協議せるもの累計一、八一七名に及べり」と。

勞務者輔導學級實施要項　その大要は次の如し。

一、趣旨。一般勞務者の教養の向上の爲中堅勞務者をして更に健全なる公民たると同時に優秀なる產業人たらしむるを目的とす。此目的を達成する一方法として、輔導學級式教育方法により成る可く少數の生徒と講師諸導員が長期間に亘り一體となりて人格的結合を計り教育の徹底を期するを本旨とす。

二、主催。本學級は本省の施設にして之を府、縣、市、學校に委囑して實施するものとす。主催に關しては本省主催又は本省と府、縣、市、學校其他との共同主催となす。

三、場所。學校又は公會堂等適當なる場所。

四、期日及會期。昭和十年二月迄の間において原則として一週二回夜間三時間宛九週間合計五四時間授業をなすを常例とするも地方の狀況に應じて本趣旨に背馳せざる範圍において適當に定むるも差支なきこと。

五、生徒。本學級の生徒たる優秀勞務者の選拔に關しては委囑先において關係官廳。各種團體、工場及鑛山等と緊密なる聯絡を保ち協議の上決定すること。一組の生徒は二、三十名をもつて理想とするも都合によりては凡そ五十名迄は採用するも差支なきこと。

六、教授事項。時代の趨勢に鑑み國民の思想並生活の向上を期する上に緊密なる教養を授くることに留意し、單に抽象的知識を與ふるの弊に陷ることなく實生活に即することを旨とし、左の八類中より地方の實情に應じ適當に教授科目を選擇すること。第一類日本國民精神、第二類國史、第三類適正なる時事解說、第四類道德・宗教・藝術、第五類政治・法律・經濟、第六類自然科學、第七類生活及職業に關する指導、第八類趣味・娛樂・保健に關する指導。尙授業の前後において體操及音樂を適宜加味すること。

七、教授及訓練の方法。教授に當りては知識の注入に偏することなく、勞務者の實生活に基く具體的事實を把へて教授をなし、又授業中に必ず質疑應答の機會を設け講師生徒相互の人格的接觸により生徒の精神的修養並にその天分の啓發に努め、且つ講師以外に指導員を置き講師の輔佐をなし教授及訓練の徹底を圖ること。尙教授の外に茶話懇談會、映寫會、討論會、見學、遠足等を適宜開催すること。

八、授業料。授業料等は之を徵せず。

勞務擔當者講習會　本講習會は、「勞働者に日夕親炙し之が指導者たるべき勞務擔當者に對し適當なる教育施設を講ずる」ために行はれたもので、本年度の實施狀況は左の如くである。

神戸市――十月二十二日より二十六日まで兵庫縣產業奬勵館において開催、日數五日、科目數七、延時間三〇時間、講師七名、受講者一一六名。

福岡市――十一月六日より十日まで九州帝國大學において開催日數五日、科目數八、延時間三〇時間、講師八名、受講者二〇三名。

金澤市――昭和十年二月十九日より二十三日まで兼六會館において開催、日數五日、科目數五、延時間三〇時間、講師五名、受講者九六名。

勞務者教育協議會　昭和九年度における勞務者教育協議會は仙臺市、新潟市、濱松市、廣島市、長崎市、鳥取市、大津市の七ケ所において開催、その實施概況は左の如くである。

〔出席者〕

一、關係各省並道府縣市勞務者教育主務當局者。

一、官業並民業工場鑛山等における事業主又は勞務擔當者。

一、その他勞務教育關係者。

〔協議事項〕

一、勞務者教育の普及發達方策如何。

一、現下の時局に鑑み勞務者教育實施上特に留意すべき事項。

一、勞務者教育指導者の養成に就て。

一、勞務者に對する公民的教育と職業的教育に就て。

一、勞務者に對する保健、體育、趣味、娛樂施設に就て。

一、勞務者教育關係の各種團體の連絡提携に就て。

一、其の他出席者提出の協議事項に就て。

一、非常變災に處すべき教育及訓練に就て。

一、復興精神の作興に就て。

一、勞務者の宗教教育に就て。

一、通勤男工の教育に就て。

一、女工の家政教育に就て。

一、勞務者教育研究會を本縣に設置する件。

〔協議會の狀況〕

仙臺市――十月四、五日、於齋藤報恩館、協議九時間、出席者七六名。片倉製糸仙臺工場仙臺地方專賣局を見學。

新潟市――九月十一日、於新潟縣廳、協議六時間、出席七七名。

濱松市――九月二十、二十一日、於濱松市公會堂、協議一二時間出席者八六名。

廣島市――十一月十二、十三日、於廣島縣教育會館、協議九時間出席者八八名。廣島地方專賣局を見學。

長崎市――十月二十、二十一日、於長崎會館、協議九時間、出席者一一五名。三菱重工業株式會社長崎造船所を見學。

鳥取市――昭和十年三月五日、於鳥取縣立鳥取圖書館、協議五時間、出席者八八名。郡是製糸株式會社鳥取工場を見學。

大津市――昭和十年三月七日、於滋賀縣教育會館、協議六時間出席者一一〇名。

二　府縣及び公共團體

府縣においてこの種施設を獨立に行へるものも多少はあるが、その多くは小規模である。府縣における勞務者教育施設としては前記文部省實施の勞務者教育施設の方針に則りこれと共同の形において行はれるものがその主たるものであらう。

文部省の委囑を受けて本年中各地に開かれたる勞務者補導學級の實施概況を表示すれば左の如し。

委囑先	開設地	會場	期間	科目數	延時間數	申込者 生徒	許可者 生徒	修了者 生徒
桐生高工	桐生市	桐生高等工業學校	三	七	六三	三〇	三〇	三〇
埼玉縣	川口市	川口市隣保館	八	三	五四	六六	五〇	五五
東京市	芝區	芝區神明小學校	二〇	七	四九・五	九〇	五七	四五
	日本橋區	日本橋區千代田小學校	二〇	八	四九・五	九五	五七	五一
	四谷區	四谷區第五小學校	二〇	八	四九・五	七五	五六	五六
横濱市	横濱市	横濱市幸ケ谷小學校	八	九	五四	八二	六〇	六〇
靜岡縣	濱松市	濱松高等工業學校	三	二	六六	六二	六二	六二
清水市	清水市	木材組合事務所	二〇	二	六〇	六七	五〇	四七
愛知縣	名古屋市	昭和塾堂	八	九	五四	五八	五八	五七

大阪府	大阪市	大阪市立都島工業學校	三	一〇	五五	八七	四五
	大阪市	大阪府立西野田職工學校	三	一〇	五五	八二	五二
	大阪市	大阪府立今宮職工學校	三	一〇	五五	九一	四九
神戸市	神戸市	神戸市立葺合商工實修學校	一八	六	五四	九〇	五〇
福岡縣	福岡市	福岡縣立圖書館	三	二	四四	四	四
	久留米市	久留米市公會堂	二	二	五四	五六	三六
合計			三〇四	一四〇	八二六・五	一、〇八七	七五三

第二章　農民に對する施設

農業恐慌の深化と共に我國農業は既に行詰りの狀態に陷つてゐると云はれてゐる。例へば東北凶作地に行つて見ると稗はおろか橡の實や蕨の根まで取り盡してフスマや鷄の飼料で漸く飢を凌いでゐるとか、家具や馬はおろか最愛の娘まで賣りとばしたとか、洵にこの世ならぬ悲話哀話がいくらでも聽かれやうと云ふ有樣である。だがこれは單に東北地方に限られた現象では決してない。これは九年度農村の集中的表現であり、九年度農業恐慌がこゝに一つの焦點を結んでゐるといふだけである。この樣な正に破局に立つ農村に對して政府は如何なる救農對策を行つたであらうか。或ひは行はんとしてゐるであらうか。而してそれ等對策は果してその名に値するが如き「救農」對策であつたであらうか。

（イ）米穀對策

米價安定を云ふよりもむしろ米價吊上げに熱中した米穀統制法の發動はその限りにおいて成功した。だが農村恐慌は救へなかつた。たゞに救へなかつたばかりか農村恐慌を新しい段階へと押し上げた。飯米飢饉恐慌がそれである。「統制」されて利益をえたものは中間商人と大地主だけである。農民はたゞ賣急がされて例年よりも三、四ヶ月も早く既に四月上旬飯米缺乏に追ひ込まれたゞけである。而してこの「有がすれ」は月と共に益々甚しく、遂に籾貯藏の封印破りさへ傳へられるに至つたのである。八月末からの飯米一ヶ年差押禁止法獲得運動の激化はかゝる情勢を反映するものに外ならなかつた。しかも九年度産米は凶作であつた。飯米飢饉に打ちのめされた農村を待つものは新しい飢饉でしかないのである。

一般農民がこの樣な狀態にあるのであるから、米穀統制法の補强工作として第六十五議會を通過した臨時米穀移入調節法、米穀需給調節特別會計法中改正法律、政府所有米穀特別處理法の三法律案は中間商人、大地主の「統制」された米の「補强工作」でしかないのは明らかである。而かもこの程度の補强工作ではなほ足らずとして政府は米穀統制法改正案、米穀自治管理案、籾共同貯藏案の三案を

來議會に提出すべく準備中である。

（ロ）蠶絲對策

農村の窮乏に拍車をかけ飯米難を一層激化せしめたものは九年度に於ける繭價の暴落である。即ち新繭出廻期に際しての絲價暴落は必然的に一般養蠶農民に大打擊を與へ、繭價は政府當局が大童になつて乾繭助成其の他の救濟策に三百萬圓を投げ出して努力したにも拘はらず、春繭は二圓壹、夏秋繭は一圓五、六十錢と云ふ空前の安値に慘落した。かくて昨年に比し春繭は一億八千萬圓、夏秋繭は一億圓、合計二億八千萬圓の大減收となり養蠶家は米高繭安に挾擊されて危機に直面するに至つた。

こゝに於て養蠶者は勿論製絲家においても一方又政府に於ても蠶絲政策の確立を期して原蠶種國家管理や輸出生絲の販賣統制乃至は乾繭取引の强制による產繭處理の統制に向つて鋭意調査研究を進めつゝあつたが、第六十五議會では生產部門の統制を圖之が實現に努めつゝあつたが、第六十五議會では生產部門の統制を圖る原蠶種國家管理法並に輸出生絲取引法（販賣部門の統制を圖る輸出生絲販賣統制法の修正可決されたものであつて、その修正個所は右統制法の最大眼目たる販賣統制機關の項目の削除であり從つて骨拔き案と云はれる所以である。併しながら蠶絲業統制へ一歩をすゝめた右の二法律も製絲業者には幾分の利益はあらうが、さしあたつて養蠶農家には大した利益をもたらすものではない。

なほこの外に政府は八月に蠶絲恐慌の根本的打開のための恒久對策として、總經費約二千六百萬圓をもつて、主要養蠶地方蠶業更生施設、產繭處理統制施設、桑園の手入改植並に混作の奬勵施設、生絲需要增進施設、乾繭共同保管奬勵施設、輸出生絲販賣統制施設等を含む蠶絲種業殊に養蠶業更生三ヶ年計畫を發表したが、各種の災害と空前の繭安で合計八億圓といふ農村收入の激減の前にはそれこそ燒石に水の二千六百萬圓であらう。

（八）時局匡救對策—農村工業化運動

恐慌によつて破壞された工業と農業との均衡の新たなる建直しを目標とする農村工業化運動は九年度に至つて農村匡救の一中心對策に祭り上げられ、愈々その具體化の第一歩を踏み出した。それは資本による農村の低廉なる過剩勞働力の利用に外ならないことは既に明らかである。而して賣るべき米はないが飯米を得るために賣らねばならない過剩勞働力を有してゐる農民はこの農村工業化運動の自然的基礎を成すであらう。かくてこの運動は少くとも勞働力に關する限り着々と進行するであらう。然し乍らそれは既に極度の生活低下といふ形でプロレレリア化されてゐる農民を更に現實に近代的プロレタリアとして賃銀勞働者化することを意味するものである以上果して農民は農村の工業化によつて「匡救」され得るであらうか。農村工業化はやはり農村の窮乏を擴大再生產するものでしかありえないのである。

之を要するに政府は窮乏の農村を前にして米穀對策に蠶絲對策に或ひは時局匡救對策に「救農」施設を行つて來たのであるが、これ等對策はいづれも「救農」施設とは云ひ難いものであつた。以下本年度の第六十五議會並びに第六十六臨時議會を通過した法律案を中心として農業、農村關係の政府の施設を概觀しやう。なほ府縣の施設としては府縣獨自のものはなくたゞ政府の經濟更生計畫の先棒を

かつゞく位のもの以外には特に述べる程のものはない。

又帝國農會も米穀問題を始めとして農村關係主要問題について或ひは議會に對し或ひは政府に對して活潑な活動を行つて來たが、その本來の立場の故に一般農民は彼等の「救農對策」から閉出されざるをえなかつたことは例年と少しも變らない。

第一節　政府の施設

一　米穀對策

以下政府の米穀對策として述べるところのものは、第六十四議會を通過して昨年十一月一日（昭和九米穀年度）より實施された米穀統制法、本年の第六十五議會を通過した臨時米穀移入調節法、米穀需給特別會計法中改正法律、政府所有米穀特別處理法の四法であるがこれに米穀統制の根本的對策の調査機關である米穀對策調査會及び米穀生産費調査會を附記することゝした。

1　米穀統制法

米穀法は大正十年制定以來屢々改正されて今日迄運用せられて來たのであるが、最近の米穀事情は內地、朝鮮及臺灣を通じ異常なる變化を來したので、從來の調節方法を以てしては充分なる效果を擧ぐることを得ざるに至つた。こゝにおいて更に其の機能を强力化して現在の米穀事情に卽した有力なる統制案の樹立が要望されるに至り、政府は昭和七年十一月米穀統制調査會を設置して、米穀統制に關する方策を諮問し、其の答申に基き米穀統制法案を第六十四議會に提出、其の協讃を經て本法を制定し、昨年十一月一日の新米穀年度（昭和九年度）より愈本法を施行することゝなつたのである。

而してこの法律の趣旨は、毎年十二月當該年産の內地米の最低價格及最高價格を東京市及大阪市に於ける價格に付一定の方法により之を公定し、米價がその限度を越えんとする時は、政府は多額の基金（七億圓を限度とす）を以て購買又は販賣することによつて、この範圍內に米價を一定する（米穀統制法第一條）と共に內外地を通ずる季節出廻數量調節制度並に籾貯藏奬勵を以て米穀の出廻數量を調節することに依り恐慌の結果益々低下する米價を强力的に一定範圍に維持せんとするものである。（昭和九年度本年鑑參照）

然るに昭和九年の新米穀年度より此の法の實施せらるゝや、政府の所期の豫想を裏切つて早くも缺陷を現はすに至つたのである。卽ち、借金と小作料と稅金に苦しむ農民は正月をひかへての換金急ぎ並に米穀統制法の手續の官僚的煩雜さ等々のために公定最低價格によらずしてそれよりも低廉なる庭先相場（五十錢乃至一圓——帝國農會調査、一月十日現在推定）で米を米穀商人に賣却するに至つたのであるが、一方米穀市場においても八年度米作の稀有の豐作（過去五ヶ年平均を超ゆること一千萬石、始めて米穀統計に七千萬石臺を印せしめた）と、さなきだに近年激增しつゝある外地米の移入といふ需給關係よりの壓迫によつて米價は公定最低價格を遙かに下廻るに至つたのである。かくの如き狀勢の下にあつては米穀統制法の公定最低價格は人爲的に漸く維持さるべき最高價格に外ならぬことゝなつて、米穀商人による政府への賣渡申込は殺到せざるを得なかつたのである。すなはち商業資本はこゝに確實なる利鞘稼ぎに狂奔した譯である。かくて三月中旬旣に九百萬石を突破したほどの公定價格による賣渡申込の殺到は、米穀資金の餘力をして遂に一億圓を

割るに至らしめ（三月十六日、衆議院臨時米穀移入調節法案委員會に於ける荷見米穀部長の説明）米穀需給特別會計は破産に瀕するに至つたのである。

かくの如く統制法の威力が大いに疑問視されてゐる時に當つて、統制法運用の資金自體の枯渇問題が憂慮されるに至つたのであるが、これが根本原因は要するに統制法における外地米移入統制の無力にありとの意見が、帝國農會は云ふに及ばず、農林省内においても擡頭して來たのである。併しこれには外地當局及び拓務省が絶對に反對を表明し、こゝに内地米保護主義と外地米差別取扱反對との對立が農林省對拓務省の對立となり一時は内閣の重大問題と化したが、結局外地米の移入統制の根本的解決は之を後日に讓ることゝし、農林省側の譲歩によつて、（一）外地米の内地移入は全く自由とす、（二）現行の米穀特別會計資金を増額し外地米買上げにより需給を調節することゝなつて漸く解決をみるに至つた。以下述べる臨時米穀移入調節法並びに米穀需給特別會計法中改正法律がすなはち之である。

2　臨時米穀移入調節法

米穀統制法は殆んど内地米を對象とし公定最低價格による買上げも内地米に限られ、朝鮮、臺灣米の季節的出廻調節買上げも單に内地移入を月別平均的ならしむるに止まり絶對數量の制限を行ひ得ないところから、依然として内地米價の脅威であるのみならず、内地米價の維持によつて反つて有利なる條件に置かれてゐるである。故に朝鮮、臺灣米に對して内地米を保護する建前から本法は制定された譯であるが、前述の如く本法は移入米の源泉地たる外地において内地への移入統制の方法を講ずるといふ内地米保護主義ではなく外地米の内地移入は全く之を自由としてただ政府の買上げによりて需給を調節するにすぎないものであり、從つて當面の急に應ずる臨時的の施設として制定されたもので根本的方針は追つて制定される筈である。

本法の要旨は次の如し。（全文は本年鑑卷末附錄參照。以下同じ。）

一、政府は朝鮮米及臺灣米の内地移入數量を調節する爲昭和十年三月三十一日迄朝鮮及臺灣米の買入を行ふことを得ること。

二、買入價格は勅令の定むる一定價格（施行令に依り米穀統制法の標準最低價格、内地米との格差、運賃諸掛等を參酌して農林大臣が之を定むるものとする）の範圍内に於て時價に準據して定めること。

三、買入米の賣渡は勅令の定むる所に依り且つ時價に準據して之を定めること（施行令に依り輸出を目的とする賣渡の場合を除く外内地の米價が標準最低價格以上にあり且つ賣渡を行ふも内地米の市價に惡影響を及ぼさゞる場合に限る）

四、本法に依る買入、賣渡、貯藏又は加工に關する一切の歳入出は從來の米穀需給調節特別會計に屬せしむること。

尚、右關係法令として臨時米穀移入調節法施行令（昭和九年五月十八日勅令第百三十六號）がある。

3　米穀需給調節特別會計法中改正法律

臨時米穀移入調節法の施行により朝鮮米及臺灣米の買上げを行ひ又現行米穀統制法による内地米の買入を續けて行く上に遺憾なからしむる爲め、米穀需給調節特別會計の資金の増額を行ひ、借入金の

最高限度七億圓を擴張して最高八億五千萬圓となしたのである。

而して米作の豐凶は固より何人も之を豫想することは困難ではあるが、萬一昨年の如き豐作を迎へることかあれば八億五千萬圓の資力では或は充分でないと云ふことが考へられるので、必要ある場合には更に三億圓の範圍内に於て勅令を以て增額し得る途を講じ萬全を期する爲め此の點に付て新に附則が設けられたのである。尚之と關聯して保管料其の他の事業費は通常の場合を豫想して米穀需給調節特別會計中に之が豫算を立てるのであるが、右の事業費に不足を生ずることがあり得るので其の場合に備へる爲めに歲出豫算に豫備費を設くることを得ることになつたのである。

尚、右關係法令として米穀需給調節特別會計規則中改正の件（昭和九年三月三十日勅令第七十六號）がある。

4　政府所有米穀特別處理法

我國に於ける最近の米穀事情は諸種の原因より供給過剩の狀態に在るので、之が需給の均衡を得せしむる爲に米穀の新規用途を開拓し需要の增進を圖ることが必要である。之が爲に政府の買上げた米穀を新規利用に關する試驗研究の用に供し、又は新規用途の開拓の爲必要あるときに處分することを得るやうに新に本法の制定を見るに至つたのである。

尚、右關係法令として政府所有米穀特別處理法施行令（昭和九年五月十八日勅令第百三十三號）米穀貯藏奬勵規則中改正の件（昭和九年四月十三日農林省令第三號）がある。

政府の米穀對策として以上の四法律の外に、米穀對策調査會及び米穀生産費調査會について附記することゝする。

先づ米穀對策調査會の成立經過についてみるに、一方において臨時米穀移入調節法は米穀統制法の補强工作として議會を通過したものであるにも拘はらず、右調節法は前の述如く外地米の內地移入を自由とし單に政府が外地米の內地移入數量を調節する目的を以て外地米の買上げを行ふに過ないものであり、而かも其買入價格は時價に準據するのであるから、外地米の移入數量及び價格に對して强力の統制をなしえないのである。そこで右調節法が外地米による內地米の壓迫を緩和することは到底期待し得られず、從つて統制法の補强工作たる意義は忘却されてゐると云ふ意見が帝國農會を中心として行はれ外地米の徹底的統制が要望されるに至つたのである。

また他方に於ては、一千萬石に近い米穀を呑み込んだ統制法は四月頃より漸次米價吊上に成功するに至つたのであるが、その成功の裏面において所謂「有ガスレ」による飯米飢饉の問題が月を追ふて深刻化して來たのである。小農が出來秋に換金急ぎから公定最低價格以下の庭先相場で手持米の賣急ぎをなすことは周知の事實であつて彼等は一時の換金急ぎから必要な飯米まで賣つてしまふのである。故に出廻期以後に於ける米價の騰貴に際しては彼等は賣るべき米を持たないばかりでなく逆に高い米の購買者たる地位に立たねばならないのである。今年はこの飯米難が米穀統制法そのものに依つて一層深刻化されたのである。即ち米價が最低公定價格の僅か一割五分の騰貴に於て既に飯米飢饉は深刻化し殊に養蠶地方は米高繭安に挾撃されて一層陰慘なる空氣に包まれ社會的不安は漸く高調せるにも拘はらず、政府は最低價格の三割以上も高い最高價格に縛られて一千萬石餘の空前の過剩米を擁しながら何等爲すことを得なかつたのである。かくて米穀統制法の矛盾は未曾有の飯米飢饉の姿容に於て際立つて表面化するに至つたのである。

かくの如く外地米の統制難と云ひ、飯米飢饉の深刻化と云ひいづれも米穀統制の根本的對策の樹立を逼るものであつたが、政府に於てもかくの如き米穀問題の重大化に直面して、これが對策を研究す

べき調査機關の設置について考慮中のところ、漸く八月末日勅令第二百五十六號を以て米穀對策調査會官制が公布され、會長岡田首相を始め委員幹事も翌九月一日これが發令をみたのである。この調査會の大綱は從來の米穀統制調査會の構成と同樣ものであつて統制調査會官制はこれが成立と共に廢止されるに至つた。

米穀對策調査會はかくの如くして成立し、その第一回の初總會は九月二十五日首相官邸で開催せられた。當日政府案として米穀統制法に對する農林省の改正原案（米穀對策調査會幹事參考案）及び諸提案が提出せられた。當日の農林省の改正原案なるものは次の如くであつたが、之等は要するに現行統制法の存續の方針の下にその補强工作をなすにとゞまるものであり、また政府當局もこの見解ですゝむものと見られてゐる。

農林省改正原案（幹事參考案）（原案名のみ記す）

一、米穀統制法改正案要綱。
二、移入外地米穀統制案要綱。
三、內地米穀自治的統制案要綱。
四、籾共同貯藏案要綱。
五、米穀自治的統制案要綱。

右幹事參考案は特別委員會に付托され、同委員會は十月二日以來五回に亘り開會されたが、更に數次の懇談會の後十一月七日の懇談會に於て、米穀統制の徹底を期する爲めの米穀統制法改正法案、米穀自治管理法案、籾共同貯藏法案の三案が政府側の幹事試案として提出されるに至つたのである。これは非公式の政府案と云はれてゐるものであつて、これを以て最近に於ける米穀政策に對する政府の動向を明かにしたものと云ひ得るであらう。即ち次の如し

第一、米穀統制法を左の如く改正すること。

一、最低價格の決定に付出廻期に於ては毎月金利及保管料を加算すること。

二、政府は米價が最低價格と最高價格との平均價格以上に在る場合に於て米穀の配給上特に必要ありと認むるときは市價に惡影響を及ぼさゞるものと認むる場合に限り政府所有米穀總數量より最高價格を維持する爲必要なる數量を控除したる數量の範圍內に於て道府縣に對し米穀の賣渡を爲すことを得ること。

三、小麥及小麥粉の輸入制限及關稅の增減免除の途を設くること

第二、米穀の自治的管理を圖ること。

一、政府は毎年內地、朝鮮及臺灣を通じ米穀豫想收穫高、十一月一日の米穀現在高、過去の消費狀況を參酌したる米穀消費見込高及び理想持越高を基礎として米穀需給推算を行ひ米穀の過剩數量を生ずる場合は其の數量の範圍內に於て一定數量を定め內地朝鮮及び臺灣に於て之を統制すること。

二、政府は必要と認むる場合に於ては內地に在りては米穀を取扱ふ販賣組合（以下米穀販賣組合と稱す）の設立を命じ又は販賣組合に米穀の取扱を命じ得ることゝし、朝鮮及び臺灣に在りては一定區域（朝鮮に在りては府郡邑面、臺灣に在りては郡市街庄）を單位とし其の區域內の米穀生產者（地主其他を含む）を組合員とする米穀統制組合を設立せしめ得ること。

三、米穀販賣組合又は米穀統制組合の區域內に於ける米穀の生產者（地主其他を含む）は原則として米穀販賣組合又は米穀統制組合の統制に服するものとすること——以下省略。

四、五、省略

六、最低價格に依る米穀の賣渡申込は米穀販賣組合、道府縣米穀販賣組合聯合會又は全國米穀販賣組合聯合會に限り之を爲し得ること。

但し特別の場合に於ては農會又は市町村に於ても之を爲し得ること。

七、米穀販賣組合、道府縣販賣組合聯合會又は全國米穀販賣組合聯合會は最低價格及び最高價格の範圍内の價格を以てするに非ざれば米穀の販賣を爲すことを得ざること。

八、政府は米穀統制組合（農會産業組合等を以て之に代へ得ること）に對し一の一定數量を割當て統制せしめ得ること。

九、八により割當て統制すべき數量は各米穀統制組合區域の管外米穀販賣高に應じ各組合に之を割當つること。

前項に依り割當てられたる數量より當該組合の貯藏能力其の他の事情を參酌して定めたる貯藏數量を控除したる殘りは朝鮮又は臺灣に於ける中庸米穀生産費物價其他の經濟事情を參酌して定めたを價格を以て申込に應じ政府に於て之を買上ぐること。

十、米穀統制組合は内地米の價格が其最低價格より相當値上りしたる場合に非ざれば當該米穀年度内に於て九に依り貯藏したる米穀を解除することを得ざること。

以下省略。

第三、籾の共同貯藏を行ふこと。

一、市町村、農會、産業組合、農事實行組合等の生産者の團體をして一定數量の籾の共同貯藏を行はしむること。

二、政府は前項の貯藏團體に對し政府所有米穀を助成米として交付すること。

三、政府は財政の許す限り籾貯藏倉庫建設に對し助成金を交付すること。

四、貯藏團體は一定條件を具備したる場合にして政府の許可を受けたるときに非ざれば貯藏籾の賣却其の他の處分を爲すことを得ざること。

以下省略。

次に米穀生産費調査會の設立經過についてみやう。すなはち本年三月臨時米穀移入調節法案が議會に上程された際政府關係當局が發表した外地米の生産費（朝鮮米、二〇、九八圓、臺灣米一七、八一圓――玄米石當り）が意外に高價であつてその發表數字に首肯し難い點があるといふ意見多く、或ひは關係政府當局が外地米移入制限論を根據なきものにするための意識的吊上げかとも疑はれるに至つたのである。かくて今後は内外地を通ずる米穀根本對策の樹立の基礎的資料たり得る正確にして統一的なる生産費調査が必要なりとし外地當局が主體となり農林省之に參加して兩外地に於て大體内地に準ずる方法を以て外地米生産費調査が行はれることゝなつたのであるが、之が適正を期せんがためには調査方法等に關し周到なる調査審議を行ふ必要があるので本年四月右米穀生産費調査會が内閣に設置せられることゝなつたのである。

二　蠶絲對策

第六十五議會に於ける蠶絲業方面の收獲は原蠶種管理法と輸出生絲販賣統制法案の修正可決されたる輸出生絲取引法（昭和九年七月一日より施行）の二つに過ぎない。この外に絲價安定融資擔保生絲

買收法中改正法律案の通過があつたが取り上げる程のものではない。以上の外に繭處理法案（議員提出）と蠶絲業組合中法改正法律案は二つとも衆議院だけ通過し貴族院では審議未了となつた。

なほ蠶絲業根本對策として來る第六十七議會に提出を傳へられてゐる産繭處理統制法案と輸出生絲販賣統制法案を附記することゝする。

1　原蠶種管理法

近時人造絹糸の進出著しきものあると共に、海外機業の進歩に伴ひ益々優良齊一なる生絲を要望せらるゝに至り、生絲品位の向上と生産費の低下とは我國蠶絲業の更生上緊急の要務たるに至つた。

生絲品位の優劣は原料繭により左右せらるゝ所多きのみならず、生絲原價の八割は原料繭の價額なるを以て、原料繭を改良し其の生産費を低下せしむることは畢竟生絲品位の向上と生産費の低下とを圖る所以である。仍ち我國蠶絲業の更生は原料繭の改良統一を基調とせねばならぬが、原料繭の品位向上は蠶品種の改良に依り、繭質の均齊は蠶品種の統制に俟たねばならぬ。然るに現在我國に於ける繭の品種は原蠶種に於て既に其の數約六百種に達し雜駁混淆を極むると共に、優良生絲の生産に適せざる品質不良のものも尠くない。

而して之が爲め蠶種製造者は蠶種の過剩に苦しみ、其の經營を困難ならしむると共に徒らに新品種の育成に專念し爲に益々其の雜駁を招來し、一方養蠶者は之が爲め蠶種の取捨選擇に迷ふのみならず品種の性狀明かならざる爲め飼育上の齟齬を來すことを免れず、勢ひ作柄の不安定と出費の增大に惱みつゝあり、他方製絲業者も亦原料繭の雜駁に伴ふ繰絲能率の減退と生絲品質の不齊に苦しみつゝあつて、現狀を以てしては繭絲類の生産費低下と品質の向上とを望むことは殆んど不可能である。加之今後我國蠶絲業は各業に亘り統制的施設を講ずることの必要益々切實なるものがあり、就中蠶絲業の根源を爲す蠶種に付て適當なる統制を圖り得る制度を樹つることは焦眉の急である。

茲に於て政府は今般雜駁なる蠶品種を整理し優良品種の普及に依り、繭絲類の生産費の低下と品質の改善とに資すると共に、蠶絲業の非常時に際し蠶種の統制を期し得べき制度を樹立する爲原蠶種管理法を制定したのである。本法の骨子とする所は次の如し。

一、原原種は政府に於て製造し之を道府縣並に自家用原種製造の許可を受けたる蠶種製造者に配付すること。

二、道府縣は政府の配付したる原原種を用ひて原種を製造し之を蠶種製造者に配付すること。

三、蠶種製造者にして特に農林大臣の許可を受けたる者は政府より直接原原種の配付を受け自家用原種を製造することを得ること。

四、蠶種製造者は道府縣の配付したる原種又は自家用原種製造の許可を受け製造したる原種を用ふるに非ざれば普通蠶種を製造すること。

五、普通蠶種の製造に當つては農林大臣の定めたる交配形式に依るべきこと。

六、蠶品種審査會を設置し農林大臣が原原種の品種及普通蠶種の交配形式を定めむとするときは右審査會の決議を經ることを要すること。

七、蠶種の輸移出入は之を許可制度としたこと。

八、農林大臣は蠶種の統制に關し當業者の自治的方法に依り充分なる效果を期し得ざる非常時に於ては之に對し統制を命じ得ること。

九、本法の制定に伴ひ蠶絲業法中必要なる改正を爲したこと。

2 輸出生絲取引法

現今我國に於て生産せられたる生絲の大部分は海外に於て消費せられ、其の取引は主として輸出生絲市場に於て行はるゝのであるから同市場の販賣組織及取引方法の如何は我蠶絲業にとつて極めて重要なる關係を有する次第である。然るに輸出生絲市場の販賣組織及取引方法の現狀を顧みるに、之に關する諸種の制度未だ全からざるが爲めに、兎角當業者間の統制を缺き取引の圓滑公正を期するに遺憾あるのみならず、延いて絲價の安定を阻害する場合も尠くない。仍て之が改善統制を圖ることは蠶絲業の進展上極めて肝要である。

是に於て政府は昨年九月以來輸出生絲販賣統制調査會を設置し輸出生絲販賣統制の方策に關し諮問したが、最近同調査會に於て不取敢急施を要する方策の答申があつたので政府は右答申に基き本法を制定するに至つた次第である。

以上の理由に基きて本法案は輸出生絲の販賣組織及取引方法の改善統制を圖るの趣旨であつて其の大要を述ぶれば次の通りである。

一、輸出生絲問屋の免許制度を設くること。

現在は多數弱少の輸出生絲問屋が存し、販賣上遺憾の點があるから之が整理を爲とす共に將來其の簇生を防止することゝした。

二、輸出生絲登錄制度を設くること。

輸出生絲の賣買取引は凡て之を公の原簿に登錄し、取引の公明を確保すると共に販賣統制上の效果を全からしむるに資することゝした。

三、主務大臣が生絲販賣上の必要なる命令又は處分を爲し得る旨の權限に關する規定を設くること。

蠶絲業非常時に際會せる場合政府は必要に應じ、營業者の自治的統制と相俟つて、國家權力に依り販賣統制の完璧を期し得る措置を執り得ることゝした。

3 産繭處理統制法案

本年度春よりの空前の絲價慘落は益々養蠶經營の合理化を叫ばしめ、當業者をして種々なる更生策に向つて眞劍なる考慮を拂はしめたのである。即ち産繭處理に就いても從來の如き應急策のみでは不可となし、更に徹底した恒久策の樹立が要望され、こゝに産繭處理統制の氣運が擡頭して來たのである。かくて政府に於てもこれ等の主旨を根幹として鋭意考究を重ねた結果十一月に至り次の如き成案を得、一應日本中央蠶絲會へ諮問した後來る第六十七議會に提出の運びとなつた。

該案は養蠶部門の統制の歩を進めんとするもので、昭和十年から十四年まで五ヶ年間の繼續事業として計畫されその總經費は一千二百萬圓である。

産繭處理統制要綱

統制の方針

養蠶者の産繭は原則として養蠶實行組合または産業組合を通じて團體的處理をなさしめ、品質の檢査は道府縣繭檢査所の檢定に

よるものとする。蠶繭の取引は特約取引を除くほか一定期間の猶豫期間をおいて乾繭取引を強制し、道府縣毎に蠶絲關係者を以て道府縣繭價協定委員會を組織せしめ繭取引標準價格を定めしめる。なほ行政官廳は養蠶者の團體または製絲業者等に對し、產繭處理の統制上必要なる事項を命じまたは必要なる處分をなし得る。

統制の形態

產繭處理の方法は乾繭取引、特約取引、產業組合製糸、委託製糸の形成により、乾繭取引は原則として乾繭販賣組合(產業組合)又は同聯合會をして行はしめ、普及發達促進のため乾繭裝置及び乾繭倉庫の設置を助成し、取引の圓滑をはかるため聯合會として斡旋をなさしめる。特約取引は許可制度とし、可及的に蠶業組合の斡旋によらしむべく指導し、契約の內容については行政官廳が監督する。

產業組合製糸は既設組合の區域の整理及び設備の整理合同並に組合の新設を助長し、委託製糸は原則として養蠶實行組合または乾繭販賣組合に限りこれを行ひ得るものとし、契約內容その他に關し行政官廳は監督する。

實施計畫

施設の實施を確保するため產繭處理統制に關する法制を制定し一定年限を期して全國的にこれを實施するため各府縣毎に產繭處理の統制計畫を樹立せしめ、地方長官は養蠶者を指導してその統制計畫に準據せしむる。一定年限內と雖も產繭處理統制施設を實施せせんとする府縣においては、地方長官は農林大臣の認可を受け產繭處理統制に關する法令を制定實施し得るといふにある。

4　輸出生絲販賣統制案

政府が第六十五議會に提出せる輸出生絲販賣統制案は價格統制を不當とする當業者側の猛烈なる反對に遭ひ、結局問屋免許制度と取引登錄制度が議會を通過したのみで、その根幹たる制高制低價格の設定は骨拔きにされ名前も輸出生絲取引法と修正されて辛くも議會を通過した。併し農林當局は從來の行懸りもあり又さらに根本的なる蠶絲政策の確立を痛感し、生產から販賣に至る縱斷的統制を企圖して次期通常議會に右の產繭處理法案と共に輸出生絲販賣統制法案提出の準備を進め、輸出生絲販賣統制調査會に諮問して具體案を求めた。所謂佐藤寬次案なるものが之であつて、要するに輸出生絲の販賣部門の統制化を目標としたものであつてその內容大略左の如し。

(一)、製糸業者、生絲問屋及び輸出業者の三者强制加入の輸出生絲販賣統制組合を設立すること。

(二)、組合は基準價格、取引標準價格及び最低價格の三つの價格を定め基準價格は積立金醵出の基準に、標準價格は一定期間の取引價格の基準に最低價格は組合の買出動等の價格維持の基準とすること。

即ち右佐藤案は云ふまでもなく價格の統制を骨子として居り、云はゞ政府が第六十五議會に提出せんとした制高制低價格の設定が形を變へて再現したとも見られ、むしろ實際取引に當つてはより以上の價格制肘力を持つところから、審議の進行と共に當業者側より再び猛烈なる反對論が起つた。殊に横濱、神戸兩市場の輸出商、問屋取引所の各關係業者は結束して飽くまで該案の議會提出を阻止すべく猛烈な反對運動を開始するに至り年末の業界に一大波紋を捲き起

すに至つた。

三　時局匡救施設

1、土木事業

「道路、河川、港灣、鐵道、開墾、用排水、漁港、造林等の土木事業は何れも其の工事施行に際し巨額の勞銀を當該地方に撒布するのみならず其の工事の結果は地方の産業を開發し交通を便にし災害を豫防する等の效果あるを以て農村經濟の疲弊を救濟するに最も適當なるものと認める」といふ建前から、政府は昭和七年度より匡救土木事業を起し時局匡救に關する經費總額の大半を以て此の事業に充てたのである。

今昭和九年度の省別土木事業をみるに次の如し。

内務省	
河川に關する經費	一九、八四一千円
港灣に關する經費	五、八五〇
道路に關する經費	二四、一五〇
計	四九、八四一
農林省	
農業土木に關する經費	二四、五二三
合計	七四、三九四

（大藏省主計局編、昭和九年度帝國豫算提要）

2　農山漁村經濟更生計畫施設

農山漁村經濟更生計畫施設は農山漁村の産業及經濟の根本的刷新を圖り農山漁家の生活の安定と福利を增進せしむる目的を以て第六十三議會に於て協賛を經たものであつて、これに基き農村經濟更生事業の直接中樞機關として昭和七年九月農林省に經濟更生部が設置せられ、その傍に中央更生委員會を置き又各府縣に地方經濟更生委員會を設け其の指導の下に毎年約一千の町村をして其の經濟更生計畫を樹立せしめ之が實施を指導督勵し他の町村をして之に倣はしめ凡そ五ヶ年を期して全國一萬二千餘の町村の經濟更生を行はしむることゝしたのである。

而して右第一回中央委員會は同七年十一月二十八、九の兩日開催されたのであるが、次いで第二回農村經濟更生中央委員會は本年三月二十八、九の二日間首相官邸に開かれ、「農山漁村經濟更生計畫實行に關し今後採るべき方針如何」が諮問せられた。之に對し委員會は政府、地方廳、計畫樹立町村及各農家が採るべき實行方針を詳細に答申し、併せて附帶決議をなした。農林省はこの答申に依つて計畫實行方針を決定し「農山漁村經濟更生計畫實行上留意すべき事項」なる册子二萬餘部を全國町村を始め關係各方面に配布したのである。

尚、第三回農村經濟更生中央委員會は九月二十七日より三日間首相官邸に開催された。

諮問事項は、

一、「經濟更生計畫の實行上農山漁村の經濟組織に適合する農村工業の普及徹底を圖るが爲採るべき方策」

二、「主要養蠶府縣に於ける農村産業組織の根本的改善を圖るが爲經濟更生計畫樹立實行上採るべき方策」

三、「經濟更生計畫實行上農産物の販賣統制及生産調整を徹底せ

しむるが爲採るべき方策」であつた。

かくて諮問第一は懸案の農村工業がいよ〳〵具體化の第一歩を踏み出したことを意味し、第二は養蠶恐慌對策であるが、最も注目すべきは諮問第三で經濟更生計畫の進展に伴ひ從來の增産一點張りから生産販賣の全國的統制に進まうとしてゐると云ひ得るであらう。

尙右の外經濟更生計畫の實行を容易ならしめるために、地方團體、産業組合等に補助金を交付して其の活動を促進し其の他農業倉庫の建設、共同作業場の設置、自給肥料の增産、製炭設備改良等農村經濟更生に資すべき各種事業に對する補助金等も夫々計上されてゐる。尙昭和九年度に於ては農村中堅人物の養成を目的とする實際的訓練機關の設置助成並に農村に於ける技術指導員の新設の助成に關する經費をも新に計上されてゐる。

今農村經濟更生施設費をみるに次の如し。

昭和七年度	昭和八年度	昭和九年度
三、三六七、八六円	三、三五四、四七四円	三、〇五一、四七四円

尙經濟更生計畫樹立町村數及經濟更生活動産業團體（政府より助成金の交付を受けてゐるもの）數は次の如し。

	郡數	郡農會	郡農産會	郡水産組合	郡養蠶組合	郡畜産組合	郡團體計	町村數	町村農會	漁業組合	村團體計
昭和七	五一八	五二三	五七	一三三	一三〇	八三三	一、四六三	一、四四〇	三一	一、四七二	
八	五四二	五三一	九五	一四二	一五九	九二七	一、七九七	一、七七一	三八	一、八〇九	
九	五五〇	五四九	六八	一二八	一三七	八七二	一、三七四	一、三三九	一四三	一、四八二	

3　負債整理組合法

更に農村疲弊の根源を爲してゐる巨額の農家負債（昭和七年末に於て總計四十七億一千七百萬圓に上るといふ――農務時報第七十六號）の整理を行ひ以て農村經濟更生に資せんが爲めに昭和七年九月金錢債務臨時調停法が制定され負債條件の緩和係爭問題の圓滿なる解決に與つて力があつたと云はれてゐるが、更に昭和八年三月第六十四議會に於て農村負債整理組合法が制定され、各町村大字毎に負債整理組合を組織せしめ隣保共助互讓妥協の精神を以て負債の整理を行はしむることゝし各市町村に負債整理委員會各府縣に指導職員を設置して之が指導に當らしめ尙大藏省預金部より負債整理資金の融通を行ひ前述の經濟更生計畫と相俟つて斯業の促進を期することゝなつたのである。

今昭和九年三月末現在に於ける負債整理組合の設立狀況をみるに設立せられたる負債整理組合數は無限責任の組合七百五十三、保證責任の組合五百三十八、計一千二百九十一組合であつて、其の整理豫定負債額概算五千八百萬圓である。而して外に目下設立認可申請中のもの四百三十五組合あり、尙設置せられたる市町村負債整理委員會は總數三百十二である。是等の道府縣別分布狀況を示せば、申請中の組合數も加へて、三重の一一三を最高とし、愛媛九九、熊本九一、新潟八八、宮城八七、鹿兒島八三の順で大阪には該組合は存在しないのである。

因に之を二月末に比較すれば設立組合數に於て九百三十六組合の增加を見た。（尙同組合法の詳細は本年鑑昭和九年版參照）

四　凶作地對策

四、凶作地に對する政府所有米穀の臨時交付に關する法律

本年は全國を通じ各地に旱害、風水害、冷害頻りに起り、之が爲め農作物は甚大なる被害を蒙り、就中稻作の如きは本年度收獲高五千百八十四萬石であつて、前五ヶ年實收高に比し實に千七十三萬石（一割七分）の減收を見るに至つたのである。政府は是等凶作の實情に鑑み米作を爲す市町村にして其の區域内の本年産米の收獲高が平年作の半に達せず且冬季に於ける應急土木事業の施行困難なるものに對し關係道府縣を通じ五十萬石を限度として政府所有米穀を交付し之に依り現下の凶作地に於ける窮狀の緩和に資すると共に、將來是等の市町村に備荒貯蓄の施設を整備せしめることは極めて緊急の方策と認め、凶作地に對する政府所有米穀の臨時交付に關する法律案を第六十六回臨時議會に提出し、其の協賛を經て本法の成立を見るに至つたのである。而して本法は其の性質上之が施行は事緊急を要するを以て政府は本法公布後直に關係道縣の内務部長會議を開いて本法の運用に付種々協議を重ね其の他種々施行準備を備へ本年十二月二十一日より之を施行し同二十五日より既に第一回交付米の輸送を開始し大體年内に配給を終つたのである。本法の要旨は次の通りである。

一、政府は市町村にして其の區域内の昭和九年産米の收穫高が平年作の半に達せず、且冬季に於ける應急土木事業の施行困難なるものに對し、道府縣を通じ米穀需給調節特別會計に屬する米穀を交付することを得るのである。而して米穀の交付を受けたる市町村は其の住民に其の米穀を貸付又は交付することを要するのである。

右に依り米穀の交付を受くる市町村は米穀の貸付又は交付を受くる住民の範圍、一人當の貸付又は交付の數量、貸付又は交付の條件及方法、貸付又は交付を受けたる米穀の讓渡禁止、其の他必要なる事項に關し規定を設け地方長官の許可を受くることを要するのである。

右の中米穀の貸付又は交付を受くる住民と云ふのは大體に於て農業者又は農業勞務者及其の同居の家族にして戸數割賦課額、米作被害等の標準を參酌したる上食糧を配給するの必要ありと認めらるゝ者に限るのであり、原則として貸付に依ることゝし、交付は窮乏特に著しき者に限り認めるのである。一人當の貸付又は交付の數量は四斗以内とし戸數割賦課額、米作被害額等の程度に依り之に差等を設くるも差支ないのである。而して米穀の貸付又は交付は已むを得ざる場合を除くの外適當に分割して之を爲すことを要するのである。尚貸付又は交付を受けたる米穀の讓渡禁止と云ふのは貸付又は交付を受けたる米穀は之を賣買其の他の讓渡を爲すことを得ず、之に違反したるときは、貸付又は交付したる米穀の價額に相當する金額を返還せしむるといふのである。

二、本法に依り米穀の交付を受けたる市町村は交付米穀と同數量の米穀を所有し備荒貯蓄の目的を以て貯藏することを要するのである。而して右に依り貯藏することを要する米穀の數量は政府の許可を受けたる場合を除くの外交付を受けたる日より五年以内に其の金額に達せしむることを要するのである。

米穀の貸付を受けたる市町村住民は貸付を受けたる數量の五分

の一以上を毎年返還し貸付を受けたる日より五年以内に全額を返還することを要し、唯凶作等特別の事由に依り市町村長の許可を受けたるときは返還期限を延期することを得るのである。

三、市町村は右に依り貯藏したる米穀を凶作に際して處分する外九月一日以後に於て當該市町村住民に對し翌年二月末日迄に返還せしむることを條件として別に定むる數量の範圍内に於て貸付を爲し、震災、火災其の他の非常災害に際し緊急に當該市町村住民に對し米穀を貸付若は交付し又は此等災害に困る損傷米穀の處分を爲すことを得るのである。

市町村が右の如き處分の結果貯藏することを要する米穀の數量に不足を生じたるときは、政府の許可を受けたる場合を除くの外次の收穫季節に於て其の不足數量を補充することを要するのである。

四、市町村特別の事由ある場合に於て政府の許可を受けたるときは米穀の貯藏に代へ米穀以外の穀物を貯藏することを得るのである。

尙、右關係法令としては「凶作地に對する政府所有米穀の臨時交付に關する法律施行規則」(昭和九年十二月十七日農林省令第三十號)がある。

2　東北振興調査會

本年は全國的に凶作であつたが、東北地方は特に稀有の大凶作に見舞はれその窮乏最も甚だしく、從つてこれが救濟は單に凶作に對する應急施設のみではこと足らず恒久的な對策を必要とし、これがためには先づ政府の諸機關の活動に一定の方向を示し統制的、計畫的な對策を遂行することが必要あると云ふ建前から、茲に內閣直屬の東北振興調査會が設置されたのである。(十二月二十四日勅令第三四六號)同調査會は審議機關であつてその實行は「關係各大臣に建議する」より出づることは出來ないが、事實上は東北振興の「參謀本部」としての機能をもつてゐると云へやう。なほ右委員にはあらゆる方面の「權威者」を網羅してゐる。右調査會は本年中はまだ總會も開かれなかつたが來春早々から活動する筈である。

五　農會法中改正法律

農會法は大正十二年實施せられて以來十有餘年を閱し、其の間昭和六年に市町村農會費徵收の點に關し、一部改正せられて以來改正を見なかつたが、今回の改正は農村及農會事情の推移に伴ひ農業團體統制の見地より農會の總代會、總會の組織及議事並に農會の行ふ選擧に關し事務的規定を整備したもので農會の活動上には相當便宜なものがあらう。本法改正の要點を擧ぐれば次の通りである。

一、帝國農會、道府縣農會及郡農會の議員及豫備議員は夫々其の會員たる農會の會長及副會長を以て之に充つることゝしたこと。

現行制度に於ては上級農會の議員、豫備議員は下級農會の役員中より選任せられる結果必ずしも其の會長及副會長が選任せられるものと限らず此の如き議員及豫備議員を以て組織せられる總會の決議は動もすれば實踐的ならざる嫌あり、系統農會の上下連絡上缺くる所があるから、下級農會の代表者にして事務執行者たる會長及副會長を以て上級農會の議員豫備議員とすることゝした。

二、特別議員を役員の選任又は解任の議決の數より除外したこと。

從來動もすれば特別議員の任命に依り總會の形勢を左右せんとするの弊あり、其の動機は主として役員の選任にあつたから、特別議員の權限を制限して此の弊を除くことゝした。

三、市町村農會を廢止し一律に總代會を置くこと。

現行制度に於ては市町村農會の議決機關は總會を原則とし總代會を以て之に代へ得ることに規定されてゐるが、其の實情を觀るに總會は會員の全員を以て組織する關係上却て議事の綿密適切なるを期し難き嫌あり、依つて市町村農會は總て總代會制度を採らしむることゝした。尙現に市町村農會にして總會制を採れるものは極めて少數である。

四、會長及副會長を總會及總代會の組織者中より除きたること。

現行制度に於ては理事機關たる會長及副會長が議決機關たる總會及總代會の組織者と爲り居れるが、機關の性質上適當でないから之を除くことゝし、以て各機關の職責分擔を明瞭ならしむることゝした。

五、總代會及總會の會議に關する規定を整備したこと。

新に會議の定員數を定め且一定數の請求あるときは必ず會議を開くべきこと並に出席者中異議あるときは會議の議決に依るに非ざれば會議を閉じ得ざることを定めて會議の公正を期することゝした。

六、役員及總代の選擧に關する規定を整備したこと。

役員及總代の被選擧資格に關し所謂缺格條項を定むると共に、行政官廳は監督手段として其の選擧又は當選を取消し得る旨を規定した。尙選擧手續に關する細則は施行規則に於て之を規定し選擧に關する弊害を除去することゝした。

七、農會の理事機關曠缺の場合に於ける其の職務代行を規定したこと。

農會の理事機關は會長及副會長の二人なるが往々にして兩者共に曠缺することあり、斯る場合新なる理事機關成立するに至る迄の臨時の處置として行政官廳は議員若は特別議員又は會員を指定し會長の職務を代行せしめ得ることゝした。

八、農會の合併分割及解散手續を確實且簡易にしたこと。

農會の合併分割及解散には從來は會員の三分の二以上の同意を以て足りたが、此の同意に先立ち總會又は總代會の決議を要することゝし、唯府縣市町村の廢置分合に伴ふ農會の合併分割に付ては手續を簡易ならしめ各農會に於ける總會又は總代會の決議を以て足ることゝした。

尙、右關係法令としては「農會法施行規則中改正の件」(昭和九年七月二十五日農林省令十六號)がある。

六　農業倉庫法中改正法律

農業倉庫は農山漁村に於ける主要生產物に保管の場所を與へ、其の生產物を資金化し之が出荷を調整する主要な機關であつて、逐年普及發達の跡を示してゐる。然し乍ら現在の農山漁村の經濟事情は其の受寄物の範圍を擴張し益々其の機能擴充の必要あるに至りし爲め、今日の改正を見たる次第であつて、其の改正點は本來の受寄物(穀物、繭、砂糖)に木炭を加へたのもで要旨は次の如くである。

一、農業倉庫は木炭生產者の爲に本來の受寄物として其の生產したる木炭を保管し得ることゝしたことである。木炭は從來の農

業倉庫に於ては穀物、繭、砂糖の本來の受寄物の保管に支障なき場合に保管し得るに止つた。然し木炭は山村の主要生産物にして其の生産額は全國を通じ年五億貫以上の多きに達して居り、而して木炭生産者の取引並金融狀況を觀るに中間商人に隷屬したるものであつて、其の出荷に付ては市況を顧るの遑なく、資金に付ては個人金融の不合理なるを免れ得ない。元來木炭は四季を通じ生産さるゝものなるを以て其の需要期たる冬寒期迄之を保管し金融の便を與ふる必要あり、又木炭の規格は主要生産地に府縣營檢査の施行さるゝに至つた爲統一され來り、之が混合保管並證券代に支障なきものである。茲に於て右の不合理なる木炭の取引並金融を改善し木炭生産者の共同販賣の實を擧げしむる爲今回の改正を行ひ木炭を主要保管物とする農業倉庫を認めたのである。

二、聯合農業倉庫業者は農業倉庫業者又は他の聯合農業倉庫業者よりも受寄物に並んで販賣聯合又は販賣聯合會が賣却する穀物繭、木炭其の他勅令を以て指定する物品を保管し得ることゝしたことである。從來は聯合農業倉庫業者なる産業組合聯合會の所屬組合又は所屬聯合會に在りても農業倉庫又は聯合農業倉庫を經營せざる限り其の賣却する物品は第二次的に保管さるゝに止つた。右は出資其の他損失分擔の義務を負擔する點より不合理と認めらるゝのみならず聯合農業倉庫業者たり得るものは産業組合聯合會に限られ且聯合農業倉庫制度も歸する所は主要農林産物保管の施設たるの實に鑑み、販賣組合又は販賣組合聯合會の賣却する穀物、繭、木炭其の他勅令を以て指定する物品を再保管物と並んで保管し得ることゝした次第である。

三、命令を以て指定する聯合農業倉庫業者は其の本來の保管に支障なき場合に限り命令を以て指定する營利を目的とせざる法人が賣却又は賣却の斡旋を爲す物品を保管し得ることゝしたことである。此の種の保管は本來の保管に支障なき場合に限る空間利用の理に出でたるものであつて、現在の實際を觀るに産業組合以外の生産者の關係ある法人にして農林水産物の賣却又は賣却の斡旋を爲すもの相當あるを以て、一定の聯合農業倉庫に於て本來の保管に支障なき場合に、此の種法人の取扱物品を保管することは單位農業倉庫に於ける法第一條第三項の規定に依る保管に照しても不合理なきのみならず、斯くすることに依りて生産者をも益するものなりとして改正されたのである。

四、聯合農業倉庫本來の受寄物に付所有權の移轉ありたる場合に之が保管を繼續し得るやは從來解釋上疑義あり且今回の改正に依り、販賣組合又は販賣組合聯合會が賣却する一定の物品は本來の受寄物となり此等は所有權の移轉を常に豫想し得るものなるに依り、今回新に法第二十六條第二項を設け保管期間内は右受寄物に付所有權の移轉ありたるときと雖も之を保管し得ることゝしたのである。

尙右關係法令として「農業倉庫業法施行規則中改正の件」(昭和九年五月十六日、農林省令第十號)其他がある。

七　朝鮮農地令

朝鮮に於ては小作戸數が農家總戸數の約七割八分、小作地面積が耕地面積の約六割を占め、而も農家戸數の變遷を觀るに自作農及自

作兼小作農は逐年漸減し地主及小作農は反對に增加の趨勢を示して居る。從つて小作地面積の如きも之を二十年前に較ぶれば約六割の增加を示し而も小作人の大多數は其の經濟極めて貧弱にして所謂春窮の民として食糧端境期に於ては全く生活に窮するの狀態であつて中には他人の同情に依つて辛うじて糊口を凌ぎつゝある者も少くない有樣である。

斯の如き情勢を作り出した原因は固より少くないが小作關係を支配してゐる慣行が重大なる一因と考へられる。現行小作慣習は永年の變遷を經て今日に及べるものであるが之等慣習中には小作地の生産力增進、小作人の生活安定を阻害するものも尠からず、(小作契約は口約束多く、概ね不安定小作であつて、しかも實納小作料の割合は普通四割五分乃至五割五分で甚しきは八、九割に及ぶ例もある。更に舍音(土地管理者)制度なるものがあり彼等は地主と小作人との間に介在して無智無力なる小作人を極端に搾取し横暴の限りを盡すのであつて彼等の存在は朝鮮小作慣行の癌をなしてゐると云はれる。)而も無智と雖も歐洲戰後社會思想變動の影響を受け小作人の自覺も尠からざるものがあり爲めに地主小作人間の情誼必ずしも昔日の如きものなく小作爭議は毎年頻發し、しかも內地人地主の介在することによる一種の民族的運動を加味せる爭議の深刻化、尖銳化が見られるのである。

茲に於て朝鮮總督府は夙に小作制度の改善を圖り農家の安定農業の進展を期するべく、昭和三年臨時小作調査委員會を設置し、從來六ヶ年の月日を費してその實態を詳にし根本的改善方策の準備を整へたのである。(昭和五年より六年にかけての全鮮に亘る小作慣行調査は立法上多大の參考となつたものである。)然るに一方昭和七年八月より全鮮的な農村振興運動が開始されたのであるが、この運動の徹底を期するためには從來の社會的經濟的の舊慣制度等を改善打破することが必要なりとせられ、就中弊害多き小作慣習の改善はその最も急務なるものとしてこの爲めに小作法制定の必要が益々痛感せられるに至つたものであると云はれてゐる。

本令はかくの如き農村の情勢に鑑み地主、小作人協和の精神の下に小作人の地位の安定、小作地生産力の增進を期するため本年四月二十八日制令第五號を以て制定せられたものであつて、大體內地小作法を骨子とし之に朝鮮特殊の慣行たる舍音の取締規則を加へたものである。かくて朝鮮に於ては內地よりも一足先きに小作法の制定をみた譯で、その影響するところもそれだけに大なるものがあるであらうと云はれてゐる。

なほ內地人地主の支配的である朝鮮に於ては、農地令制定に反對して立つたのは實に彼等であつた。されば農地令を繞る鬪爭は結果に於て內地人地主と鮮人小作人との對立となるべき形勢にある。內地人地主の農地令阻止の態度は實に外地米移入統制反對と相通ずるものがあることを見得るであらう。

關係法令——「朝鮮農地令施行規則」(昭和九年九月十四日府令第九十三號」其他。

第二節　府縣の施設

窮乏の一途を辿る農山漁村の更生については各府縣とも八年度末から本年度四月にかけて經濟更生計畫の樹立を完了しいよ〳〵實行

の第一歩を踏み出したが、農林省では更生運動の擴大强化を圖る爲め數縣を一丸として聯絡共助させることゝなり、九州聯合經濟更生協議會、東海聯合經濟更生協議會、東北聯合經濟更生協議會、關東聯合經濟更生協議會、山陽四國聯合經濟更生協議會、北信聯合經濟更生協議會、中部聯合經濟更生協議會が順次に各地に開催されたが、こゝではその内二三の地方の各協議會で決議された經濟更生指針のみを見ることゝする。

東北聯合經濟更生協議會決議事項

一、販賣統制計畫に關し留意すべき事項

（一）産業組合の農業倉庫、木炭倉庫、漁村の魚類倉庫、漁油タンク等の漁業組合の倉庫を建設し又は共同作業場、共同加工場共同運搬等の施設を普及する事

（二）産組を擴充し町村民を全部加入せしめ、未設置町村に於ける新設を促進すること、これがため産業組合設立の條件等を緩和し新設を容易ならしむること

（三）販賣統制の實行は産組その任に當るべきもその販賣する農産物に留意し、米、麥類各種豆類、菜種、木炭、鷄卵その他主要農産物の統制より始め、漸次各種農産物に及ぶものとすること、既設各團體の實行しつゝある販賣斡旋事業については、その團體と圓滿協議し、實情に即し産組により統制するに努むること

（四）農事實行組合、養蠶實行組合を普及せしめ、成るべく速かに産組に加入せしめて販賣統制に努むると共に販賣金融、販賣上倉庫の利用をなさしむる等實行團體と販賣組合との聯絡を徹底せしむること

（五）漁組を産組に加入せしめ水産の販賣金融に便ぜしむる事

（六）販賣統制は生産統制と併せて考慮すべきこと

（七）販組聯の區域は出荷の必要上止むを得ざるときは一郡又は數郡單位の地區を認め販賣金融は縣一圓區域の信組聯がこれを行ふこと、尙各村の販組は必ず信用事業を兼ねること

（八）全國區域の販組聯は市況、出廻狀況、作物育成狀況等につき調査し、これが速かに懇切に各地に報道し、且取扱品目を增すこと

（九）農會と産組は相互に系統的に最緊密に連絡提携を保つと共に、各その分擔を明かにし農會は專ら生産物の品質の向上、出荷の斡旋規格の統一を掌り、産組は販賣に關する一切の實行々爲を掌ること

（一〇）販組は農會と緊密に連絡するため農會技術員をその職員に兼務せしめ、又村農會長は組合の役員とすること

（一一）繭販賣に就ては地方の實情に依り産組經營の繭市場を利用せしめるの要あり、又は充分にこれを監督して將來組合製糸へ向はしむるやう努むること

（一二）生産物の品種並規約統一についてはは將來一段の考慮すること

（一三）生産者にして地方商人と因習的取引關係あり且負債ある者に對しては産組が負擔償還の方途を講ずるを條件として産組の販賣統制下に參加せしむる事

（一四）政府の充分なる助成又は出資による農産物販賣中央機關を設置し産組並農會系統及道府縣の販賣斡旋を打つて一丸とせ

る強力なる統制機關たらしむること
(一五) 農産物の鐵道運賃の輕減を圖ること

二、購買統制に關し留意すべき事項

(一) 購買組合の購買物品については農民生活及自給の實情を考慮し生活改善消費節約、自給等の經濟更生計畫に卽するやう選定すること、但肥料飼料等農家の必需品は全部これが取扱をなすこと
(二) 村の購買組合はこれに伴ふ金融を圓滑化にし購買代金の固定化を防ぐため信用及販賣事業を兼營すること
(三) 肥料商より掛買代金を決濟し該商店との隷屬關係より農家を解放すること
(四) 肥料原價を低廉ならしむるため全購聯が肥料製造工場を直營する等、産組系統機關による配給擴充計畫の徹底的遂行を期すること
(五) 購入品の加工貯藏設備をなすこと
(六) 購買統制機關は産組單一主義とすること
(七) 漁組を産組の加入單位とし農事實行組合と共に之を加及的の購買事業を逐次産業組合に統一すること
(八) 道府縣樞要地に全購聯の配給所を設くること
(九) 生産者と地方商人との取引關係を解消及舊債償還の方法を講ずること
(一〇) 農山漁村の婦女子に對し産組の知識を普及し組合を利用せしむるに力むること

三、生産統一計畫に關し留意すべき事項

(一) 販賣を目的とする生産特に新興の生産についてはその需給出廻並生産狀況等を愼重考慮すること
(二) 町村に適する作物家畜樹種加工等につき調査を行ふこと
(三) 農事關係機關總動員により速かに農帶及運輸系その他生産統制の基本調査をなすこと
(四) 東北地方の經濟更生に於ては寧ろ增産を要する狀況に至り且耕地の改良增加に特段の力を注ぐべきこと

四、金融統制に關し留意すべき事項

(一) 産組金融の擴充を期し組合員及び出資口數の增加に努め農民をして克く産組金利を利用せしめ以て産組を農村金融の中樞たる實力を持たしむること
(二) 自作農創設資金を增額し産組の固定貸に對し本資金により土地處分を爲さしむること
(三) 町村及町村內團體の餘裕金は産組に貯金せしむること
(四) 經更委員會において無盡、頼母子講等の整理計畫を樹立すると共に之等を嚴重取締指導すること
(五) 一般低利資金に順應し産組金利を低下するやう努むること
(六) 各種特殊銀行産組中央金庫等につき改善事項を研究する事

五、經更計畫と負債整理との關係につき留意すべき事項

(一) この兩計畫は併進實行すると理想なるを以て指定町村に對し優先的に負整組合を設立せしむること
(二) 現金及びこれに準ずる基本財産ある町村團體はその一部を負整資金として融通する方法を講ずる事
(三) 經更計畫實行による收入增加は負整資源に充當すること

（四）勸銀農工銀行に對する負債は條件緩和の程度等を考慮し、これを別個に整理するやう留意すること

（五）負債整理資金を速かに貸付するやう預金部支部は大藏省と協議すること（以下略）

北信聯合經濟更生協議會經濟更生指導方針

販賣統制方針

一、販賣は産業組合において統制すること

一、實行上の基礎團體は部落農事實行組合とし部落農區の活動を促すこと

一、木炭販賣統制をはかるため業者を産業組合に加入せしむること

一、從來の問屋仲買業者の羈絆を脱するため特別低利資金を製炭業者に融通すること

一、農林水産物檢査制度を確立すること

一、金融計畫を樹立し運轉資金を充實すること

購賣統制方針

一、産業組合を四種兼營とし未設置町村に組合設立を行はしめること

一、婦人消費知識の涵養に努め婦人團體をして日用品の配給機關に協力せしむること

生産統制方針

一、縣に於て適當の機關を設置し生産統制を行ふべき品目を審査統一すること

一、生産物の品位を統制し市場の聲價を高からしむるため檢査規格を制定しこれが實行を期すること

金融統制方針

一、中央金庫の特別融通資金の手續きを簡單にし利子を低下せしめられたきこと

一、信用組合區域内においては全住民を加入せしめること

一、産業組合の對人的信用の擴充に努めること

負債整理方針

一、經濟更生計畫村には負債整理組合を設立せしめること

一、償還を確實ならしめるため特殊生産または特殊貯蓄の方法を講じ協同的綜合研究會を現地に設けしめること

其の他略

第三節　農　會

本年帝國農會は米穀問題殊に外地米統制問題に農林當局を支持して活動したのを始めとし、蠶絲問題、肥料問題農村負擔輕減問題其の他の農村關係重要問題、近くは稀有の天災特に東北地方の冷害による凶作問題に就いて各地農會を中心とする諸運動を指導し活潑な活動を行つてゐるが、茲には通常總會其の他の重要會合に於て議決せられた諸議案等によつてその活動の一斑を窺ふに止める。

△**帝國農會第二十六回通常總會**――十月二十三日より二十六日まで四日間、帝國農會事務所に於て開催。

（**農林大臣諮問**）本年に於ける各種の災害の農村に及ぼせる影響並に之が對策に付農會の採るべき方策如何。

説明――農村は積年の不況に加ふるに風、水、旱、冷各種の災

害相次いで至り爲に農家の經濟は極度の疲弊困窮に陥れり、之が對策に付ては官民の協力一致に俟つべきも農家の自主的活動を要すること大なるものあり。仍て災害の農村に及ぼせる影響並に之が對策に關し農家の指導上農會の採るべき具體的方策に付聽かんとす。

（答申） 本年は全國を通じ稀有の災害續出し積年の疲弊一層深刻を加へ多くの農村經濟は公私共に殆んど破滅に瀕し、精神的大打擊を蒙り動もすれば自暴自棄に陥らんとし社會的思想的に其の影響の容易ならざるものあり、從つて之れが救濟復興は國家の非常特別なる施設に依らざるべからずと雖も、系統農會に於ても國家の施設と相俟つて左の如き方針により指導するを以て最も適當なりと信ず。

一、應急的食糧及種苗の配給斡旋に努むること。

二、經濟的保健食糧の自給調整に對し徹底的に研究及指導を爲すこと

三、農村匡救土木事業の計畫及實行方法に付ては眞に農村に適切にして農村民を潤さしむべく特に關係廳に於て愼重に研究實施する樣考慮を促すこと

四、自然的及經濟的條件に基づける適當なる作物、家畜等の選定、定配合に注置し生活の安定を目標とせる農業經營を樹立せしむべく研究及指導を爲すこと

殊に冷害、雪害地方、旱害地方に於ける作物、家畜等の選定、土地利用法の決定に付根本的研究及指導を爲すこと

五、復舊困難なる災害地方及積雪地帶に於ては特に農村工業に關する調査研究を進め其の創設改善を奬勵すること

六、豐凶平均的所得を目標としたる豫算生活を奬勵すること

七、災害の場合に備ふる爲鄉倉其の他の施設に依り備荒貯藏を奬勵すること

八、災害地方に於ける青年男女の離村に關しては其の適否其の他に付懇切なる指導に努むること

九、災害の場合に於ては速に更生計畫を樹立し心機一轉萬難を排し以て其の實行に邁進すべく指導に努むること

十、農村更生の根源は農民精神の振起作興に在るを以て凡ゆる方法に依り之が鼓舞激勵に努め心機の轉換を圖り農會獨自の施設に依り中心人物の養成、青年男女の教養、更生運動の指導等精神運動に力を注ぐこと

【議決せられたる諸建議】

米穀政策に關する建議

米穀政策に關しては昨年十一月より米穀統制法、本年五月より臨時米穀移入調節法施行せられ相當の效果は之を認むることを得たりと雖も米穀統制法實施の經過、諸般の米穀事情等を顧るとき尙幾多の缺陥を有するを以て政府に於ても米穀對策調査會に諮問し同調査會は目下各種の案に付き審議中なり。

從來農會は米穀政策に關し屢々案を具し其の實現を要望したるが現下の情勢に鑑み少くも左の各項は極めて緊要のことなりと認む依て政府は速に其の實現を圖られんことを望む。

一、米穀統制法の改正

米穀統制法中左の趣旨の改正を行ふこと

（一）最低價格は金利及保管料を加算し各月別に之を定むること

（二）政府は米價が最低價格と最高價格との平均價格以上に在る場合に於て公共の爲特に必要ありと認むるときは市價に惡影響を及ぼさゞるものと認むる場合に限り米穀統制委員會の議を經て道府縣に對し最高價格以下の價格を以て米穀の賣渡を爲すことを得ること

二、外地米の統制

外地米の移入は左の方法に依り之を統制すること

（一）外地米の移入は內地米穀需給上必要なる數量を限度とし其の移入は政府之を管理すること

（二）外地に於ける過剩米は外地に於て生產費其の他の經濟事情を參酌して定めたる價格を以て政府之を買上ぐること

三、米穀の自治的統制

米穀の自治的統制は法を以て急激に之を强制することは農村の實狀に鑑み愼重の考慮を要するを以て農會及產業組合協力して其の衝に當り政府之を助成し其の目的を達せしむること

右建議す。

蠶絲政策に關する建議

昭和五年以來の蠶絲恐慌に因り養蠶農村は極度の窮乏に陷り特に昨秋來の繭價慘落は養蠶農家をして破滅に瀕せしめつゝあり

現下蠶絲業の難局は其の近因米國に於ける經濟恐慌の深刻化と人絹工業の飛躍的發展に在るは論を俟たずと雖も從來本邦蠶絲業の組織、經營上の缺陷に基く所亦尠しとせず。

蠶絲業の盛衰は我貿易の消長に關するのみならず二百萬農家の浮沈に關する重大問題なるを以て政府は速に左記各項を實現し蠶絲業の安定を期せられんことを望む。

一、繭及生糸の生產費低下を圖ること

二、產繭處理の改善を圖ること

三、繭の生產統制並に生糸の販賣統制を圖ること

四、桑園整理を助長し農業經營上養蠶偏重の矯正を圖ると共に整理地に對する適作物の調査指導を爲すこと

五、生糸需要增進の方途を講ずること

右建議す。

災害地方並に養蠶地方救濟に關する建議

數年來農村の不況深刻を極め本年は繭價の慘落に因り養蠶地方の窮狀特に著しき秋に方り今春以來各地に雪害、水害、旱害、風水害、冷害等何れも未曾有の大災害頻發し全國農村は全く破滅に陷らんとし其の慘狀眞に言語に絕す。

依て政府は災害地方並に養蠶地方に對し速に左記各項を實現せられんことを望む。

一、食糧缺乏地方に對する政府米の貸下又は拂下に關し特別の取扱を斷行すること

二、農家救濟に適切なる土木事業を普く實施すること

三、政府の各種低利資金の償還を延期すること

四、肥料資金其の他農業經營資金を低利且多額に融通し其の手續を簡易にすること

五、災害地に對し種苗費を補給すること
六、荒廢せる農耕地、果樹園、農道、灌排水路、林道等の復興に對し助成すること
八、雪害地方に對しては雪害研究所の擴充竝に增設を爲すこと
九、冷害地方に對しては之に適應する農業經營の研究及施設を助成すること
十、旱害地方に對しては旱害防除施設を一層助成すること
十一、特賣薪炭材等拂下に關し特別の取扱をなすこと
十二、免租地の認定範圍を擴張すると共に調査の敏速を圖ること
と
十三、地方財政救濟の爲國庫より交付金を支出すること。
十四、災害並に養蠶地方の郡市町村農會の事業費及技術員費に對し助成すること。
右建議す

農業研究設備の充實に關する建議

農業の生産は天候に支配せらるゝこと甚大なるを以て之に基く災害防除の爲農作物の品種、栽培其の他に關する試驗研究を完備することは農業生産の安定上極めて緊要のことに屬す、然るに從來之に關する試驗研究の設備充分ならざるは頗る遺憾とする所にして特に本年の如く災害の頻發に直面するの秋に方り一層其の感を深うす。

依て政府は如上の試驗研究設備の充實擴張を圖り農業生産の安定を期せられんことを望む。

右建議す。

負擔均衡促進に關する建議

農業者の負擔する租稅公課が商工業者に比し遙に過重なるは官民周知の事實にして之が矯正を圖るは啻に農村更生の根本要件たるのみならず稅制の本義に照し極めて當然のことに屬す。

本會は夙に負擔不均衡の是正を叫び之が爲土地に關する租稅、農業者に課する雜種稅、戶數割等の輕減を主とする稅制の根本的改正並に地方財政調整國庫交付金制度の樹立を要望し來れり。

政府に於ても農村負擔に關し種々調査中なりと聞くも未だ何等の實現を見ざるは寔に遺憾とする所なるを以て此際速に如上の方法に依る負擔均衡を實現せられんことを望む。

右建議す。

肥料政策確立促進に關する建議

農業生産費中現金支出の最大部分を占むるは肥料代なるを以て肥料價格の如何が農家經濟に及ぼす影響は實に甚大なるものあり、然るに從來重要肥料の製造業者は團體を組織して價格低落の防止に努め政府亦肥料製造業者に對し工業保護の點に重きを置き爲に農業者は著しく不利を蒙りつゝあり。

最近農村の窮乏甚しく特に肥料は直接生産に從事する農家の經濟に最も關係深きを以て重要肥料に付ては國策を確立して價格の安定、配給の圓滑を期すると共に自給肥料の改良增産を圖るを最も緊要なりとし本會は曩に案を具し建議する所ありしも未だ期待に副はざること甚しきは寔に遺憾とする所なり。

依て政府は速に肥料政策を確立し如上の實現を圖られんことを望む。

右建議す。

農業保險制度實施促進に關する建議

農業保險制度の樹立は農家經濟を安定せしめ負債原因の除去を圖る爲極めて必要なるは論を俟たざる所にして本會は連年之が建議を爲し政府及議會に於ても案の作成を見たるものなりと雖も未だ其の實現を見ざるは寔に遺憾とする所なり、近年各種の災害相踵で至り殊に本年の如き未曾有の災害頻發し農家の困窮名狀すべからざるものあるの秋に方り農業保險制度實施の焦眉の急務なるを痛感す。

依て政府は速に之が實現を圖られんことを望む。

右建議す。

郡市町村會技術員俸給國庫補助實現促進に關する建議

農村の更生は直接農家指導の任にある農會技術員の活動に俟つに非れば其の實現を期すること能はざるは各地の實例に徵して明かなり、而して農會技術員をして活動せしめんが爲には其の生活を保證し地位の安定を圖るを以て根本要件とす。

本會は如上の事情に鑑み技術員俸給國庫補助に關し要望すること多年なるも未だ之に副はざること大なるは寔に遺憾とする所なり依て政府は速に郡市町村農會技術員俸給全額國庫補助を實現せられんことを望む。

右建議す。

△**道府縣郡市農會長協議會**——一月二十八日、東京赤坂三會堂にて開催。

協議事項

農村對策實現促進に關する件

一、米穀政策に關する件

二、國民負擔均衡に關する件

三、農會技術員給國庫補助に關する件

四、肥料政策に關する件

五、蠶絲政策に關する件

六、救農土木事業に關する件

【宣　言】

農村窮乏の打開に關し系統農會は其の使命に從ひ爾來之が對策の實現に努力し其の一部は稍々緒に就きたるの感無きに在らずと雖も尙動もすれば農村の深刻なる現狀に認識を缺き農村匡救は殆んど他の政策の犧牲に供せられんとす。

固より非常時國難に處するの方途として軍備充實の緊切なるや言を要せずと雖も銃後の農村窮乏を放置して焉んぞ國防の完璧を期するを得んや。

仍て玆に道對縣及郡市農會長會議を開催し重て從來の主張を明確にし第六十五議會に於て之が徹底的解決に邁進せんとす。

【決　議】

一、朝鮮、臺灣米の移入を政府の獨占とし米穀政策の徹底を期す。

一、國民負擔の均衡を期す。

一、農會技術員給國庫補助の實現を期す。

一、肥料政策を確立し價格の公定、需給の調整を期す。

一、蠶絲業の根本國策を樹立し養蠶經濟の安定を期す。

一、救農土木事業の既定計畫遂行を期す。

△**外地米對策緊急農會大會**――二月六日、東京赤坂三會堂に於て開催。

【宣　言】

外地米移入對策の如何は內地農業者の死活に關する重大問題にして我國米穀政策安危の岐るゝ所なりと傳へらるゝ如く依然自由主義に賴らんか凡百の政策も無效に歸し幾億の國帑も空費に終るのみならず內地農業者の思想上に及ぼす影響亦甚大にして國家の爲寔に憂慮に堪えず玆に緊急農會大會を開き奮然蹶起し外地米移入の徹底的統制の實現に邁進せんとす。

【決　議】

外地米の移入は法令を以て左の如く統制せんことを期す。

一、外地米の移入は每米穀年度に於て內地の補給上必要なる數量を限度とすること。

二、外地に於ける過剩米は政府に於て之を買上ぐること。

三、外地米の移入は月別平均ならしむること。

尙、本實行運動經過中左の如き聲明書並に決議を發表した。

【聲明書】

吾人は外地米統制問題に關し、我同胞たる鮮農諸子の其の造田計畫に對する莫大なる國家の助成、生產過程の根本的相違、生產費の著しき懸隔等を無視し徒に利益の享受のみに平等を主張して共存共榮を紊るものにあらざることを確信す。

然るに拓務省、朝鮮總督府が一視同仁の美名の下に內地三千萬の農民を犧牲に供し、一部商人と少數大地主の利益の爲め誤りたる惡平等の思想を醞釀せんとする態度を示すは統治の根本義を沒却し、內外農民間に强て溝渠を作るものにして內外地共存共榮の精神に反する之より大なるは無し。

國家の爲め眞に憂慮に堪へず。

右聲明す。

永井拓務大臣は外地米對策緊急農會大會實行委員の訪問に對し在廳中なるに拘らず既に意見確立せるを以て對談の要なしとして面會を拒否せり、是れ、死活に關する重大問題として日夜焦慮せる我三千萬農民の聲に對し耳を塞がんとするものにして、平素民衆政治家を以て自稱する同君の態度として言行甚しく相反し其の不誠意驚くに堪へたり。

吾人は全國農民の名に於て敢て其の反省を求む。

【決　議】

外地米移入の法的統割は米穀政策の根本義にして、之れ無くんば凡百の政策も幾億の國帑も水泡に歸すべきは吾人の反覆主張せる所なり、然るに政府は今回外地米統制の根本義に觸れず、單に米穀需給調節資金增額のみを以て一時を糊塗せんとす。

斯の如きは徒に國民の負擔を增大するのみならず、益々外地米の增產を奬勵するの結果を招致し、米穀政策の破綻を來すは火を睹るよりも明かなり。

仍て吾人は斷然外地米の法的統制の實現に邁進せんとす。

右決議す。

△**道府縣農會長協議會**――六月六、七、八日、帝國農會事務所にて開催。

【決議】

一、米穀政策に關する件

政府は速に臨時議會を召集し米穀に關する根本政策を樹立せらるゝの要ありと認む。

現行制度に關しては左記各項の實現を以て最も緊要なりと認む

一、米穀統制法關係法規の改正

米穀統制法關係法規中左の趣旨に改正すること。

（一）最低價格は米穀年度を三期に分ち各期に之を定むることゝし各期の最低價格は米穀年度始期に於ける最低價格に其の期に至る迄の利子及保管料を考慮して決定すること。

（二）（イ）最低價格決定に關し物價參酌値に基き農林大臣の定むる價格の範圍とすること。

（ロ）最高價格決定に關し物價參酌値に基き農林大臣の定むる價格の範圍を物價參酌値の上値一割に相當する價格と上値三割に相當する價格との範圍内となすこと。

（三）最低價格決定に當り參酌する米穀生産費は全國農家大多數を代表する普通農家の生産費をとること。

（四）生産費の算定項目中に土地以外の農業資本の利子及保險料を算入すること。

（五）運賃諸掛の算定に於て　の事項を算入すること。

（イ）農家の庭先より地方主要米穀集散地に至る運賃。

（ロ）米穀販賣に要する雜費。

（六）市價無き肥料の評價に於ては有機質の價額をも評價加算すること。

（七）自家勞働の勞賃算定法に於て特に經營主の勞賃は通常の日雇勞賃より少くも二割增として計算すること。

（八）土地資本利子の算定に於て右の如くなすこと。

（イ）賣買價格の四分の利子として計算すること。

（ロ）多毛作地に於ける米作負擔割合は收益に依り按分すること。

（九）政府の買上手續を簡易且つ敏活ならしむること。

二、外地米の統制

外地米の移入は法律を以て左の方法により統制すること。

（一）外地米の移入は内地米穀需給上必要なる數量を限度とすること。

（二）外地に於ける過剩米は外地に於て政府之を買上ぐること

（四）前項の米穀買上價格は生産費其他の經濟事情を參酌して之を定むること。

三、臨時作付制限

臨時作付制限を行ふ場合に於ては左の方法によること。

（一）内外地の作付制限割當は農村事情其の他を考慮し適當に按配すること。

（二）作付の制限に付ては農家の希望に依るを原則とすること。

（三）水稻作付制限に因り生ずる損失は政府之を補償すること。

（四）作付制限の水田に對しては代作を奬勵すること。

四、米穀販賣の自治的統制の助成。

（一）農業者團體の自治的米穀販賣組織及其の運用を合理化す

ること。

(二) 農業倉庫の設備及機能を擴充すること。

(三) 前二項の目的を達成するため政府は助成金を增額し且つ低利資金を潤澤に供給すること。

五、米穀檢査の統一

米穀檢査法を制定し政府監督の下に檢査の統一を圖ること。

六、籾貯藏の奬勵。

籾貯藏の奬勵を繼續すること。

二、蠶糸政策に關する件

政府は速かに臨時議會を召集し左の方策を實行するやう要望すること。

一、應急策

(一) 乾繭共同保管の助成を徹底せしむること。

(二) 養蠶應急資金の融通を圓滑且つ敏速ならしむること。

(三) 購繭資金の融通を徹底せしむること。

(四) 生糸出荷制限に依る繰越繭の買上を斷行せしむること。

(五) 桑園整理補助を增額し桑園整理を徹底的に奬勵すること。

二、恒久策

(一) 繭の生產統制並に生糸の販賣統制を圖ること。

(二) 農業經營上養蠶偏重の矯正を圖ること。

(三) 乾繭檢定取引の普及を促進すること。

(四) 組合製糸の普及發達を圖ること。

(五) 繭特約取引の弊害を矯正すること。

(六) 生糸需要增進の方途を講ずること。

(イ)海外販賣擴張に關する施設。

(ロ)內地新規需要の增進。

(ハ)絹織物の消費稅撤廢。

(ニ)絹製品の混用步合の表示。

(七) 原蠶種管理法の實施を促進すること。

三、肥料對策に關する件

農業經營中現金支出の最大なるは肥料代なり然るに現今其價格の昇騰甚しく農家の困厄見るに忍びざるものあり曩に硫安製造業者の組織する團體は外國硫安の輸入販賣價格の協定を爲せりと雖市價著しく昇騰を告げ製造業者は巨多の利を制しつゝあり事情如斯なる故に此際速に肥料國策を樹立し共の價格の安定配給の圓滑を期すると共に自給肥料の改善增殖を圖るため左記事項の實現を期す。

一、硫安の公定價格を制定すること。

一、內地硫安並加里鹽の輸出は政府の許可を受けしむること。

一、自給肥料の改良增產に對し恒久的助成法を設くること。

一、農會其の他の團體に對し肥料配給組織の普及擴充を助成すること。

四、雪害對策に關する件

今冬の雪害は眞に前古未曾有の慘酷を極め疲弊困憊にあへぎつゝある農業者の窮狀は筆舌に盡し難き有樣なるを以て政府は關東大震災の例に倣ひ速に左記要項に依り之が救濟方法を實現せられんことを切望す。

應急對策

一、國並に道府縣稅の減免。
一、低利資金の特別融通。
一、各種國庫補助金の交附並に增配を第二豫備金支出又は政府の責任支出を以て行ふこと。
一、匡救事業の繼續施行並に補助金の特別增配。
一、薪炭材料としての國有林の特別拂下。

恒久對策

一、雪害研究所の擴充並に增設。
一、雪害地に於ける負擔輕減。
一、農業保險法の制定。

△**道府縣農會長會議**——八月二十一、二日、帝國農會事務所に於て開催。

【決議事項】

系統農會は去る六月初旬政府に對し米穀政策並に蠶絲政策に關し臨時議會を召集して速に之が對策を講ぜられんことを要望し七月現內閣成立するや右の外更に農會從來の主張たる數項の實現を要望したり。

然るに其の後の政府の企圖する所を觀るに最も緊急を要する各般の事項に關する施設、計畫極めて微溫的にして窮せる農村の救濟策として頗る不徹底なるは寔に遺憾とする所なり、若し農村を現狀に放置せんか何に依りて國民生活の安定と國防の充實を期するを得んや。

依て系統農會は現下の情勢に鑑み地方の輿論を喚起し左記各項の實現に邁進せんことを期す。

一、緊急實現を要する事項
（一）米穀對策に關しては本年度產米より適用し得る根本方策を講ずること。
（二）蠶絲對策に關しては本年夏秋蠶より適用し得る根本方策を講ずること。
二、政府の來年度豫算に關する事項
豫算編成に際しては農村救濟費は國防費と併行的に考慮の上特に左の各項の實現を圖ること。
（一）國民負擔の均衡。
（二）救濟土木事業の繼續。
（三）肥料政策の確立。
（四）郡市町村農會技術員給國庫補助の　底的增額。

△**道府縣農會長協議會**——十月十八、九、二十日、帝國農會事務所にて開催、臨時議會の對策を協議す。

【決　議】

臨時議會對策

本會は去る六月政府に對し速かに臨時議會を召集して米穀政策蠶絲政策等重要農政問題を解決せんことを要望したり。

然るに政府は其後蠶絲應急對策として僅少の施設を行ひたる外總てを通常議會に遷延せんとする狀勢にあるを遺憾としたりしが過般の關西地方風水害を動機として近く臨時議會の召集を見んとするに至れり。

惟ふに數年來農村の不況深刻を極め特に繭價の慘落により養蠶地方の窮狀著しきの秋に方り全國各地に未曾有の大災害頻發し其

被害實に數億圓の巨額に達し農村は全く破滅に陷り其の慘狀眞に言語に絶す。

政府は宜しく來るべき臨時議會に於て徹底的救濟政策を實施すると共に重要農政問題の解決を圖り眞に農村の復興を期せむことを望む。

要望事項

一、米穀政策に關する件。

（一）外地米の管理統制を斷行すること。

（二）米穀統制法を改正し最低價格を月別に算定すること及市價に惡影響を及ぼさゞる場合に限り道府縣に對し最高の價格以下にても賣渡しを爲すことを得せしむること。

（三）米穀自治的統制は農會及産業組合協力して實行の衝に當らしむること。

二、蠶絲政策に關する件。

（一）繭生産費の低下を圖ること。

（二）産繭處理の改善を圖ること。

（三）繭の生産統制並に生絲の販賣統制を圖ること。

（四）桑園整理を助成し農業經營上養蠶偏重の矯正を圖ること。

（五）生絲需要增進の方途を講ずること。

三、災害地方並に養蠶地方救濟に關する件。

（一）食糧缺乏地方に對する政府米の貸下又は拂下に關し特別の取扱を斷行すること。

（二）農家救濟に適切なる土木事業を普く實施すること。

（三）政府の各種低利資金の償還を延期すること。

（四）肥料資金其の他農業經營資金を低利且多額に融通すること。

（五）災害地に對し種苗費を補給すること。

（六）荒廢せる農耕地、果樹園、農道、灌排水路、林道等の復舊に對し助成すること。

（七）農業上の設備復舊及木材の處理に關する共同設備等に對し助成すること。

（八）雪害地方に對しては雪害研究所の擴充並に增設を爲すこと。

（九）冷害地方に對しては之に適應する農業經營の研究及施設を助成すること。

（十）旱害地方に對しては旱害防除施設を一層助成すること。

（十一）免租地の認定範圍を擴張すると共に調査の敏速を圖ること。

四、左記三項は農會多年の要望にして今次の災害に直面し一層其の急を要するを以て直に之を斷行すること。

（一）農家負擔輕減の爲め地租の減免及地方財政調整國庫交付金制度を樹立すること。

（二）郡市町村農會の事業費及技術員費に對し增額助成すること。

（三）農會保險制度を實施すること。

籾貯藏助成金に關する要望

昨年米穀統制法實施に關し偶空前の大豐作に當面し政府は買込殺到の防止として急遽籾貯藏の方針を決定せられ地方廳並に各級

農會に於ては時期既に遲れ奬勵上多大の困難ありしにも拘らず政府の意思を體し極力勸誘に努めたる結果大體豫期の成果を擧げ得たり、而して當初政府は端境期まで貯藏せしむることを條件として古米格竝に減損補償のため籾一石に對して一圓五十錢を助成せらるゝ旨を公示し地方に於ては右補償を唯一の條件として貯藏を奬勵せり、然るに最近米價昂騰を理由に助成金額を減額せんとする意圖を有せらるゝ由に仄聞するも若し減額の實現せらるゝが如きことあらんか、直接奬勵の衝に當りし農會其他の當事者は信を農民に失し今後に於ける諸般の指導奬勵上影響する所極めて多大なるものあるを憂慮せざるを得ざる情勢に立ち到りしを以て政府は深く此點に留意せられ豫定の助成金を交付せられむことを要望す。

マラオン栽培に關する要望

「マラオン」の栽培は今や近畿以西の各府縣に亘り其の面積約千三百町歩に達し今後益々增加せむとするの傾向にあり、然るに其の繊維は種苗販賣業者の云ふが如く多大の價値あるものにあらず繊維の採集利用に關する方途亦確實ならざるに基礎薄弱なる種苗販賣會社續出して甚高價なる種苗を販賣し之等は從來巧妙なる方法にて種苗販賣に依り多大の利益を擧げ利益ある事業即ち有利なる事業なりと宣傳し農村指導者を誹謗し農村不況に乘じ益々宣傳せむとす、農家亦充分なる檢討を爲さず投機的に栽培せむとするが如き傾向あるは誠に遺憾とすべく是堅實を旨とする農業經營の本旨に悖るものにして最も愼むべきことなりとすべし、農業指導の局に當る農會職員は今後一層之が普及の防止に努むると共に農林省當局に於ては速かに之が取締に關し徹底せる方策を樹立せられむことを望む。

第三章　中間階級者に對する施設

一　政　府

中間階級の失業と窮乏とは依然として深化する一方である。インフレ景氣と軍需工業の好調によつて本年の學校卒業生その他を相當吸收し、此方面の就職難は昨年、一昨年に比し緩和されて行つてゐるが、中間階級全體の問題からすれば微々たる一局部の改善に過ぎないであらう。中間階級の失業者に對し內務省社會局は每年四百五十萬圓の失業保護施設費の一部（昭和八年度百十萬圓）を謂所インテリ失業者救濟事業費に充てゝ、その淸掃を計つてゐるが、未だ實際的效果を發揮するところまでは行かなかつた。

而も來年度よりはこの失業保護施設費が削減される模樣で、インテリ失業者數は更に增大するものと見られてゐる。

內務省社會局は本年俸給生活者の雇傭條件の改善に着目し、大商店、銀行、會社等に働く多數の俸給生活者の退職手當、昇給に關する內規及びその實行を調査してその保護法規を設ける意向を有つてゐるが、本年中には未だ具體化するに至らなかつた。

その他政府の對中間階級施設としては、主として對官吏施設であるが、此の種のもので警官優遇については每年中央並に地方を通じ種々と對策が講じられてゐる。內務省警保局においては本年一月、一、巡査に對する叙勳年限の短縮一、警察櫻花章の創設、一、巡査部長の優遇(判任官)となす一、警部署長を警視待遇となす一、警察

官の服制改正等優遇成案を得るに至つたが、本年は未だ實施の運に至らなかつた。

また文部省は教員俸給全額國庫負擔の前程として差當り校長俸給のみの全額國庫負擔を計畫立案し本年九月成案を得るに至つた。右によれば小學校長二萬五千五百四人の俸給二千百十餘萬圓全額を義務教育費國庫負擔金八千五百圓中より支出せんとするもので、明年度よりの實施を期してゐる。

第四章　婦人勞働者及び職業婦人に對する施設

婦人勞働者に對する政府の施設は、大體勞働者に對する一般的な施設對策のうちに含まれてをり、特に婦人勞働者に對するものとしては本年も擧ぐべき程のものがない。職業婦人についても亦同樣である。たゞ各地方府縣では女工並に職業婦人等に對して諸種の施設をなしつゝある。就中本年特記すべきは警視廳工場課並に大阪府工場課が、從來工場法の庇護圈外にあつて無制限酷使を默認されてゐた和服裁縫業者の徒弟に救濟の手を延ばし、作業時間の制限およびその他の待遇改善に乘出したことであらう。左に地方的施設の趨勢を示すためその若干を示せば次の如くである。

▲大阪府――六月、市立小橋婦人、職業紹介所の肝入で市內天王寺區大阪櫻楓學園分園に大阪市女中職業補導講習會が開かれた。△七月、府工場課では和服裁縫業者の徒弟所謂お針娘の深、徹夜作業を廢止させるため同業者の督監取締をなす事に決定し、業者側と協議の結果十月協定成立し、まづ工場法適用の第一歩としてお針娘の勞働時間を左の如く決定し、七日市內各百貨店、大吳店及同業組合加入者五三〇へその實施方を通達した。

一月―五月及九月（午前九時より午後九時　）、六月―八月（午前八時より午後六時まで）、十、十一の繁忙期は午前九時から午後十時、以上のうち各一時間を休憩時間とし、休日は祝祭日の外每月二回。尙同業組合の總會（十月十七日）においては時間制の外裁縫生の待遇改善、衞生その他の施設、工料二割値上等の優遇案が決定され卽日實施されることになつた。

▲兵庫縣――四月、縣保安課では看護婦會の派出附婦周旋を法規違反と認め禁止し、之に代はる附添婦の職業紹介業を容認することとした。△六月―西宮市職業紹介所が主催して三回に亘る女中講習會が開催された。

▲東京――八月、警視廳工場課では市內和服裁縫業者の徒弟（お針娘）の待遇改善の爲工場法適用或は之に準じて嚴重なる監督取締を行ふことゝなつた。

▲埼玉縣――（六月）　縣下秩父地方に於ける織物工場では、同地方工場の就業時間が各工場の屆出始終時間の相違するために競爭的に就業時間の延長をなす傾向があつたので、縣にて事業主の自助的統制の斡旋に努めた結果就業時の統一を見るに至つた。

一、統一地域―秩父郡高篠村、横瀨村、三澤村、原村　二、工場數　織物及撚糸工場九十七　三、職工數一、七二三名（內、女一、二三四名）四、統一就業時間　始業前七時、終業後六時（內、一時間休憩時間。）

▲靜岡縣――六月、遠州地方の織布工場に就職のため來縣する東北地方出身女工の周旋は一切營利周旋人の手を離れ、公立職業紹介所及市町村役場にて取扱ふことに決定、七月一日の女工上半期切換期から實施されることになつた。

▲青森縣――十月、青森地方職業紹介事務局では北海道、青森、岩手、秋田、山形、宮城、福島六縣の管内一一二ヶ所の職業紹介所と連絡をとり農村婦女子の淪落を防止するため各職業紹介所は夫々分擔區域を定めると同時に連絡をとつて婦女子の職業紹介をなす事となつた。職業の斡旋地は關西方面の紡績工場。

第五章　少年勞働者に對する施設

少年勞働者に對する政府の施設としては本年も特に擧ぐべきものはなかつた。たゞ、地方當局は本年度も少年の職業補導或は職業紹介に努力し、この種の施設としては可成見るべきものがあつたやうである。その若干は次掲の如きものである。

〔一月〕▲大日本職業指導協會佐賀縣支部は十日附設置を認可された。▲兵庫縣豐岡職業紹介所では三十日本春卒業兒童の職業指導協議會を開いた。

〔二月〕▲大阪市社會部は市内中小商店員の退職手當制度を確立三月より實施。

〔三月〕▲大阪市立中央及天六兩紹介所少年部では職業指導通信を發行した。

〔六月〕▲大日本職業指導協會は二十一日より三日間東京市明治神宮外苑日本青年館に於て第六回全國職業指導協議會を開催した

〔七月〕▲北海道廳社會課では札幌、小樽、室蘭、釧路、帶廣、根室、野付牛の各地にて少年職業教育に關する講演會を開催した。

〔八月〕▲兵庫縣社會課では少年職業指導機關設置のため昭和十年度豫算として費用約五千圓を要求することゝなつた。

〔九月〕▲名古屋市職業研究會では市教育會と協力し兒童職業指導のため兒童職業讀本を編纂し、十月より全市小學校各高等科に職業指導料を新設し、毎週一時間同讀本によつて講習を行ふことゝなつた。

〔十一月〕▲高知市職業紹介所では十日より十六日迄を職業指導週間となし、その第五日に少年就職者慰安會を開き市役所樓上にて少年就職者四百名を饗應した。

第六章　商業使用人に對する施設

商業使用人の勞働條件に對する取締的施設は從來全く閑却されてゐたものであるが、内務省社會局も昨年漸く之に對する一施設として商店法の立案に着手し、昨年中商店法要綱の成案を見るに至つたが、本年中には未だ實施の運びに至らなかつた。これが實施に至るまでは尚幾多の曲折を見なければなるまい。

第七章　海外移民に對する施設

本年は我が移民の重要な捌け口の一であるブラジルが新憲法施行によつて移民制限を行ひ、我移民事業は相當打擊を被るなどの事件があつたゝめ、拓務省は之が對策につき協議を重ねた結果從來の單一的移民指導並に海外拓殖事業の指導方針を改め移民の質を向上させ各移民國の國情に適應せる指導方針を樹立するに決定した。また滿洲移民に對する施設としては來年度より家族産業移民を本格的に入植せしむる事となり、之等移民家族に對する金融補助のため日滿合辦の移民會社の設立およびそれ等の移民の指導訓練のために滿洲移住協會を設立するなどの根本方策が決定されるに至つた。（昭和九年「拓務要覽」による。）

最近までに政府の行へる常設的施設概要は次の如くである。

宣傳に關する施設　大正十二年度以降昭和八年度迄に各府縣又は團體に於て開催したる講演會又は講習會に對し、政府の講師を派遣した箇所數は總計三、五一七で、昭和八年度だけで一、〇四〇累年その活動は擴大されてゐる。

奬勵に關する施設　政府に於て實施しつゝある移植民奬勵施設としては、移植民の汽車賃割引、渡航船賃の補助、移民取扱手數料に對する補助、支度金の補助等があるが、此等は孰れも移民の渡航費を輕減し以て移住を容易ならしめんとするものである。これについて主なる點を述ぶれば、

イ、汽車賃割引。

ロ、渡航費補助――近年盛に移住する所の南米殊に伯剌西爾の如きは遠隔の地であり從つて多額の渡航費を要するを以て同地への移住者には渡航船賃を補助し、其の經費輕減に依つて移植民の奬勵をなしてゐる。渡航費補助は大正十二年度に始まる。即ち同年關東大震災の罹災者で伯國に移住する者に對して其の船賃を補助した。翌十三年度からは一般移住者にも或一定の條件を以て補助することゝなつた。補助移住者人員は大正十二年度以降昭和八年末迄に移民十萬九千五百五十六人に達し、其の總金額一千六百三十六萬四千二百六十四圓に上る。昭和八年度の移民數は二萬一千六人である。

ハ、移民取扱手數料全廢――此の報償金は大正十二年度から交付した。爾來昭和八年度末迄に報償金の交付を受けた者は七萬三千百八十二人である。報償金は移民取扱人の取扱に係る移民に對して交付されるのであつて家族、夫婦、單獨移民の外呼寄渡航者及再渡航者に對しても手數料の相當額が報償されるのである。

ニ、支度金補助――政府は昭和七年九月より農村救濟對策として一層海外移住を奬勵するため伯剌西爾移住者に對し、多年の懸案であつた渡航船賃の外新に一人に付滿十二歳以上五十圓、滿七歳以上二十五圓、滿三歳以上十二圓五十錢の支度金を補助することゝなつた。

拓殖訓練に關する施設　政府は昭和八年度より文部省所官として海外に移住せんとする意志鞏固にして身體强健なる青年に對し須要なる技能の修得、堅忍不拔の精神及勤勉力行の習慣の涵養並

に心身の鍛錬を目的として左記三箇所に拓殖訓練所を設置した。

イ、第一拓殖訓練所　盛岡高等農林學校内。

ロ、第二拓殖訓練所　三重高等農林學校内。

ハ、第三拓殖訓練所――宮崎高等農林學校内。

第一、第二拓殖訓練所に於ては滿蒙方面の移住者を入所せしめ第三拓殖訓練所に於ては南米方面の移住者を入所せしむる。各所共昭和八年六月の開設で訓練期間は一年にして入所資格は實業學校（實業補習學校を含む）卒業程度以上の學歴を要し年齢は滿十八歳以上滿三十歳以下である。收容人員は一所約三十名である。而して第三拓殖訓練所では第一回卒業生の内十二名は既に渡伯し夫々活躍してゐる。

渡航前に於ける教養保護に關する施設（移住教養所）　昭和七年十一月十一日從來の移民收容所は神戸移住教養所と改稱せらるゝに至つた。神戸っ方は主として南米方面への渡航者を收容するのであるが、昭和八年一月から南洋方面への渡航者のために長崎市にも移住教養所が設置せられ、二月寢臺二百を備へた延坪六百一坪の鐵筋コンクリート三階建の竣工と共に收容事務を開始するに至つた。衞生、教養施設共に略神戸と同じである收容開始以來昭和九年十月末迄の收容回數四十九回、收容總日數四百十二日、收容人員九百九十七人である。

輸送に關する施設　鐵道、移民船等についての特別の施設をふほか輸送途上における教養保護施設を行つてゐる。これについては現在海外興業株式會社をして當らしめて居るが、政府は此費用に對しては補助して居る。移民監督は海外興業株式會社の命又は委託に依つて各移民船に一名宛乘船し、助手及船舶職員と協力して移民の教養保護に關する事務を主掌する。

移住地に於ける教養保護施設　教育施設としては在外教育機關に對する補助がある。昭和九年四月一日現在に於ける邦人の經營する學校は伯剌西爾に二百七十七校、生徒一萬四千八百八十七人職員五百七人、ペルーに二十九校、生徒二千四百七十三人、職員百十三人と南洋に二十校、生徒千九百二十九人、職員七十七人あるが、此等に對して政府は其の創立費、經營費を補助して來た。

民間諸團體に對する指導助成　民間に於ける移植民の宣傳奬勵機關として其の沿革も古く數に於ても多い團體に、海外協會及之に類似のものがある、現在此の種の團體は四十二を算し、各々移植民思想の普及發達を圖るため講演會講習會を催し雜誌其の他の印刷物を發行し、海外渡航の指導斡旋に努むる等移植民の指導、保護の方法を講じて居るから、政府は此等の團體の事業を助成する目的を以て夫々若干の助成金を交付して居る。

尙本年中この方面に關する施設活動の主なるものとして左の如きものが報導された。

▲長崎市主催全日本移植民奬勵協議大會が十三日長崎移民教養所にて開催された（四月）▲大阪府にて滿洲移民の進出に關し必要な調査研究を行ふため日滿勞務協會設立に決定（二月）▲拓務省は吉林省佳木斯附近に滿洲移民訓練所を設立に決定（二月）▲東京地方失業防止委員會は滿蒙移民對策部を設置する事となつた。

二　府縣及び公共團體

府縣の施設としては海外移住組合が主である。いまその聯合會の最近の活動狀況を見るに次の如くである。

海外移住組合聯合會　海外移住組合聯合會は昭和九年十月末現在で會員數五十五にして、海外移住組合は四十一其の他は一般會員である。聯合會の伯國において取得した土地の面積は二十一萬九百六十五町歩餘で、外に五萬二千四百三十二町歩のコンセッションがある。此等は所在地に依りバストス移住地、チエテ移住地、アリアンサ移住地、ビラノーバ移住地、トレスバラス移住地、サイグランデ移住地と稱し、就中バストス、チエテ兩移住地は最も重要なものである。又アリアンサ及ビラノーバ移住地は信濃、富山、鳥取、熊本の四海外協會の創設に係り海外移住組合の成立に依り、之に肩替されたものであつて、此等の移住地には協會時代既に入植した者が相當ある。昭和四年四月より同九年十月迄に內地より入植した移住者を移住地別に示すと次の如くであるが、尙此の外に在伯邦人入植者が相當あり、上記協會時代の入植者と合せ總體にて約千八百家族、八千七百人ある。

移住地名	家族數	人員
バストス移住地	三三	一、四四〇
チエテ移住地	二八二	一、九六九
アリアンサ移住地	二四九	一、一五五
ビラノーバ移住地	一六	一〇五
計	七六九	四、六六九
協會時代入植者及在伯邦人入植者	一、八〇〇	八、七〇〇
合計	二、五六九	一三、三六九

聯合會は此等の入植者の爲に種々保護、指導並に教養等の任に當つて居るが、現在バストス、チエテ兩移住地の主なる施設は土地の區劃、道路の築造、市街地區劃の外小學校、病院、移住者宿泊所、製材所、煉瓦工場、精米所、倉庫、製糖所、製糸場、製氷場、瓦工場、電話、製粉場、製油場、精綿工場、蠶種製造所、煙草乾燥場等があり、孰れも皆移住者の爲稗益するところ尠くない。又巡査駐在所、公證役場、郵便局、旅館、墓地等の施設も出來て既に創業の時期を脱しバストス移住地の如きは殆んど滿植を告げ今や移住地は着々其の完成に向つて居る。

其の他の施設　この他公共團體としては、一、海外興業株式會社、二、南米拓殖株式會社、三、アマゾニア產業研究所、四、移植民學校（1、海外植民學校、2、日本植民學校、3、日本力行會海外學校、4、長野縣青年講習所、5、エスパニヤ語學校、6日本高等拓植學校、7、八紘學院、8、サンパウロ農事實習場）四、海外協會其の他、五、神戸協和寮、等がある。

次に本年中に於ける移住組合並に海外協會關係の動靜の主なるものを拾へば次の如し。

▲愛知縣海外協會及び海外移住組合は共同主催で移住宣傳奬勵講演會を名古屋市その他各地に開催した（二月）▲京都府海外移住組合創立（三月）▲大阪府海外教育協會は海外事情講演會を主催開催した。▲海外教育協會は在外邦人子弟教育のため東京市外稻田登戸に寄宿寮を建設した（十一月）

第三篇　勞働者運動對策

第一章　工・鑛・交通業勞働者運動對策

第一節　勞働爭議對策

政府の勞働爭議對策は表面上は明白に爭議調停に重心が置かれてゐる。しかるに、その具體策として制定されてゐる現行勞働爭議調停法は適用極めて稀れで、屢々その缺點を指摘されてゐる有樣であるので、早くよりその改正が企圖され第五十九議會には改正法案の上程を見たが貴族院において審議未了のまゝ葬られた。本年內務省はその全面的改正を斷行することに決し原案を完成した。案は、私益事業に對しても强制調停を可能ならしむる外、調停官に法律上の權限を附與して意見の開陳をなさしめ、又、第三者の誘惑煽動を禁止するに對して嚴罰主義をもつて臨むもので、要するに現行法の權能を擴大强化せんとするものである。その要綱は左の如くである。

【勞働爭議調停法改正原案要綱】

一、公益事業として現行法第一條第一項に掲ぐる事業以外の所謂私益事業に對しても、勞働爭議發生したる場合において產業又は公益を害する虞れありと認むる場合、行政官廳は當事者の請求により調停委員會を開設することを得、當事者の請求なき場合においても行政官廳において必要ありと認めたる時又同じ。

二、前條の公益事業、若くは私益事業の勞働爭議につき尙當事者の請求ありたる時又は行政官廳において必要ありと認めたる時又は勞働爭議につき當事者双方の請求ありたる時は當該官吏をして調停に關する調査審理をなさしむることを得。

三、行政官は當事者双方の同意ありたる時現行法第三條に規定する調停委員會の委員數（現行法九名）を適宜增減することを得。

四、調停委員會は議長又はその代理者及び當事者の選定したる委員の各半數（現行法各二名）以上出席するにあらざれば會議を開くことを得ず。

五、行政官廳は當該官吏をして調停委員會に出席し意見を述べしむることを得。

六、利益事業の場合における勞働爭議に對しても第三者は調停委員會開會期間において左に掲ぐる目的をもつてその爭議に關係ある使用者又は勞働者を誘惑若くは煽動することを得ず。

（イ）使用者に對して勞働爭議に關し作業所を閉鎖し操業を休止し雇傭關係を破棄し又は勞務繼續の申込を拒絕せしめること。

（ロ）勞働者の集團をして勞働爭議に關し勞務を中止し事業の進行を阻害し雇傭關係を破棄し又は雇傭繼續の申込を拒絕せしめること。

尙ほ政府對策の一端として調停事務打合會議および爭議調停の趨勢を述ぶれば左の如くである。

勞働爭議調停事務打合會議　本年は十一月二十一、二十二の兩日内務省第一會議室において開催。出席者は殆んど全國に及び、專任、兼任の調停官吏四十六名、社會局からは長官、勞働部長、庶務課長、勞働部各課長ならびに主務課係官等。第一日は午前十時開會、直ちに左の如き社會局長官の訓示があつた。

【社會局長官訓示】「……勞働爭議調停は他の一般行政事務とは著しく其の趣を異にし、頗る複雜多難なる仕事でありますにも拘はらず、各位の熱心なる御努力と非常なる御苦心とにより著々實績を收めつゝあることは、邦家産業和平上洵に慶賀に堪へないところであります。それと同時に何等法令上の權限を有せずして克く勞資の間を奔走斡旋して其の偕和親善を勸めらるゝ各位の御心勞の並々ならぬ事を御察し申し此機會に深く感謝の意を表したいと存ずるのであります。調停委員會に依る爭議の調停を見ました事は法制定以來未だ數回に過ぎず之には種々原因の存するものがある樣でありますが近時爭議の當事者にして法に依る調停を希望する向が次第に多からんとする傾向があるのでありまして、各位は機會ある毎に勞資兩當事者に法の精神を理解せしめ努めて法に依る公正にして合理的なる爭議の解決を圖らしめ以て勞資双方並びに國家社會の蒙る損失を可及的に尠からしむる樣努力せられたいと思ふのであります。昨今我國産業界の一部には次第に景氣回復の兆が現はれ、賃銀增額要求の如き積極的爭議が漸次多からんとする傾向があるのでありまして爭議總件數においては稍々減少を示しては居りますが我國産業界における勞働不安は猶依然として尠なからぬものがある樣であります。此の秋に際し各位は共の職責の一層重大なるものあるを自覺せられて外に對しては勞資の協調偕和を奬め内にありては爭議の迅速圓滿なる解決に努めらるゝ樣更に一段の力を盡されたいのであります。我國産業の發達を圖り勞働者の福祉を增進する爲めには勞資兩者が戮力協心産業の平和を達成する事が最も緊要であると考へるのであります。各位は克く此の趣旨に則り平素より勞資關係の改善に關し深甚なる注意を拂ひ各地の實情に應じ適切なる措置を講ぜらるゝ樣切望する次第であります。尙此の機會に一言希望致したいのは、複雜錯綜せる勞働爭議の妥當適正なる解決を圖る爲めには、平素より各般の勞働事情、經濟事情等に關し周密なる調査研究を積みて調停對策に付き充分なる智識と用意とを有すると共に稍もすれば感情的に走らんとする勞資の間に立ちて其の融和偕調を奬むる爲めには調停の内外を問はず常に至公至平なる態度を以て臨み克く勞資双方より信頼と尊敬とを集むる樣心懸けられ度いと言ふ事であります。尙詳細に亘つて勞働部長より指示せらるゝ筈でありますが各位亦その抱懷せらるゝ意見を吐露せられて本會議をして極めて意義あらしめらるゝ樣切望する次第であります。」

引き續き勞働部長から左の項目につき指示があり、これに關聯して調停官吏から幾多の意見が開陳された。

【指示事項】

一、調停委員會の開設に關する件　一、「中立委員」の選任に關する件　一、調停委員會の議事進行に關する件　一、調停委員會の會期延長に關する件　一、調停開始の時期に關する件　一、調停條件に關する件　一、勞資關係の改善に關する件　一、勞働者保

護法規の適用なき事業における勞働條件適正化に關する件。

以上を終つて事務上の注意及び勞働事情の調査に關する協議が行はれたが一應之で議事を打切り續いて石原警視廳調停課長から先般發生した東京市電勞働爭議に付き調停委員會を中心として前後の情況を明らかにした講話があつた。

第二日は各府縣の提出事項の說明から始まつたが殊に警視廳提案のものは前述の市電爭議の調停委員會に基く經驗から出發した新しい事項が含まれて居た。其の他大阪、愛知、栃木、靜岡、愛媛等の各府縣からも相當改正意見の提出があつたが其の主なるものは左の點であつた。一、調停法の適用範圍を擴大すること。二、調停官吏に調停上の權限を附與すること。三、調停委員會の開設を簡易ならしめること。以上の如き議事進行の途上において爭議解決に際して屢々支給さるゝ所謂金壹封或は爭議中の日給等の點が話題に上つたが、就中解雇手當の問題に就ては相當意見の交換が行はれた。大體之を以て會議を終了したが引續き國際勞働機關帝國事務所長吉阪俊藏氏の國際勞働會議を中心とした歐洲の經濟界の情勢に關する講演があつた。

近畿府縣勞働爭議調停事務協議會——五月九、十の兩日、大阪市東區大手前知事別館において、內務省社會局學務課長谷川事務官、粟屋大阪府警察部長、京都、兵庫、奈良、滋賀、和歌山、岡山、神奈川、愛知、福岡二府八縣の調停官十八氏出席の下に開催。第一日は大阪府提案の別記四議案を中心に協議が行はれた。尙ほ第二日は住友伸銅、住友電線、中山太陽堂、造幣局を見學した。

一、勞働爭議調停法の改正を行ふこと。

二、勞働爭議調停委員會の活用を期するため、その開設手續を簡易にすること。

三、勞資の積極的融合を圖り或は勞働爭議調停法の趣旨を徹底するためこれに要する經費を國庫より配布せられたきこと。

四、勞働事情の調査連絡に關すること。

爭議調停の趨勢　昭和九年において調停委員會の開設を見たものは一件、東京市電爭議のそれであるが、右は不幸にして不調に終つた。調停委員會の開設はかくの如く例年通り不振の狀態であつたが、調停官吏は專ら爭議調停のために活動をつゞけてゐる。その單獨による調停は左表の如く九二件、調停總件數の一五%に當り、調停官吏がその他のものと協同して調停したもの五八件（一〇%）で、この兩者を合計すると、一五〇件（二五%）となる。

	昭和七年	昭和八年	昭和九年	
調停委員會	一	二	一	一%
調停官吏	一八〇	一〇三	九二	一五
調停官吏とその他の者との協同	九	四九	五八	一〇
警察官吏	二〇四	二八	二四一	四〇
其の他の官吏	—	—	九	二
市町村その他の公務員	三五	二七	二六	四
其の他	一九八	二〇三	一七四	二九
計	六二七	六〇一	六〇一	—

なほこれらの所謂事實調停においては、勞資の何れからも中立なきに拘らず調停者の側より積極的に乘出して之を調停に導いた場合が最も多く、調停件數の六〇一件のうち四五二件（七五%）に達し

てゐる。昭和九年中における申立に關する統計は左の如くである。

當事者より申立ありたる場合	一四九件	三五%
内訳 事業主よりの場合	三四	六
内訳 勞働者よりの場合	六五	二
内訳 勞資双方よりの場合	五〇	八
何れよりも申立なかりし場合	四三	七五

第二節　勞働運動對策

（並に勞働組合對策）

勞働運動に對する政策は、運動そのものゝ趨向によつて變轉する。從つて、政府の對策が緩和したとか硬化したとかといふことはむしろ勞働運動そのものゝ動きを反映するものであり、政府自體の態度を本質的に示すものとは云へない。このことは、一面から云へば、當局が勞働運動そのものに對して「理解」を深めたとも云へるし、或はまた、その政策が一定の限界線を劃してその上に確立したのだとも云へるであらう。最近における運動を目して當局は「堅實なる歩を進めんとする氣風が見受けられる」と云ひ、そして「かゝる氣運の助長については今後一層力を盡したい」と述べてゐる。いかなる運動が「堅實」なるものであるかゞ問題であるが、一般に合法的組合運動、具體的には日本勞働組合會議が劃するところの一線が大體にこの圈内に入ることは今や明白であると言つていゝ。組合運動の方針もこの線を無視しては樹立されないし、當局の態度もこの線を守つて確然として動かない。

今、右の如き現當局の勞働運動對策を表明せる一資料として、本年度の特別高等課長會議におけける社會局長官の訓示の一部と指示事項とを掲げてみる。（因に、特別高等警察課長會議は五月二十三日より四日間内務省に於いて開催。社會局關係の會議は二十五日より開催された。參會者は社會局長官、勞働部長、社會部長以下係官、他方よりは警視廳の特高、勞働、内鮮の各課長外各府縣特高課長及殖民地の係官等。）

【社會局長官訓示】「……適正合法なる勞働運動が産業の平和、文化の向上に寄與し延て社會生活の健全なる發展に資する所鮮からざるものあることは既に屢々申述べたる通りでありますが、最近に於ける我國勞働運動界は我國内情勢に影響せられ、從來の如き徒らなる鬪爭を事とするの風を脱し堅實なる歩みを進めんとする氣風が見受けらるゝのであります。斯る氣運の助長については今後一層力を盡したいと思ふのであります。現下我國經濟界の情況を見まするに、軍需品工業の勃興、海外輸出貿易の進出等に因り次第に活況を呈し、之に伴ひ勞働者總數の增加、失業者の漸減等景氣恢復の曙光を見つゝあるは邦家のため洵に喜ばしき現象でありますが、更に深く之を觀察しますならば、産業恢復の部面は前述せる特殊の原因に關聯せる方面にのみ限られて未だ全般的に其の好影響を受くるの域に達しませぬ。又農村經濟は時局匡救の諸施設に依り小康を得たるの觀あるも、其の深刻なる行詰りは未だ打開せられたりと云ふを得ざる狀態であります。産業界を更に少しく具體的に觀察しますならば、活況を呈せる産業部門に於ても特に輸出品關係産業の如きは之が恩澤未だ勞働者に及ぶ所極めて少きやの感があります。之を一般的に見ますのに一兩年前に比

較すれば勞働時間は概して延長せられて居ますが、賃銀指數は却て下落の一途を辿りつゝあり、物價指數は最近上向の傾向を示して居ります。

農村に於ても小作爭議件數は昨年は從來の記錄を破つて多數を算し而も小作權關係の爭議激增し農村に於ける思想的傾向を暗示して居ります。工業界に於ては近時勞働爭議件數の減少に伴ひ一部には樂觀的觀察を下す者もありますが、之は寧ろ勞働組合の堅實化と時局の客觀的狀勢とに依る所多くして必しも未だ眞に恒久性ある勞資協力の現れなりとすることを得ません。此等の事實は社會全體の福祉を念とする者の看過し能はざる所であります。即ち各種の產業政策並に社會政策の實施に依りて國家產業の繁榮と國民生活の向上を圖ると共に、他面に於ては勞資並に地主小作人の偕和協調を促進し以て產業の平和を確保し勞働者小作人に至る迄國家繁榮の餘澤に浴せしむることが最も緊要であると信ずるのであります。……」

【指示事項】

一、勞働組合の運動に關する件。一、勞働組合、小作人組合等の政治行動に關する件。一、勞働組合、小作人組合の事業に關する件。一、勞働委員會に關する件。一、勞働爭議に關する件。一、農民團體の運動に關する件。一、融和問題に關する件。

第二章　農民運動對策

（小作爭議對策）

農民運動（小作爭議）に對する對策は、直接には小作調停法あるのみであつて、小作法は未だ制定されてゐない實狀にある。併しながら政府は從來小作法の制定に無關心であつた譯ではなかつた。すなはち、政府は大正十五年五月小作調査會を設置し、小作法の審議に當らしめ、同調査會の答申せる「小作法制定上規定すべき事項に關する要綱」、「舊慣永小作整理要綱」及「小作法中永小作關係に關し規定すべき事項要綱」の趣旨に基き昭和二年三月、小作法草案（八章附則七十六ヶ條より成る）を起草して社會に發表し輿論の歸趨を計らんとした。

その後政府は昭和四年七月社會政策審議會を設置するや、之に「小作問題の對策として速かに實施を要すると認むる事項如何」を諮問せるに、同審議會は先に發表せる小作法案の趣旨によつて速かに小作法を制定すべきものなる旨を答申したので、再び該法案を小作調査會の審議に附し、その後の小作事情の變遷、草案發表以來の賛否の意見を參酌して多少改訂を加へ、法制局の審議を經、昭和六年二月第五十九議會に八章附則七十四條より成る小作法案を提出した。衆議院においては之に地主的修正を二三加へて通過せしめたが、貴族院は之を握りつぶしたので實現の運びに至らなかつた。

次いで昭和七年においても政府は窮乏の極にある農村の現狀に鑑み、小作法の制定は緊急且つ重要なる問題なりとし第六十四議會に提出する意圖の下に立案しつゝあつたが同議會には提出を見るに至らなかつた。

本年の第六十五議會では、全國農民組合中央委員長杉山元治郎氏によつて、土地取上禁止と小作料低下を主要內容とする小作法案が

提出され委員會附托になつたが審議未了に終つた。全農ではこれに屈せず來る第六十七議會を目指して、農民食糧一ヶ年分差押禁止法と共に右小作法の大衆的獲得請願署名運動を開始することゝなつた。

次に小作調停法についてみるに、政府は大正九年設置の小作制度調査委員會の答申せる小作調停法案に多少の修正を加へて第四十六議會に提出したが審議未了に終り、ついで政府は同十二年五月設置の小作制度調査會の答申に基き、第四十七議會に再び小作調停法案を提出し協賛を經、同十三年七月法律第十八號を以て之が公布をみた。かくて同十三年十二月一日より始めて三十八道府縣に實施されるに至つたが、大正十五年六月及び昭和四年七月に施行地區が擴張されて現在では未施行地は沖繩縣一縣のみとなつてゐる。

本年度における小作調停法に依る調停の概要については第二部第一篇第二章「小作爭議」の第三節「小作調停」の項目に之を記述した。

第三章　社會立法協會

社會立法協會の前身たる國際勞働協會は大正十四年三月二十二日に創立された。協會創立の主なる動機は社會主義實現を念としつゝ、而も餘りに高遠架空の理想に走らずして現實に即したる當面の社會政策を講じ、殊に勞働立法を促進するがため輿論の源泉たらんことを期するにあつた。その後協會は昭和四年九月の總會において名稱を社會立法協會と改め從來の趣旨を踏襲しながら、一方國際社會進歩協會の日本支部として加盟することになつた。そして會名の變更と共に協會内部に從來存續した各種委員會を次の五委員會に變更した。

（イ）一般委員會　（ロ）大阪委員會　（ハ）婦人委員會　（ニ）議會委員會　（ホ）國際連絡委員會

協會理事長矢作榮藏氏は昭和八年十二月死去され、本年一月二十四日理事會を開いて現理事中より互選の結果下村氏が推薦された。

協會は近時諸外國が邦貨の海外進出に對し、ソシアル・ダンピングの名の下に高率關税その他の手段をもつて防遏に努めつゝあるに鑑み、本年一月二十四日一般委員會を開き對策を協議した。その結果かゝる邦貨排擊の論鋒を緩和すると同時に我國社會改善の實を擧くるため此際法律による勞働條件の引上をなす事を機宜の措置なりとし、之等の點に關し朝野各方面の人士に意見の開陳を求める事に決し、二月十七日朝野各方面の一千四百名に對し質問書を發送した。

尚本年中に行はれた主なる會合は左の如くである。

▲**理事會第八回會合**――一月二十四日、東京市學士會館。
議事――新理事長の互選。新入會員の承認。

▲**一般委員會第八回會合**――一月二十四日、東京學士會館。
出席者二十一名、議事――ソシアル・ダンピング問題。

▲**大阪委員會第四十五回會合**――一月二十三日、大阪市大阪ビル。
津田秀榮氏の西歐所見につきての講演。

▲**大阪委員會第四十六回會合**――三月十四日、大阪市大阪ビル。
議事――新歸朝の米窪氏を中心にソシアル・ダンピング問題に關し懇談。

▲**大阪委員會第四十七回會合**——六月十六日、大阪市大阪ビル。日英會商代表岡田源太郎、三宅鄉太郎兩氏の日英會商の經緯に就ての講演。

▲**大阪委員會第四十八回會合**——十月十二日、大阪市中之島、朝日ビル。第十八回國際勞働會議資本家側代表淺野良三氏の國際勞働會議に關する講演。

▲**大阪市委員會第四十九回會合**——十二月一日、大阪市朝日ビル。國際勞働機關事務長吉阪俊藏氏歸朝歡迎會。同氏の國際勞働會議に關する講演。

▲**吉阪氏歸朝歡迎午餐會**——十二月十二日、東京日比谷レインボウ・グリル。同氏の國際勞働會議に關する講演。

第三部（勞働施設及對策）統計表

第一表（其一）昭和八年工場種別扶助件數

第一表　工場扶助給與統計（工場督監年報ニ據ル）

負傷		男	女	計
治癒シタル者	障害ヲ殘シタル者	二一九	九二七	三一六
	障害ヲ殘サザリシ者	四九〇	二、〇五二	二、五四二
治癒セザリシ者	工場法施行令第六條ノ休業扶助料ノ支給ヲ受ケタル者	五九九	四一	六三五
	工場法施行令第五條ノ扶助ヲ受ケ休業ノミセザリシ者	六四	五、九四八	六、四一九
	工場法施行令第五條ノ扶助ヲ受ケ休業ノミセザリシ者	八一	一三九	二六三
未治ノ爲翌年ヘ繰越ノ者		二八	一六〇	一九七
		二五	一	二六
合計		八四一	八、七〇七	二、三三九
		八五七	一九七	二二九

負傷		男	女	計
治癒シタル者	障害ヲ殘シタル者	二七九	二三九	二、三二九
	障害ヲ殘サザリシ者	四六〇	二、〇五二	二、五四二
治癒セザリシ者	工場法施行令第六條ノ休業扶助料ノ支給ヲ受ケタル者	四一	六三	一〇四
	工場法施行令第五條ノ扶助ヲ受ケ休業ノミセザリシ者	六三	八	七一
	工場法施行令第五條ノ扶助ヲ受ケ休業ノミセザリシ者	二七	八	一三五
未治ノ爲翌年ヘ繰越ノ者		一	一	二
		四	一	五
合計		八	二六	二九
		一	七	八

	男	女	計
染織工場	六四	五、九四八	六、四一九
機械及器具工場	八一	一三九	二六三
化學工場	四四二	二七	四六九
飲食物工場	八一	八	八九
雜工場	三	一	四
特別工場	三五	七	四二
小計	六、四一九	七、六七七	一四、〇九六
官營工場	六四一	九〇四	一、五四五
合計	七、〇六〇	八、五八一	一五、六四一

第一表（其二）昭和八年工場扶助金額及休業扶助料支給延日數

| | | 疾病 | | |

第二表　勞働者災害扶助統計（勞働者災害扶助年報ニ據ル）

(1)　扶助件數

	昭和八年	休業シタル者	休業ニ至ラザリシ者	其ノ他	計	休業扶助料支給延日數	療養費	休業扶助料	障害扶助料	遺族扶助料	葬祭料	工場法施行令第十四條ニ依ル打切扶助料	計	工場法施行令第十四條ニ依ル打切扶助料
土石砂礦採取業	一、五六六	一、〇六八	一三九	二、七八三	三、一九二	二九、二六〇円	一六、六九三円	四、〇六三円	二、二六八円	二、二六八円	― 円	七四、四六九円	八、五八〇	八、〇四〇
第三部　統計表	五五八五													―

扶助金額（圓）

	疾病			負傷			疾病			休業扶助料支給延日數
	療養費	休業扶助料	障害扶助料	遺族扶助料	葬祭料	工場法施行令第十四條ニ依ル打切扶助料	計	男	女	計
土石砂礦採取業	六四一	一、六二一	五九四	―	六〇	―	二、九〇六	一二、四四七	一三、〇〇九	二四、四五六
第三部　統計表	八八、一〇六	四一三、六八七	一四二、六四一	四二、二五	六八、四六一	五三、三五九	二、〇一六	五一、〇二三	二六四	五一、二八六
	二一	一三七	二五〇	一、四一八	―	―	―	―	一三九	二四、二七八
	二、四一三	二、八八二	五五〇	―	七八	―	五、九二三	二三、〇一六	二、八六七	六、三九七
	―	―	―	―	―	―	―	六、二八九	一〇八	九、〇四一
	八	九九	―	―	―	―	五七五	八、九〇〇	一四一	五四
	―	一四三	―	―	―	―	一四三	七、一八〇	九五	七、二七五
	―	―	―	―	―	―	―	一〇七、八五四	一四、九七九	一三三、八三三
	八、五八〇	八〇八、四六九	三、二七二	四、八七二	一、三九四	一、八八六	一三八	二、五六三	一四、九七九	三、六七八
	―	三五四、〇二〇	三、〇六五	一、九一九	三、四二七	―	一九三	八、六〇四	六二、八三〇	六二、九九四
	八、五八〇	一、一六二、四七九	六、三三八	六、七九一	四、八二一	一、八八六	三三一	二〇、一六七	一六九、六八四	一八五、八二七
								―	―	五、七二三
								二〇、一六七	一六、一四三	五、九〇八
								八、六〇四	一、一六四	二、〇四五
								一四、九七九	六二、八三〇	一五
								一二、五六三	一〇七、八五四	九、五七一
								―	一四、九七九	二、〇六〇
								一二、五六三	一六、一四三	一一、六三一

土木建築工事	五、六九〇	四、三三一	六一七	一〇、六三八	一六二、七八七	一九三、一〇二	一二三、二九九	三四、九六四	一二六、一五三	一〇、九二五	六、八四一	四八四、二八七
交通及運輸事業	九七九	八八八	二一一	二、〇七八	五一、七七五	五八、三七四	六六、四九六	一三、〇三七	二六、七二一	三、二七三	三、八四八	一七一、七五二
貨物積卸ノ事業	七、五六二	四、〇八六	四五九	一三、一〇七	一六五、六〇一	一六五、五六一	一一四、〇二三	一八、五八一	三〇、六〇三	三、三一七	四一、二六九	三三二、八五六
計	一五、八〇七	一〇、三七三	一、四二六	二七、六〇六	四一〇、七四二	四四五、七九九	三〇九、五一二	七〇、六四七	二〇五、六六二	一九、七八四	一二、九五九	一、〇六三、三六六
官業	七、四〇〇	三、七三四	一、二〇七	一三、三四一	三三、三五〇	三三五、八四七	二二九、三三二	六〇、〇五一	五一、八〇九	五〇、九三一	一、七四六	六九九、七一九
合計	二三、二〇七	一四、一〇七	二、六三三	三九、九四七	六三、〇九二	七八一、六四六	五三八、八四四	一三〇、六九八	二五七、四七二	七〇、七一六	一三、七〇五	一、七六三、〇八五

備考　扶助金額ニテ支拂ヒタルモノヲ含マズ

(2)　結末別扶助件數

	障害ヲ殘サザリシ者				障害ヲ殘サザリシ者				治癒セザリシ者				未治ノ爲メ翌年ヘ繰越ノ者	計	
	療養費ノミヲ受ケ休業扶助料ヲ受ケザリシ者		療養費及休業扶助料ノ支給ヲ受ケル者						勞働者災害扶助法施行令第十一條ニ依リ扶助ヲ打切ラレタル者						
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女		男	女
土石砂礦採取業	九四七	一三一	一、四五八	七八	三七	一	六〇	二					七九	二、五八一	二〇二
土木建築工事	四、二六三		五、二二九		二四六		二七九		七				三三七	一〇、三六一	
交通及運輸事業	六七		一七七		一		一〇						二三	二七七	
貨物積卸ノ事業	八二二		七〇六		五四		二九		三				一六三	一、七八七	
計	六六		二〇三		三		七						二三	二九一	
	四、〇四四		七、二六五		一八五		七八		二				三八三	二一、九七五	
	四二		九五		三		一						九	一五〇	
	一〇、〇七六		一四、六五八		五二二		四五六		三				九六二	二六、六八六	
	二九六		五五三		七		二〇						四四	九二〇	

第三表　鑛夫扶助統計（昭和八年）（社會局勞働部調）

官合業	扶助人員			扶助延日數			療養費（圓）			休業扶助料（圓）			遺族扶助料 障害扶助料 打切扶助料（圓）			總計			死者			障害扶助料ヲ受ケタル者			打切扶助料ヲ受ケタル者	其ノ他ノ休業扶助料ヲ受ケタル者	合計			
	負傷	疾病	計	負傷	疾病	計	負傷	疾病	計	負傷	疾病	計	負傷	疾病	計	負傷	疾病	計	第二十條第一號	第二十條第二號	第二十條第三號	第二十條第四號	計							
男	三、七〇〇	六、八六八	一、三三三	二四一	五	九八八	一三、一三五	八〇九	三〇	一、一四〇	二、五二八	三、九六二	一四	三〇	八、〇四三	一三、〇三八	一、一三五	一、一三五	一、一三五	六五一、四一三	三〇七、三九六	一八、三四四	一、一五二	一、一五〇	一三、一五二	一、一五〇	一、一三五、六四三				
女	三一	一五一	一〇	三		一	二〇六	一六		七四	二三	一〇七	一		五七	一八一	一、九五〇	一、九五四	一、九五四	六二九、〇九二	三三、三二〇	一八六、三九〇	一三、〇〇三	二九一、六一八	一三、〇〇三	二九、四三九				
計 男	一三、七七六	二一、五二六	八五五	六九七	一七	一、九五〇	三六、八二一	一、三三六	五五	一、三三六	五五	一、三三六	五五		五五	一、三三六	五五	一、三三六	一、三三六	一、一〇六、二〇四	一、一五〇	一四〇、八五一	九、二五一	一八、七四八	八、一四一	一、一〇六、二〇四				
計 女	三七	七〇四	一七	二三		五五	一、三三六																							

| 金屬山 | | |

	石炭山												石油山											
	療養費（圓）	休業扶助料（圓）	遺族・障害・打切扶助料（圓）	葬祭料（圓）	扶助料合計（圓）	扶助人員		扶助延日数		療養費（圓）		休業扶助料（圓）		遺族・障害・打切扶助料（圓）		葬祭料（圓）		扶助料合計（圓）						
	負傷	負傷	負傷	負傷	負傷	負傷	疾病	負傷	疾病	負傷	疾病	負傷	疾病	負傷	疾病	負傷	疾病	負傷	疾病	負傷	疾病	負傷	疾病	負傷
	三、八三七	二、一〇〇		四〇六、二七四	四、四七七	四、二七五		四一六、四八六		四、四七七		一、三三		七		五		五		三、〇〇九		三、一四七		
	九、九五三	六、五四四		二一、三八九				三七、八八六																
	一五、三三三	一九、一九一		一二五、四九〇	二五二			一五〇、〇〇四		二五二														
	一八、一一三	三一、八五四	三一	二七三、五八五	一五、七七八			三二三、五五二		一五、八〇九														
	九、九七二	一七、七五二	三一	一七五、四三五	一、九五四			二〇三、一五九		二、〇五九														
	五三、三六一	七五、三四五	三一	五八五、八九九	一七、九八四			七一四、六〇五		一八、一三〇		二												
	六、三九五	五、五四六	一〇〇	八、一〇八	一、一五〇			二〇、〇〇四九		一、七五二														
	二、一六九	三、八五一						六、〇二〇																
	一三、九〇二	一九、九一六	二三一					三三、八一八		二七一		一七		二三		八八		三一五		八四		二五九		
	七九、六六四	一〇六、七五八	三六二	一、〇〇〇、二八一	二三、六二一	四、二七五		二九〇、九七八		二四、六二〇		二五		二三		二九五		三一五		四七六				

其ノ他ノ非金屬山

	負傷	疾病
扶助人員	七	三
扶助日數	二四	一、四三三
療養費（圓）	一四	一七三
休業扶助料（圓）	三六	一、四三八
遺族・障害・打切扶助料（圓）	三、二三	六八四
葬祭料（圓）	六五一	二七二
扶助料合計（圓）	四、〇六三	二、二九五

備考　一、鑛夫勞役扶助規則ニ依リ、年中ニ扶助ヲ終了シタルモノニ付其ノ勞働ヨリノ扶助總日數及總金額ヲ計上ス

二、療養費トハ鑛夫勞役扶助規則第十八條ノ規則ナリ

第四表　官業員共濟組合統計（昭和七年度）

（第五三回統計年鑑ニ據ル）

	總數	組合員 男	組合員 女	印刷局	警察	土木事業	專賣局	造幣局	陸軍	海軍	林野現業員	製鐵所職員	遞信部內	國有鐵道
	一、三二一	一、九三一	一、四〇〇	六五、九二一	七、〇〇四	三、三六一	四四一	一三七、七六五	四四、五四一	八、〇七二	一、六六九	一七三、七六一	一八一、八六七
	六五、九二一	六、九五四	—	七、四二一	三九七	三、一〇三	四三、一二五	七、三〇四	一二三、五七二	八、八五七	一二三、五七二	—
	一四、九四〇	五〇	一四、九四〇	七六八	四四	五、六六二	一、四二六	七六八	五〇、一八九	八二二	五〇、一八九	—

收入（圓）

總額	三六四、三九二	一、九七六、三三八	六七一、三四一	一、二九五、三七一	五七、一四〇	一、七三二、八六八	六、〇八二、六七〇	一八四、九二六	二、〇六四、六七九	九、九四二、八二七	二〇、五七五、三六四
組合員掛金	一三〇、三三六	七九七、五八六	二五一、六三〇	四七一、三九三	一九、二四八	六六八、四一五	一、八三二、六五二	九二、九九四	六九八、一五二	三、九三三、一三一	七、九一二、六五三
政府給與金	一〇三、六三九	七九七、五八六	三三一、九七三	四二六、〇二八	二一、一四三	六〇九、三六九	一、七〇八、七一八	五九、三七六	五五一、七一八	三、〇九六、九二〇	五、五八〇、五〇〇
預金利子及債券等	一六〇、四一六	三八〇、九五六	一八七、七一七	三八三、〇八九	一六、七五〇	四三四、〇八四	二、二五〇、五八三	三二、五五五	七八二、三二五	二、五九一、一八三	七、〇四五、七一一
寄附金	—	—	—	六九	—	—	—	—	三〇	—	四一二
雜收入	二	二〇〇	一〇、〇〇三	一四、七八二	—	—	六四六	—	三二、四五五	三二一、六〇三	三六、〇八八

支出（圓）

總數	金額	三二八、六九九	一、一五三、六九〇	二六八、六三一	七三三、二〇三	一五、二〇三	一、一五一、八〇一	二、〇〇六、三一三	一〇九、六三五	五四六、四四五	五、九七八、九一二	八、〇三五、五四四
	給與人員	一八、〇四六	三一、六五八	三、五六一	七六、六二七	二、五九二	八六、五一一	七七、二三七	二、九〇二	五、四六九	七三、五二〇	二九六、九八四
殉職死亡並遺族給與金	金額	一七、六九二	一七二、二五一	一八、四七四	三三、四一五	三三一	九一、二七六	二〇四、二二八	二、六二五	一三一、〇二五	三六二、六八九	一、九一五、六六九
	人員	二〇九	三、〇二五	一四三	三一四	四	二、四〇七	二六五	三〇	七四五	一、〇八一	一三、一九五
廢失年金及一時金	金額	一、二三二	八〇、八六八	九三九	—	—	—	—	—	一四、七九八	六、九一七	五五五、四三六
	人員	—	二六二	四	—	—	—	—	—	一四五	一二八	四、八〇九
傷痍給與並療養金	金額	四六、九五六	五七八、二七九	九二、三八〇	三二八、六九八	九、六六三	四五六、五三九	八六、六三八	五八、五三八	六九、六三三	三六八、〇七一	九八五、九三五
	人員	一五、六六六	二四、二四五	二、七二一	七一、〇三八	二、三六五	七八、五四九	三〇五	一、三三八	五五一	一六、〇五七	一六七、七七五
脫退給與金	金額	三、四五八	二九八、七四一	一五四、八七九	三八六、九九七	五、〇六三	四五〇、〇八九	四六五、二九四	三五、九一五	二四六、一〇三	三、〇五八、〇〇六	四、一九〇、一〇七
	人員	一五八	三、九八五	六九六	二、〇五〇	一七	四、三五二	一、四四七	九八七	二、四八五	二七、七九九	五七、六九五
勤續給與金	金額	九九、九五〇	—	—	—	—	一三五、三三五	—	八、一一六	—	一、七五五、一一三	—
	人員	一、四六六	—	—	—	—	七七	—	三九九	—	一六、八六九	—
罹災給與金	金額	二、一六七	九、九二三	三八三	—	—	二、〇七九	—	九〇八	二三、二八八	七、二八〇	一五、八五三
	人員	一六九	一四一	五	—	—	六一	—	一六	一、五四三	五七三	二七四
健康保險給與金	金額	—	—	—	—	—	—	七九四、一六七	二、八四四	—	—	三五四、三三四
	人員	—	—	—	—	—	—	七五、二二〇	一四二	—	—	五三、二三六

	金額	人員
婚姻及分娩給與金	一一、八七三	三六〇
給與金別ノ雜費	一一六、三七一	一三、六二七

第五表　共濟團體統計（第五三回統計年鑑ニ據ル）

	日的別組合數				員數別組合數					
	組合總數	共濟ヲ主トスル物	修養ヲ主トスル物	其他	十五人未滿	五十人未滿	百人未滿	三百人未滿	五百人未滿	五百人以上
昭和四年末	三、〇七〇	一、七二八	三七八	九六四	二三〇	一、一〇九	七八四	五七八	一八〇	一八九
昭和五年末	三、三三六	一、八八三	三五七	一、〇九六	二三八	一、三三二	八四一	六八六	一八四	一七〇
昭和六年末	三、三九四	一、九〇七	三八一	一、一〇六	二四九	一、二七四	八四五	六七八	一八六	一六二
昭和七年末	三、三四〇	一、七九九	三四六	一、一九五	二九七	一、二八五	七九八	六三五	一六三	一五九
昭和八年末	三、五八八	一、九八六	三六三	一、二三九	三三四	一、三一六	九五六	六四九	一七四	五六九、八二〇

第六表（其一）簡易保險事業成績累年表（簡易保險局統計年報ニ據ル）

		昭和八年度		昭和七年度		昭和六年度		昭和五年度		昭和四年度	
		件數	保險金(圓)	件數	保險金(圓)	件數	保險金(圓)	件數	保險金(圓)	件數	保險金(圓)
新契約	終身保險	四八五、一二四	七八、八三六、三九〇	四三二、九四七	六七、五四七、三七六	四〇七、一一八	六五、〇六五、九〇九	四一四、八二〇	八七、〇九一、六二三	二、一五七、五五四	三五五、八二九、二七〇
	養老保險	一、九二八、八四七	二四九、五八三、一七五	一、八一四、七九六	二三〇、三二二、四五二	一、八二〇、四四八	二四一、三三七、二三一	二、〇一九、四七二	二九〇、七〇〇、四六七		
	小兒保險	六八八、九〇一	八九、五七〇、一二〇	六三五、六一一	八二、一五七、九五八	七五三、二五三	八二、三四〇、六七七	—	—	—	—
復活	終身保險	二九、七二三	四、三九七、一八〇	五一、〇五五	七、二五五、〇三五	五〇、五一二	七、一九八、五七五	四一、三一一	五、九二七、〇六五	—	—
	養老保險	七二、二五三	一〇、四六四、〇一五	一二三、〇〇〇	一五、九一八、九三一	一二五、九六九	一五、一二三、三三三	九〇、一四〇	一一、九四四、四二七	一〇四、八二七	一四、〇二七、八七三
	小兒保險	五、七六〇	七五七、一六八	三、二六二	四四三、二〇七	五〇	七、三五一	—	—	—	—

第六表（其二）簡易保險契約狀況（昭和八年度末）

	件数			保險料（圓）			保險金額（圓）		
	個人契約	團體契約	計	個人契約	團體契約	計	個人契約	團體契約	計
終身保險	四、三五五、五三一	一〇五、九二三	四、四六一、四五三	二、七五九、〇二九	三七、六五一	二、七九六、六八〇	六二〇、一五九、三八五	一一、七九三、九四六	六二一、九五三、三三二
死亡									
終身保險	九八、四二六	一四、〇七〇、四五六	八八、五五一	一二、四二八、八〇七	八四、二三七	一一、七三一、四〇八	一二、〇四八、五四八	八〇、七一七	一二、〇四八、五四八
養老保險	一三一、六八三	一七、八五〇、六八四	一一九、八四一	一六、四〇七、三九七	一二五、七〇九	一六、〇四八、六六二	一四、六四三、八六六	一〇五、七二九	一四、六四三、八六六
小兒保險	八、五二八	一、一六五、六一三	四、九二三	七〇五、四七四	九五二	一四五、二四五			
滿期									
終身保險	—	—	—	—	—	—	—	—	—
養老保險	一三八、六〇八	一四、八〇八、九六一	一二三、〇三三	一〇、七一九、五四〇	五五、三〇二	四、四八七、四二〇	一、九一八、二六五	二五、四一三	一、九一八、二六五
小兒保險	—	—	—	—	—	—	—	—	—
解約									
終身保險	七二、二六〇	一〇、一八二、八一三	一二二、八八二	一五、三九〇、〇一六	一三三、九四二	一六、八三四、二六五	一三、九八一、五四〇	九三、六八〇	一三、九八一、五四〇
養老保險	二七四、三三四	三七、九九八、六二六	三九八、三三三	五四、九七〇、二〇六	四三八、三七六	六三、二七四、二九一	五〇、〇七六、五六六	二〇六、三九八	五〇、〇七六、五六六
小兒保險	二、一一六	一、四七三、七六五	六、八八一	九二二、八〇三	一、七二三	二一八、〇三七	二四、九四九、四三一	三〇、二八七、一〇三	二四、九四九、四三一
失效									
終身保險	一〇八、八九七	一六、八九五、七五七	一六八、八三一	二四、九五七、五〇〇	二四、九六一	三一、六二一、〇七九	二六、九四九、四三一	一七六、八四一	二六、九四九、四三一
養老保險	四三八、八四五	五四、六三四、〇八二	六〇八、二〇八	七五、八八二、〇三六	七四九、五八七	九八、一三四、六二六	九三、〇二一、三六二	六四五、九五六	九三、〇二一、三六二
小兒保險	五三、四九一	一、四九一、六二四	四四、九五一	五、六三一、一六四	一二、〇六六	一、五一九、九六一	九、一一〇、九〇五	四三、三二八	九、一一〇、九〇五
其他ノ事由ニ因ル增減									
終身保險	三三、二一二	七、九四二、五八九	八、二四五、八二五	八、一三七、一五六	四一、七〇五	八、八八三、四九六	四、四九六、三九一	三九、六四四	四、四九六、三九一
養老保險	二八、三九三	八、二四五、八二五	三四、七五六	八、一三七、一五六	三七、二六六	六、二〇六、六三八	二八二	二八二	二八二
小兒保險	一、二一五	四五八、三五四	六八五	二三六、八四四	二八二	八六、二五八	一四、五二八、〇一九	一、九四九、九五三、〇〇四	一四、五二八、〇一九
年度末現在契約									
終身保險	四、四六一、四五三	六三、九五三、三三二	四、二五六、四〇一	五八七、八一〇、八七七	四、一八四、二八二	五四七、四二四、二三九	四、一九〇、四八七	五七一、二三〇、〇〇四	一、五三〇、一四五、七〇五
養老保險	一三、八三六、二〇四	一、七九四、九六七、六七八	一三、七四八、〇七一	一、六六八、四五八、六六七	一三、〇五〇、九二三	一、五九八、三三三、六二一	一一、四三六、二一三		
小兒保險	一、七六〇、〇二九	三三七、二六二、三三七	一、一三九、七一五	一五六、五二四、四〇六	五五八、二八一	八〇、三七八、五二七			

備考　小兒保險ハ昭和六年以前ハ設定サレズ
昭和四年度分ハ終身及養老保險ノ合計ナリ

養老保險	一三、六七二、三五二	一六四、八五二	一三、八三六、二〇四	一三、一六二、二七九	七九、二〇三
合計	一八、〇三六、八八三	二七〇、七七四	一八、二九七、六五七	一四、九二一、三〇九	一二六、八五四
小兒保險	—	—	一、七六〇、〇二九	—	—
總計	一八、〇六八、八八三	二七〇、七七四	二〇、〇五七、六八六	一四、九二一、三〇九	一二六、八五四

第六表（其三）簡易保險事業各月狀況（簡易生命保險事業概況ニ據ル）

昭和九年	新契約件數	消滅件數 死亡	滿期	解約	失效	月末現在件數 保險料	保險金額	人口千人ニ對スル割合 新契約件數	月末現在件數
一月	一五五、一二一	一八、三六三	一三、八九六	三一、〇〇二	四〇、六四八	一九、九〇〇、七三八	一六、一二四、五六八円	二、六三三、七五九、八四二円	三八・〇七	二七四・四九
二月	一七二、四四六	二〇、八四三	七、九三三	二六、四五四	四五、六九一	一九、九七九、七七七	一六、一九一、一八八	二、六四四、四八九、一八九	四〇・四五	二七五・五八
三月	一六四、二四三	二三、六〇七	一二、五四七	二五、八〇六	四二、九四九	二〇、〇四八、二八五	一六、二四五、四九六	二、六五三、二五八、七八一	四二・七二	二七六・五三
四月	三六六、二七五	二〇、四九七	一九、二五三	二九、七六〇	四五、九二五	二〇、三二九、四九三	一六、四八八、〇八七	二、六九三、六一二、七二六	五〇・〇四	二七九・五四
五月	三九四、五二一	二一、六三五	一七、六四二	二七、九〇七	五一、五四三	二〇、六一一、九八四	一六、七三九、二八三	二、七三二、六六五、三二三	一〇・四八	二八三・四二
六月	三四〇、二八七	二四、四一一	一一、六三九	二五、九三六	三九、三一〇	二〇、八五八、二〇七	一六、九五四、二一一	二、七六八、二六四、〇九四	一五・一四	二八六・八一
七月	二七九、九八二	二一、〇二〇	一一、二七一	二三、四九一	三六、九五八	二一、〇五一、八四九	一七、一一四、三四二	二、七九四、四六三、〇六一	一八・九九	二九一・四七
八月	二〇八、二四五	一九、二七一	一三、九五一	二三、六二八	三六、一四四	二一、一七四、一五一	一七、二一六、六一二	二、八一一、三九四、三八六	二一・八五	二九一・一五
九月	二七一、九五〇	二〇、二七三	一一、二〇八	二五、九八七	四一、五五〇	二一、三五二、五四五	一七、三八七、二六五	二、八三六、一九〇、四八一	二九三・六〇	二九三・五九
十月	三四三、五四六	二〇、八三七	一七、一六一	二四、八二〇	四一、六九三	二一、五九七、八二四	一七、五七三、九五三	二、八七〇、一一四、六一九	二〇・九二	二四三・〇七
十一月	三〇〇、四八六	二一、六九三	二〇、八八九	二八、五九五	四一、八一七	二一、九一〇、九六九	一七、七三二、九九五	二、八九六、〇四六、四九〇	二四・〇〇	二九五・七〇
十二月	二八八、三五三	二五八、四六〇	二三、六八七	二七、七九九	四〇、六九八	一七、八二六、五三四	一七、八二六、五三四	三、九一一、九三四、三九〇	三七・〇九	二九七・三二
計	三、一五〇、八八一									

第六表（其四）　簡易保險積立金貸付狀況（簡易保險局調）

	昭和九年度		昭和八年度	昭和七年度	昭和六年度	昭和五年度
	件數	金額				
		円	円	円	円	円
簡易食堂	一	五、〇〇〇	〇	〇	〇	〇
（公益市場）	—	—	—	一四一、一〇〇	二八三、五〇〇	一六五、〇〇〇
小賣市場	八	三九五、〇〇〇	一〇三、九〇〇	—	—	—
實費診療事業	一	二、二〇〇	三一五、五〇〇	〇	〇	一九六、〇〇〇
公立結核療養所	〇	〇	四二、〇〇〇	二一、九〇〇	八〇〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇
公益質屋	五	六〇、七〇〇	二三、〇〇〇	八八、五〇〇	一二四、八〇〇	四三三、四九五
公益浴場	二	一九、三〇〇	二、五〇〇	〇	〇	一〇、〇〇〇
自作農創設推持	四九	一四、六四五、一〇〇	一四、五二二、七〇〇	一六、六三七、五〇〇	一五、六九四、〇〇〇	一六、〇〇〇、〇〇〇
地方改善地區整理	二	三〇七、五〇〇	〇	三八〇、七〇〇	三五〇、〇〇〇	七〇一、一〇〇
（小額生業資金）	—	—	—	〇	二、〇〇〇	三二、〇〇〇
災害復舊小額生業資金	二	四三、〇〇〇	〇	—	—	—
小口產業資金	三	三六、〇〇〇	九三、〇〇〇	四二六、〇〇〇	四五七、五五〇	六〇八、〇〇〇
農業共同施設	二〇	四五、三四〇	二三七、〇〇〇	二四一、九〇〇	二三〇、六〇〇	二七四、〇〇〇
（農業倉庫）	—	—	—	—	二〇、二〇〇	〇
畜產共同施設	九	八二、〇〇〇	六〇〇	〇	一五、〇〇〇	二七、九〇〇
林業共同施設	三	一五、八〇〇	〇	〇	九、三〇〇	〇
水產共同施設	四	三八五、七〇〇	八五、〇〇〇	四五九、〇〇〇	二六九、一〇〇	七〇、〇〇〇
（漁業共同施設ヲ含ム）						
商業共同施設	〇	〇	三一五、〇〇〇	〇	二〇、〇〇〇	〇
工業共同施設	〇	〇	〇	三〇、五〇〇	〇	三三、三〇〇

| | | |

府縣農會府縣水産會及商工會議所事務所用建物	四	五六、五三〇	二三、五〇〇	—
公立中等學校	四	四七九、〇〇〇	八二、六〇〇	七七、〇〇〇
地方自治體ノ各種公共事業	一八	六八二、八〇〇	四五、〇〇〇	—
合計	二六	二〇、九二八、三三〇	三、一二一、六五〇	三五、七七四、八〇〇
				三五、二八六、四五〇
				四四、七五一、〇一九

備考 一、貸付事業名中括弧ノ附シアルハ現在ニ於テハ存在セザル事業名ナリ

二、本表ハ當初ノ貸付金額ニ依リタルモノニシテ償還濟額ヲ控除セズ尙現ニ貸付内定トナリ居ルモノハ貸付金未交付ノモノヲモ之ヲ計上セリ

三、年度ハ貸付内定ノ年度ニヨル

第七表 郵便年金各月狀況

（郵便年金事業概況ニ據ル）

昭和九年	新契約 件數	新契約 年金額	消滅件數 死亡	消滅件數 解約	消滅件數 法定解除	月末現在 件數	月末現在 年金額	月末現在 一件平均年金額
一月	二、七〇九	三〇三、七七〇円	一三七	七一八	二四二	二七二、八一九	二一、五四五、〇三四円	七九・一円
二月	二、〇〇七	二三〇、六二〇	二五五	五〇六	一二七	二七三、九二九	二一、六八〇、八八三	七九・一
三月	三、五八九	三七三、四八一	二〇八	六二六	一四六	二七六、五三八	二一、九三三、五七〇	七九・三
四月	三、五二七	四二五、〇一五	一九二	六八三	一九〇	二七九、二一一	二三、二三五、五九一	七九・六
五月	四、八六八	六二四、八五二	二一三	七二四	一六五	二八二、九七三	二三、七二八、八一九	八〇・三
六月	四、六九三	五九一、五九九	二三二	六二二	三三三	二八六、四八九	二三、一七三、八四四	八〇・九
七月	五、七九五	七四九、一三一	一七一	六二四	四三五	二九一、〇四四	二三、七六〇、〇七六	八一・六
八月	二、七七五	三四八、〇〇六	一七九	五六七	一四七	二九二、九二五	二三、九八九、三九九	八一・九
九月	八、四四五	一、一八九、八一八	一九〇	五二六	二五九	三〇〇、三八五	二五、〇五三、三四〇	八三・四

十月	二、五七七	二六三、五五〇	二六	六二七	三〇八	三〇一、七九八	二五、一六五、五五六	八三・二
十一月	二、六七三	二三一、八二六	二六	六五一	一三八	三〇一、四四九	二五、二五八、七五三	八三・二
十二月	四、一六五	二四一、〇一四	三二	六二四	一七七	三〇六、六〇二	二五、四七三、六九一	八三・一
計	四七、八二三	五、六七二、六八三	二、四五〇	七、四八八	二、六五七	—	—	—

第八表　健康保險事業成績

（勞働統計要覽ニ據ル）

第八表（其一）健康保險事業成績累年表

(1) 被保險者數

	總數	強制被保險者	其他	計	總數	強制被保險者	其他	組合數	總數	強制被保險者	其他
昭和二年度末	一、八八九、二四四	一、八五九、〇〇三	四〇、二四一	一、一二五、三二一	一、一二三、四三八	一、七八三	三七	七七四、〇二三	七四五、五六五	二八、四五四	
昭和三年度末	一、九三三、六一三	一、九〇一、五五〇	三二、〇六三	一、一六〇、九五三	一、一五八、七四〇	二、二二三	三四三	七七二、六六〇	七四二、八一〇	二九、八五〇	
昭和四年度末	一、八九九、八九三	一、八七一、二三六	二八、六五七	一、一四六、二五八	一、一四三、九九七	二、二六一	三四九	七五三、六三五	七二七、二三九	二六、三九六	
昭和五年度末	一、五四七、七八〇	一、五一三、〇九〇	三四、六九〇	九三三、六八三	九三〇、〇七二	二、六二一	三四五	六一四、〇九七	五八三、〇一八	三一、〇七九	
昭和六年度末	一、六三三、二三七	一、五九九、二三〇	三四、〇〇七	一、〇四七、五五二	一、〇四三、七〇二	三、八五一	三四五	五八五、六八四	五五五、五二八	三〇、一五六	
昭和七年度末	一、七二〇、一九九	一、六八四、五〇九	三五、六九〇	一、一三三、一四一	一、一一七、四七八	四、六六三	三四七	五九八、〇五八	五六七、〇三一	三一、〇二七	
昭和八年度末	二、〇〇一、四八一	一、九六五、〇二六	三六、四五五	一、二九四、九二六	一、二九〇、四三九	四、四八七	三四五	七〇六、五五五	六七四、五八七	三一、九六八	

(2) 保險給付ノ件數日數及費用額

	政府管掌			健康保險組合管掌		
	總數	日數	費用額	總數	日數	費用額
昭和二年度末	六、六七三、四七三 件	三、二〇三、〇六七	一六、七二六、六九七円	三、四七〇、四〇六	一七、五〇七、六三三円	

第八表（其二）被保険者月表（昭和九年）

	強制保険			任意継続			計			健康保険組合管掌ノ分	
	事業数（月末現在）	月中増被保険者	月末現在被保険者	事業数（月末現在）	月中増被保険者	月末現在被保険者	事業数（月末現在）	月中増被保険者	月末現在被保険者	組合数	被保険者数
昭和三年度末	五六、七八五、五一六	七七、八二二、二六六	三三、一四九、三七四	三、三八〇、八二八	四二、五三六、一一一	一六、六五五、八三九	三、四〇八、六八八	三五、二八五、九五四	一六、四九三、五三五	一四五	六九二、三一三
昭和四年度末	六、八二三、六三七	八三、九九〇、七八三	三四、一六二、一四五	三、四四七、九一八	四七、三三四、二九九	一七、六六四、五〇五	三、三七四、七一九	三六、六六六、四八四	一六、四九七、六四〇	一四六	六九二、三一三
昭和五年度末	六、五九七、一〇三	八五、〇三三、七二六	三三、七二三、〇八四	三、五五一、九八五	五一、三〇七、三五二	一七、五九三、三二二	三、〇四五、一一八	三三、七二六、三七四	一五、一二九、七六二	一三三	一三四、二八一
昭和六年度末	五、八三五、三八九	七四、九六九、二四五	二六、五一二、九六二	三、二八四、六四二	四六、九六七、一一八	一四、八五四、二七二	二、五五〇、七四七	二八、〇〇二、一三七	一一、六五八、六九〇	一三四	一三四、二七七
昭和七年度末	五、六七六、三七〇	七一、二三二、四八七	二三、七六四、三〇五	三、二五一、七六五	四五、六六一、七四三	一三、六四八、四一三	二、四二四、六〇五	二六、〇六〇、七四四	一〇、一一五、八九二	一三五	六九二、三一三
昭和八年度末	六、四九五、六九四	八一、三七八、七四五	二六、六三六、九二八	三、七〇〇、六六二	五一、八九七、三七七	一五、二一八、一七七	二、七九五、〇三二	二九、四八一、三六八	一一、四一八、八五一	一三五	六九二、三一三
昭和九年一月	五三、三七〇	九四、七六五	一、二一三、八八五	七三六	二五一	四、三三〇	一六四	五三、一〇六	九五、〇三一	一三五	一、二一八、二六九
二月	五三、九七八	一〇六、七四九	一、二四二、八八〇	七三五	二一六	四、二五五	一四六	五三、七一三	一〇六、九七六	一三五	一、二四七、二八一
三月	五三、四九五	一一九、三六四	一、二九〇、四〇七	八六〇	三八八	四、三七七	一三三	五四、三五五	一一九、七六六	一三五	一、二九四、九〇六
四月	五三、八〇〇	一〇六、六三二	一、三二七、三八四	八九九	一、〇六〇	五、二〇六	一〇二	五四、六九九	一〇七、七一一	一三六	一、三三二、六九二
五月	五四、二六八	八八、九三二	一、三三一、九三〇	九〇二	二九三	五、二一八	八九	五五、一九〇	八九、二四二	一三六	一、三三七、二三七
六月	五四、七五七	八九、〇四八	一、三五二、二四八	九〇八	二四八	五、二五七	七五	五五、六六五	八九、三二四	一三六	一、三五七、五八〇
七月	五五、五四七	一一四、五五九	一、四〇六、二八七	九三六	六二六	五、四七五	五八	五六、四八三	一一五、一九九	一三六	一、四一一、八二〇
八月	五六、三二六	八八、四七二	一、四三一、〇四一	九七四	六三〇	五、八九三	五三	五七、三〇〇	八九、二〇九	一三六	一、四三六、九八七
九月	五六、九九六	八五、八八三	一、四五〇、五四九	九八七	三〇五	五、九九三	六二	五七、九八三	八六、二〇九	一三六	一、四五六、六〇四
十月	五七、二四五	八九、〇三七	一、四七一、〇四七	九七三	二五二	六、〇二九	七一	五八、七一八	八九、三一三	一三五	一、四七七、一四七

第八表（其三）保險給付ノ件數日數及費用額（昭和八年度）

	總數			政府管掌ノ分			組合管掌ノ分		
	件數	日數	費用額（円）	件數	日數	費用額（円）	件數	日數	費用額（円）
十一月	六、四九五、六九四	八一、三七八、七四五	二六、六三六、九二八	五一、八九七、三七七	一五、二二八、〇七七	二、七九五、〇三三	二九、四八一、三六八	二、七七〇、五〇九	二、四一五、一二八
十二月	六、三八一、三一八	八〇、〇〇九、八二一	二五、〇六八、四一六	五〇、八四六、六七八	一四、〇九二、四七二	二、六一〇、八〇九	二九、一六三、一四三	一〇、九七五、九四四	二、四一五、一二八
總數	五、七一〇、〇六四	六七、七八八、五六八	一六、五五一、〇九九	三、二九四、九三六	四四、四六六、一五五	一〇、〇八八、二三六	二三、三二二、四一三	六、四六二、八六三	一九七、〇四九
傷病ニ關スル給付									
療養ノ給付 計	四六六、一二七	五、三三八、四七一	—	二六九、〇七八	二、九〇七、九五八	—	一九七、〇四九	二、四三〇、五一三	—
療養ノ給付 業務上	五、二四三、九三七	六二、四五〇、〇九七	—	三、〇二五、八五八	四一、五五八、一九七	—	二二八、〇七九	二〇、八九一、九〇〇	—
療養費 計	七、六一五	一三八、三六五	一四七、〇六四	一、四九九	一五、六六〇	一六、四三一	六、一一六	一二三、七〇五	一三〇、六三三
療養費 業務上	二、三一二	二三、四三〇	三〇、一五一	九五六	三、二八〇	四、八〇六	一、三五六	一九、一五〇	二五、三四五
療養費 業務外	五、三〇三	一二五、九三五	一一六、九一三	五四三	一二、三三〇	一一、六二五	四、七六〇	一〇三、五五五	一〇五、二八八
傷病手當金 計	六六三、六三九	一二、〇八二、八八八	八、三七〇、一五三	三二四、三七四	六、三六四、八六三	三、九八七、七〇五	三四九、二六五	五、七一八、〇二五	四、三八二、四四八
傷病手當金 業務上	一六九、九六七	二、五三六、七三二	一、九四一、九九五	八〇、八八四	一、一一九、六七〇	七九九、九六九	九九、〇八三	一、四一七、〇六二	一、一四二、〇二六
傷病手當金 業務外	四九三、六七二	九、五四六、一五六	六、四二八、一五八	二三三、四九〇	五、二四五、一九三	三、一八七、七三六	二六〇、一八二	四、三〇〇、九六三	三、二四〇、四二三
埋葬料 計	一三、二七三	—	五一二、五四四	八、八四七	—	三一六、六四〇	四、四二六	—	一九五、九〇四
埋葬料 業務上	一一、七六三	—	四七四、五六五	七、五七一	—	二八五、〇〇六	四、一九二	—	一八九、五五九
埋葬料 業務外	一、二〇八	—	四九、四九二	四一九	—	一六、三二六	七八九	—	三三、一六六
埋葬費 計	一〇、五五五	—	四二五、〇七三	七、一五二	—	二六八、六八〇	三、四〇三	—	一五六、三九三
埋葬費 業務上	一、五一〇	—	三七、九七九	一、二七六	—	三一、六三四	二三四	—	六、三四五
埋葬費 業務外	一二四	—	二、八四七	四三	—	一、一八八	七一	—	一、六五九
	一、三九六	—	三五、一三二	一、三三六	—	三〇、四四六	一六三	—	四、六八六

	計	分娩費	産院収容	助産手當	出産手當金
分娩ニ關スル給付	一〇一、一〇三	三四、六六四	四一	二九、二四七	三七、一五一
	一、三六八、九二四	—	—	—	一、三六八、九二四
	一、〇五六、〇六八	三七六、六六八	三四六	一五九、三四九	五一九、七〇五
	八一、〇〇六	二六、九六二	一八	二六、一二四	二五、九〇二
	一、〇五〇、六九九	—	—	—	一、〇五〇、六九九
	八〇九、〇六五	二九〇、七八四	二二六	一四二、〇二八	四七六、〇二七
	一、〇一〇、〇九七	二五、七〇二	二二	三、一二二	一、二四九
	三二八、二二五	—	—	—	三二八、二二五
	二四七、〇〇二	八五、八八四	一二〇	一七、三二一	一四二、六七八